

第一百二十九回国会 大蔵委員会議録 第六号

号

(一一一)

平成六年六月三日(金曜日)

午前九時十四分開議

出席委員

委員長 宮地 正介君

理事

石原 伸晃君

理事

堀之内 久男君

理事

海江田万里君

理事

日野 市朗君

理事

理森君

大島

岸田 文雄君

熊代 昭彦君

福田 康夫君

山中 貞則君

新井 将敬君

上田 清司君

太田 誠一君

高木 義明君

中村 時広君

米田 建三君

永井 哲男君

渡辺 嘉藏君

谷口 隆義君

佐々木陸海君

理事 金子 一義君
理事 村上誠一郎君
理事 村井 仁君
理事 北側 一雄君
大原 一三君
久野統一郎君
塙嶋 恭久君
保岡 興治君
青木 宏之君
伊藤 英成君
栗本慎一郎君
中田 宏君
山本 幸三君
秋葉 忠利君
細谷 治通君
齊藤 鉄夫君
田中 甲君
坂本 剛二君総務省行政管理 柚木 俊二君
法務省民事局参 吉戒 修一君
厚生省保険局保 險課長 渡辺 芳樹君
運輸大臣官房審 議官 加藤 南君
大蔵委員会調査 室長 中川 浩扶君

委員外の出席者

総務省行政管理 柚木 俊二君
法務省民事局参 吉戒 修一君
厚生省保険局保 險課長 渡辺 芳樹君
運輸大臣官房審 議官 加藤 南君
大蔵委員会調査 室長 中川 浩扶君

趣旨の説明を聽取いたします。藤井大蔵大臣。

証券取引法の一部を改正する法律案

平成六年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律案(内閣提出第六号)

〔本号末尾に掲載〕

〔本号末尾に掲載〕

六月三日
委員の異動

辞任

補欠選任

の決定を内部者取引規制上の重要事実として規定し、これを公表しなければ会社及び会社関係者は、当該会社の株式に係る株券の買い付け等をしてはならないこととしております。

そのほか、証券会社による取引報告書の作成等につき、所要の改正を行うこととしております。

次に、平成六年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律案につきまして、御説明申し上げます。

す。

平成六年度予算の編成に当たりましては、現下のまことに深刻な財政事情と厳しい経済状況にかんがみ、平成五年度第三次補正予算とあわせ、可能な限り景気に配慮するよう努めるとともに、従来にも増して徹底した歳出の洗い直しに取り組む一方、限られた資金の重点的、効率的配分に努め、質的な充実に配慮したところであります。

本法律案は、こうした努力に加え、平成六年度の財政運営を適切に行うため、各種制度の運営に支障が生じない範囲の特例的な措置として、平成六年度において、国債費定率繰り入れの停止等の会計間の繰り入れ等に関する措置を講ずるものであります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申します。

第一は、国債費定率繰り入れ等の停止であります。

第二は、国債費定率繰り入れ等の停止であります。

第三は、国債費定率繰り入れ等の停止であります。

第四は、国債費定率繰り入れ等の停止であります。

第五は、国債費定率繰り入れ等の停止であります。

第六は、国債費定率繰り入れ等の停止であります。

第七は、国債費定率繰り入れ等の停止であります。

第八は、国債費定率繰り入れ等の停止であります。

第九は、国債費定率繰り入れ等の停止であります。

第十は、国債費定率繰り入れ等の停止であります。

第十一は、国債費定率繰り入れ等の停止であります。

第十二は、国債費定率繰り入れ等の停止であります。

第十三は、国債費定率繰り入れ等の停止であります。

第十四は、国債費定率繰り入れ等の停止であります。

第十五は、国債費定率繰り入れ等の停止であります。

第十六は、国債費定率繰り入れ等の停止であります。

第十七は、国債費定率繰り入れ等の停止であります。

出席委員

委員長 宮地 正介君

理事

石原 伸晃君

理事

堀之内 久男君

理事

海江田万里君

理事

日野 市朗君

理事

理森君

大島

岸田 文雄君

熊代 昭彦君

福田 康夫君

山中 貞則君

新井 将敬君

上田 清司君

太田 誠一君

高木 義明君

中村 時広君

米田 建三君

永井 哲男君

渡辺 嘉藏君

谷口 隆義君

佐々木陸海君

出席国務大臣

大蔵大臣 藤井 裕久君

出席政府委員

大蔵政務次官

大蔵省主計局次長

大蔵省主税局長

大蔵省理財局長

大蔵省証券局長

大蔵省銀行局長

監視部長

委員会事務局長

税税次長

税税三浦

出席國務大臣

大蔵大臣 藤井 裕久君

出席政府委員

大蔵政務次官

大蔵省主計局次長

大蔵省主税局長

大蔵省理財局長

大蔵省証券局長

監視部長

委員会事務局長

税税三浦

出席国務大臣

大蔵大臣 藤井 裕久君

出席政府委員

大蔵政務次官

大蔵省主計局次長

大蔵省主税局長

大蔵省理財局長

大蔵省証券局長

監視部長

委員会事務局長

税税三浦

出席国務大臣

大蔵大臣 藤井 裕久君

出席政府委員

大蔵政務次官

大蔵省主計局次長

大蔵省主税局長

大蔵省理財局長

大蔵省証券局長

監視部長

委員会事務局長

税税三浦

出席国務大臣

大蔵大臣 藤井 裕久君

出席政府委員

大蔵政務次官

大蔵省主計局次長

大蔵省主税局長

大蔵省理財局長

大蔵省証券局長

監視部長

委員会事務局長

税税三浦

出席国務大臣

大蔵大臣 藤井 裕久君

出席政府委員

大蔵政務次官

大蔵省主計局次長

大蔵省主税局長

大蔵省理財局長

大蔵省証券局長

監視部長

委員会事務局長

税税三浦

出席国務大臣

大蔵大臣 藤井 裕久君

出席政府委員

大蔵政務次官

大蔵省主計局次長

大蔵省主税局長

大蔵省理財局長

大蔵省証券局長

監視部長

委員会事務局長

税税三浦

出席国務大臣

大蔵大臣 藤井 裕久君

出席政府委員

大蔵政務次官

大蔵省主計局次長

大蔵省主税局長

大蔵省理財局長

大蔵省証券局長

監視部長

委員会事務局長

税税三浦

出席国務大臣

大蔵大臣 藤井 裕久君

出席政府委員

大蔵政務次官

大蔵省主計局次長

大蔵省主税局長

大蔵省理財局長

大蔵省証券局長

監視部長

委員会事務局長

税税三浦

出席国務大臣

大蔵大臣 藤井 裕久君

出席政府委員

大蔵政務次官

大蔵省主計局次長

大蔵省主税局長

大蔵省理財局長

大蔵省証券局長

監視部長

委員会事務局長

税税三浦

出席国務大臣

大蔵大臣 藤井 裕久君

出席政府委員

大蔵政務次官

大蔵省主計局次長

大蔵省主税局長

大蔵省理財局長

大蔵省証券局長

監視部長

委員会事務局長

税税三浦

出席国務大臣

大蔵大臣 藤井 裕久君

出席政府委員

大蔵政務次官

大蔵省主計局次長

大蔵省主税局長

大蔵省理財局長

大蔵省証券局長

監視部長

委員会事務局長

税税三浦

出席国務大臣

大蔵大臣 藤井 裕久君

出席政府委員

大蔵政務次官

大蔵省主計局次長

大蔵省主税局長

大蔵省理財局長

大蔵省証券局長

監視部長

委員会事務局長

税税三浦

出席国務大臣

大蔵大臣 藤井 裕久君

出席政府委員

大蔵政務次官

大蔵省主計局次長

大蔵省主税局長

大蔵省理財局長

大蔵省証券局長

監視部長

委員会事務局長

税税三浦

出席国務大臣

大蔵大臣 藤井 裕久君

出席政府委員

大蔵政務次官

大蔵省主計局次長

大蔵省主税局長

大蔵省理財局長

大蔵省証券局長

監視部長

委員会事務局長

税税三浦

出席国務大臣

大蔵大臣 藤井 裕久君

出席政府委員

大蔵政務次官

大蔵省主計局次長

大蔵省主税局長

大蔵省理財局長

大蔵省証券局長

監視部長

委員会事務局長

税税三浦

出席国務大臣

大蔵大臣 藤井 裕久君

出席政府委員

大蔵政務次官

大蔵省主計局次長

大蔵省主税局長

大蔵省理財局長

大蔵省証券局長

監視部長

なお、定期繰り入れ等の停止に伴い国債整理基金の運営に支障が生じることのないよう、別途、NTT株式の売却収入に係る無利子貸付けについて繰り上げ償還を実施するとともに、地方公共団体等に対し相当額の償還時補助金を交付することとし、このため必要となる措置を講ずることとしております。

第二は、国民年金国庫負担金の平準化措置による平成六年度の加算額に係る一般会計からの繰り入れの特例であります。

平成六年度における一般会計から国民年金特別会計国民年金勘定への繰り入れについては、国民年金特別会計への国庫負担金の繰り入れの平準化を図るための一般会計からする繰り入れの特例に関する法律の規定による繰り入れ金額の算定において加算するものとされている金額はこれを加算しないものとともに、後日、将来にわたる国民年金事業の財政の安定が損なわれるものとのないよう、加算しなかった金額に相当する額及びその運用収入相当額の合算額に達するまでの金額を一般会計から繰り入れるものとしております。

第三は、政府管掌健康保険事業に係る繰り入れの特例であります。

平成六年度における一般会計から厚生保険特別会計健康勘定への繰り入れについては、健康保険法に定める額から千二百億円を控除して繰り入れるものとともに、後日、政府管掌健康保険事業の適正な運営が確保されるよう、各年度の当該勘定の收支の状況等を勘案して、繰り入れ調整分及びその運用収入相当額の合算額に達するまでの金額を一般会計から繰り入れるものとしております。

第四は、雇用保険事業に係る一般会計からの繰り入れの特例であります。

平成六年度における一般会計から労働保険特別会計雇用勘定への繰り入れについては、雇用保険法に定める額から三百億円を控除して繰り入れるものとともに、後日、雇用保険事業の適正な運営が確保されるよう、各年度の当該勘定の收

支の状況等を勘案して、繰り入れ調整分及びその運用収入相当額の合算額に達するまでの金額を一

般会計から繰り入れるものとしております。

第五は、一般会計において承継した債務等の償還の特例についてであります。

交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金のうち一般会計に帰属したもの並びに日本国有鉄道及び日本国有鉄道清算事業団の債務のうち一般会計において承継したものについては、五年以内の償還期間を含め、十年以内に償還しなければならないこととしております。

第六は、自動車損害賠償責任再保険特別会計から一般会計への繰り入れであります。

平成六年度において、自動車損害賠償責任再保険特別会計の保険勘定及び保障勘定から八千百億円を限り、一般会計に繰り入れることができるこ

ととともに、後日、繰入金相当額及びその運用収入相当額の合算額に達するまでの金額を一

般会計から繰り入れるものとしております。

第七は、造幣局特別会計から一般会計への繰り入れであります。

平成六年度において、造幣局特別会計から一億円を限り、一般会計に繰り入れができるこ

ととしております。

以上が、証券取引法の一部を改正する法律案及

び平成六年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰り入れの特例等に関する法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同ください

ますようお願い申し上げます。

○宮地委員長 これにて趣旨の説明は終わりまし

た。

○宮地委員長 これより質疑に入ります。

ます。石原伸晃君。

○石原(伸)委員 ただいま御説明のございました

証券取引法の一部を改正する法律案並びに平成六年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰り入れの特例等に関する法律案につきまして、暫時質問をさせていただきたいと思

います。

大臣の趣旨説明の中にございましたように、現

下のまことに深刻な財政事情は悪化している、こ

ういう話を聞くわけでございます。御説明を願い

なつてているのか。昨今言われておりますのは、ア

メリカよりも日本の財政事情は悪化している、こ

ういう話を聞くわけでございます。御説明を願い

たいと思います。

○藤井国務大臣 財政事情の御説明にはいろいろな見方があると思います。今アメリカとの比較と

いうお話を出ましたが、国民経済計算上の財政收支というのがあります。日本は、世界からはま

だいいのではないかということを言われていたわ

けでございます。

それは、実はいわゆる社会保障でございます。

日本が積立方式をやっているために、その分を黒字にカウントしているということを無視してあ

るいは知つてか、それが黒字部分であるというこ

とで、日本の財政收支はいいのだということが言

われておりました。しかしながら、細かくは事務

部門からも答弁させていただきますが、それを加味しても非常に悪い状況、赤字の状況になつておりますし、ましてやそれを除いた一般財政というものは先進国の中では相当悪い、むしろ悪い方に入つてゐるということを申し上げていいと思いま

す。

○竹島政府委員 お答え申し上げます。

まず、財政事情の国際比較でございますが、先ほど大臣の方から政府の財政収支についてのお話を申し上げましたけれども、関連する指標といたしまして、私どもは、それぞれの国の公債の依存度、それから長期政府債務残高のGNPに対する比率、それから毎年の歳出額に占める利払い費の割合、この三つの指標を用いて検討させていた

だいております。

これで申し上げますと、まず公債依存度につきましては、日本は九四年度で一八・七%でござります。これは、フランスが一九・六%という高い数字でございますが、それに次ぎましてG5の中で

日本はナンバーワンの高さであるということでござります。

それから、長期政府債務残高のGNPに対する比率でございますが、日本は九四年度で五三%でござります。アメリカが五九・五%ということでござります。

それから、長期政府債務残高のGNPに対する比率でございますが、日本はワーストツーといふところでござります。

さらに、歳出額、予算規模に対する利払い費の割合は、我が国は九四年度で一五・九%でございまして、これは主要五カ国の中でも一番悪い数字になつておるわけでございます。

それから、長期政府債務残高の大宗を占めます國債残高、これは六年度予算をもちまして二百一兆円の残高になるということで、大変巨額なものになつておるわけでございます。

一方、これ以外の政府の債務、いわゆる隠れ借金等ということで言われておりますものといたしまして、毎年予算委員会に提出申し上げております。今後処理を要する措置というものがござります。

いろいろ中身が違うものが入つてございますけれども、項目といたしましては十項目、その合

計は単純に足し上げますと約三十数兆円になると

いるということです。

させたいだいてるわけであります。

この国債整理基金というものは、国債の償還の

○石原(伸)委員 平成七年度以降もこの制度を運

用していくことは可能と見ているのでしょうか。

それとも、本当に厳しいところまで来ていると考

えていらっしゃるのでしょうか。

いうものでございます。ただ、その中に日本国有鉄道清算事業団の長期債務二十五兆八千億円とい

うものが入ってございますけれども、国民年金の平準化、それから地方財政対策等々に係るものがあ

大体十一兆円ぐらいあるという状況でございま

す。

その間は、国債整理基金の資金繰りといいます

○石原(伸)委員 今後処理を要する措置というものの合計は三十数兆円とお答えでございましたが、もう少し詳しく、三十何兆円なのでございま

す。

その間は、国債整理基金の資金繰りといいます

か運営につきましては、NTTの株式が売却でき

たといったこともございまして、毎年度のやりくりはござりますけれども、国債の償還は、当然のことながら円滑な償還が確保されてきたというこ

とでござります。

○石原(伸)委員 今のお話を聞かせていただきま

して、昭和五十七年度の補正でござりますか、それから過去やつてまいりまして、たしか昨年も私はこれを質問させていたいた記憶がござります

○石原(伸)委員 三十数兆円と三十八兆七千億円という数字では大分印象が違いますので、正確な御答弁をお願い申し上げたいと思います。

それを単純に計算いたしましても二百四十兆円

近い借金がある。そんな中で、毎年度の予算を組み立ていかれる中で今回のいわゆるやりくりの措置をお願いしているのだと思いますけれども、

これが果たして今後も打ち出の小づちのようになるのか、そこを心配して質問しているわけでございます。

○石原(伸)委員 三十数兆円と三十八兆七千億円の合計は三十数兆円というお答えでございましたが、もう少し詳しく、三十何兆円なのでございま

す。

○竹島政府委員 三十八兆七千億円でございま

して、昭和五十七年度の二次補正以来また再開して十回目であるとおっしゃっていますが、その間の停止の金額の推移についてお聞かせ願えますで

○石原(伸)委員 先ほど御答弁申し上げました過

去におきます定率繰り入れの停止の合計額は、ま

ず、昭和五十七年度の補正から平成元年度までが累計で十五兆五千七百三十四億円。飛びまして、

平成五年度の補正で停止しました分が三兆四百八

三兆円余りでござりますか、この定率繰り入れ

というものを過去どのように行つてきたのか。また、そのときのいわゆる国債整理基金の残高とい

うものの推移についても御説明をいただきたいと

思います。

○竹島政府委員 定率繰り入れの停止につきまし

ては、昭和五十八年度から平成元年度まで、歳しあとい経緯がござります。

その後、平成二年度の当初予算から特別公債の発行といふものがなしで済んでおりましたが、バ

ブル経済を経まして財政の急激な悪化という状態になりまして、平成五年度の補正予算で残念ながら定率繰り入れの停止をさせていただきました。続きまして、この六年度の当初予算におきました

停止させていただいている、お願いを申し上げて

思いますが、そういう中で停止のやむなきに至つたといふ経緯がござります。

その後、平成二年度の当初予算から特別公債の発行といふものがなしで済んでおりましたが、バ

ブル経済を経まして財政の急激な悪化といふ状態になりまして、平成五年度の補正予算で残念ながら定率繰り入れの停止をさせていただきました。続きまして、この六年度の当初予算におきました

停止させていただいている、お願いを申し上げて

思いますが、そういう中で停止のやむなきに至つたといふ経緯がござります。

その後、平成二年度の当初予算から特別公債の発行といふものがなしで済んでおりましたが、バ

ブル経済を経まして財政の急激な悪化といふ状態になりまして、平成五年度の補正予算で残念ながら定率繰り入れの停止をさせていただきました。続きまして、この六年度の当初予算におきました

停止させていただいている、お願いを申し上げて

思いますが、そういう中で停止のやむなきに至つたといふ経緯がござります。

その後、平成二年度の当初予算から特別公債の発行といふものがなしで済んでおりましたが、バ

ブル経済を経まして財政の急激な悪化といふ状態になりまして、平成五年度の補正予算で残念ながら定率繰り入れの停止をさせていただきました。続きまして、この六年度の当初予算におきました

停止させていただいている、お願いを申し上げて

思いますが、そういう中で停止のやむなきに至つたといふ経緯がござります。

その後、平成二年度の当初予算から特別公債の発行といふものがなしで済んでおりましたが、バ

ブル経済を経まして財政の急激な悪化といふ状態になりまして、平成五年度の補正予算で残念ながら定率繰り入れの停止をさせていただきました。続きまして、この六年度の当初予算におきました

停止させていただいている、お願いを申し上げて

思いますが、そういう中で停止のやむなきに至つたといふ経緯がござります。

○竹島政府委員 お答え申し上げます。

このような法律をもちましてお願い申し上げましたものを、内容はそれぞれの年で違うわけでござりますが、過去振り返って見てみますと、一番大きい額というのは昭和五十八年度でございました。これはちょっと内容が違うと申し上げました大きな点でございますが、当時は特例公債を発行しておりましたので、五十八年度は約七兆円の特例公債を発行し、一方、歳出削減の特例措置というものが一兆四千億円弱、それから歳入の特別確保措置が四千億円、そういうことが行われた。金額的にはこの辺が大変厳しい数字でございま

す。

ただ、特例公債を別にいたしまして、今回のように特例的な歳出削減措置と歳入確保の特別措置というものだけで見ますと、先ほど御指摘いたしましたように、歳出削減につきましては今回四兆一千九百三十六億円、それから歳入確保につきましては八千百一億円ということで、両方で約五兆円ということでござります。これは過去にない大きな規模の特例措置でございます。

○石原(伸)委員 昭和五十八年度の場合も、定率繰り入れといわゆる国民年金特別会計への繰り入れの特例、それにいわゆる税外収入確保措置としての自賠責と造幣局からということで、合わせて一兆八千億でございますか、それが過去大きかつた。それ以外ではこれだけの措置をすることはなくて、五兆円も超えている。この五兆円という数字は非常に大きな数字だと思いますけれども、大臣、予算編成の最高責任者としてこの点いかがお考えでしようか。

○藤井国務大臣 先ほどから石原委員のお話を承つておりますて、全く同じ気持ちで御質問いただいていることをありがたいと思っておりますが、おっしゃるように、俗な言葉で言えば、もう極めてやりくり算段だと思います。そのことがいいとは決して思つておりません。

しかし、いわゆる歯どめなき赤字国債よりは、

まだやりくりの中でそれなりのけじめをつけなが

らやつてゐるという意味で、単なる赤字国債よりも、まだ救われてゐるとは思ひます。しかし、おつしやるよう、極めて異例なことだし、残念なことがあります。これはちょっと内容が違つて見てみますと、一番大きい額といふことはございませんけれども、やはりこのように配慮しながら、建設国債を中心ではあります。建設の力を持つても少し超えた形で景気対策をやつてきたことなどもあり、また、景気そのものがよくないことからの税収減なども手伝つてあります。

このような事態になつております。

我々も歳出の根っこからの洗い直し等今まで

努めてまいっておりますけれども、今後ともそ

うことになお一層の努力をして、いわゆるやり

くりでない、本当の意味の財政の体質を直してい

く努力をこれからまた心を締め直してやつていかなければならぬ重要な時期だと思つております。

○石原(伸)委員 基本的な御認識はまさに私と大臣一緒に思うのですが、この五兆円という数字がやはりかなり重いものだと思うのです。消費税率の税収に匹敵するぐらいのものを、赤字国債よりはやりくりの方がいいということですけれども、先ほど来質問している趣旨は、もう大臣重々御承知のことだと思いますが、やりくりが破綻するのを打ち出の小づちがまだあるのか、国民の方とか、打ち出の小づちがまだあるのか、国民の方としてはそこそこをもうそろそろはつきりしなければならない。

また、予算編成に当たつては、自由民主党の中曾根政権時代に、よしあしは別としてゼロシーリング、マイナスシーリングということで歳出削減に努めてきた、こういうことがあるわけです。この不景気の状況の中で予算を小さくするというふうに賛成させていただいているのでございますが、もう一言何がございませんでしようか。

○藤井国務大臣 私も大蔵省で育つて、国会議員にならせていただいたのでございますが、どちらかというと今まで

考へにくいということございます。大変厳しい状況だというふうに考えております。

○石原(伸)委員 私は、すべて大蔵省の肩だけを持つつもりで財政を預かる側の立場に立つて質問をしています。極めて深刻に受けとめています。したがつて、先ほど申し上げた言葉は、そういうことから出てきた言葉であるというふうに御理解をいただきたいと思います。

○石原(伸)委員 やりくりの限度であるし深刻に受けとめるという御認識を大臣がはつきりとお持ちのことには、私も賛意を表するわけでございま

す。

そして、これから展望でございますけれども、先ほど次長のお話で、まあ何とか国債整理基金の運用に支障のないようにやっていくといふお話をございますが、本当にやつていけるのか。やつていけないと、いう答えが返つてこないのはわかつておりますけれども、いま一度御答弁をお願い申し上げたいと思います。

○竹島政府委員 御指摘のとおり、今回お願い申し上げております約五兆円の特例措置といつたものは大変大きな規模だと認識しております。先ほど御指摘のございました、国債整理基金の運営も大丈夫なのかという御心配も、本当に私どもよくわかるわけでござります。

来年度以降につきまして、具体的にこういう特

例措置のアイデアがあるというようなことを申し上げられる状態ではもとよりないわけでございま

すけれども、いずれにしましても、国債整理基金

が円滑に回らないといふ事態は是が非でも避けな

ければいけないということござりますので、そ

れが可能となるように歳入歳出で最大限の努力を

していくということを申し上げる以外、今御答弁

のしようがないということござります。

この間の機械的試算でも申し上げましたよう

に、五兆円というものは国民負担率的に申し上げ

ますと一・二%に相当するものでござりますか

から、こういったものが幾つも出てくるのはとても

考へにくいということございます。大変厳しい状況だというふうに考えております。

○石原(伸)委員 私は、すべて大蔵省の肩だけを

持つつもりで財政を預かる側の立場に立つて質問

をしています。極めて深刻に受けとめています。

したがつて、先ほど申し上げた言葉は、そういう

ことから出てきた言葉であるというふうに御理解

をいただきたいと思います。

○石原(伸)委員 やりくりの限度であるし深刻に受けとめるという御認識を大臣がはつきりとお持ちのことには、私も賛意を表するわけでございま

す。

そして、これから展望でござりますけれども、先ほど次長のお話で、まあ何とか国債整

理基金の運用に支障のないようにやっていくとい

うお話をございますが、本当にやつていけるの

か。やつていけないと、いう答えが返つてこないのはわかつておりますけれども、いま一度御答弁を

お願い申し上げたいと思います。

○竹島政府委員 御指摘のとおり、今回お願い申

し上げております約五兆円の特例措置といつたものは大変大きな規模だと認識しております。先ほ

ど御指摘のございました、国債整理基金の運営も

大丈夫なのかという御心配も、本当に私どもよく

わかるわけでござります。

来年度以降につきまして、具体的にこういう特

例措置のアイデアがあるというようなことを申し

上げられる状態ではもとよりないわけでございま

すけれども、いずれにしましても、国債整理基金

が円滑に回らないといふ事態は是が非でも避けな

ければいけないということござりますので、そ

れが可能となるように歳入歳出で最大限の努力を

していくということを申し上げる以外、今御答弁

のしようがないということござります。

この間の機械的試算でも申し上げましたよう

に、五兆円というものは国民負担率的に申し上げ

ますと一・二%に相当するものでござりますか

から、こういったものが幾つも出てくるのはとても

考へにくいということございます。大変厳しい状況だというふうに考えております。

○石原(伸)委員 私は、すべて大蔵省の肩だけを

持つつもりで財政を預かる側の立場に立つて質問

をしています。極めて深刻に受けとめています。

したがつて、先ほど申し上げた言葉は、そういう

ことから出てきた言葉であるというふうに御理解

をいただきたいと思います。

○石原(伸)委員 やりくりの限度であるし深刻に受けとめるという御認識を大臣がはつきりとお持ちのことには、私も賛意を表するわけでございま

す。

そして、これから展望でござりますけれども、先ほど次長のお話で、まあ何とか国債整

理基金の運用に支障のないようにやっていくとい

うお話をございますが、本当にやつていけるの

か。やつていけないと、いう答えが返つてこないのはわかつておりますけれども、いま一度御答弁を

お願い申し上げたいと思います。

○竹島政府委員 御指摘のとおり、今回お願い申

し上げております約五兆円の特例措置といつたものは大変大きな規模だと認識しております。先ほ

ど御指摘のございました、国債整理基金の運営も

大丈夫なのかという御心配も、本当に私どもよく

わかるわけでござります。

来年度以降につきまして、具体的にこういう特

例措置のアイデアがあるというようなことを申し

上げられる状態ではもとよりないわけでございま

すけれども、いずれにしましても、国債整理基金

が円滑に回らないといふ事態は是が非でも避けな

ければいけないということござりますので、そ

れが可能となるように歳入歳出で最大限の努力を

していくということを申し上げる以外、今御答弁

のしようがないということござります。

この間の機械的試算でも申し上げましたよう

に、五兆円というものは国民負担率的に申し上げ

ますと一・二%に相当するものでござりますか

から、こういったものが幾つも出てくるのはとても

考へにくいということございます。大変厳しい状況だというふうに考えております。

○石原(伸)委員 私は、すべて大蔵省の肩だけを

持つつもりで財政を預かる側の立場に立つて質問

をしています。極めて深刻に受けとめています。

したがつて、先ほど申し上げた言葉は、そういう

ことから出てきた言葉であるというふうに御理解

をいただきたいと思います。

○石原(伸)委員 やりくりの限度であるし深刻に受けとめるという御認識を大臣がはつきりとお持ちのことには、私も賛意を表するわけでございま

す。

そして、これから展望でござりますけれども、先ほど次長のお話で、まあ何とか国債整

理基金の運用に支障のないようにやっていくとい

うお話をございますが、本当にやつていけるの

か。やつていけないと、いう答えが返つてこないのはわかつておりますけれども、いま一度御答弁を

お願い申し上げたいと思います。

○竹島政府委員 御指摘のとおり、今回お願い申

し上げております約五兆円の特例措置といつたものは大変大きな規模だと認識しております。先ほ

ど御指摘のございました、国債整理基金の運営も

大丈夫なのかという御心配も、本当に私どもよく

わかるわけでござります。

来年度以降につきまして、具体的にこういう特

例措置のアイデアがあるというようなことを申し

上げられる状態ではもとよりないわけでございま

すけれども、いずれにしましても、国債整理基金

が円滑に回らないといふ事態は是が非でも避けな

ければいけないと、いうことござりますので、そ

れが可能となるように歳入歳出で最大限の努力を

していくことを申し上げる以外、今御答弁

のしようがないということござります。

この間の機械的試算でも申し上げましたよう

に、五兆円というものは国民負担率的に申し上げ

ますと一・二%に相当するものでござりますか

から、こういったものが幾つも出てくるのはとても

考へにくいということございます。大変厳しい状況だというふうに考えております。

○石原(伸)委員 私は、すべて大蔵省の肩だけを

持つつもりで財政を預かる側の立場に立つて質問

をしています。極めて深刻に受けとめています。

したがつて、先ほど申し上げた言葉は、そういう

ことから出てきた言葉であるというふうに御理解

をいただきたいと思います。

○石原(伸)委員 予算の組み替え、修正等これが

状況だというふうに考えております。

○石原(伸)委員 私は、すべて大蔵省の肩だけを

持つつもりで財政を預かる側の立場に立つて質問

をしています。極めて深刻に受けとめています。

したがつて、先ほど申し上げた言葉は、そういう

ことから出てきた言葉であるというふうに御理解

をいただきたいと思います。

○石原(伸)委員 予算の組み替え、修正等これが

状況だというふうに考えております。

○石原(伸)委員 私は、すべて大蔵省の肩だけを

持つつもりで財政を預かる側の立場に立つて質問

をしています。極めて深刻に受けとめています。

したがつて、先ほど申し上げた言葉は、そういう

ことから出てきた言葉であるというふうに御理解

をいただきたいと思います。

○石原(伸)委員 予算の組み替え、修正等これが

状況だというふうに考えております。

○石原(伸)委員 私は、すべて大蔵省の肩だけを

持つつもりで財政を預かる側の立場に立つて質問

をしています。極めて深刻に受けとめています。

したがつて、先ほど申し上げた言葉は、そういう

ことから出てきた言葉であるというふうに御理解

をいただきたいと思います。

○石原(伸)委員 予算の組み替え、修正等これが

状況だというふうに考えております。

○石原(伸)委員 私は、すべて大蔵省の肩だけを

持つつもりで財政を預かる側の立場に立つて質問

をしています。極めて深刻に受けとめています。

したがつて、先ほど申し上げた言葉は、そういう

ことから出てきた言葉であるというふうに御理解

をいただきたいと思います。

○石原(伸)委員 予算の組み替え、修正等これが

状況だというふうに考えております。

○石原(伸)委員 私は、すべて大蔵省の肩だけを

持つつもりで財政を預かる側の立場に立つて質問

をしています。極めて深刻に受けとめています。

したがつて、先ほど申し上げた言葉は、そういう

ことから出てきた言葉であるというふうに御理解

をいただきたいと思います。

○石原(伸)委員 予算の組み替え、修正等これが

状況だというふうに考えております。

○石原(伸)委員 私は、すべて大蔵省の肩だけを

持つつもりで財政を預かる側の立場に立つて質問

をしています。極めて深刻に受けとめています。

したがつて、先ほど申し上げた言葉は、そういう

ことから出てきた言葉であるというふうに御理解

をいただきたいと思います。

○石原(伸)委員 予算の組み替え、修正等これが

状況だというふうに考えております。

○石原(伸)委員 私は、すべて大蔵省の肩だけを

持つつもりで財政を預かる側の立場に立つて質問

をしています。極めて深刻に受けとめています。

したがつて、先ほど申し上げた言葉は、そういう

ことから出てきた言葉であるというふうに御理解

をいただきたいと思います。

○石原(伸)委員 予算の組み替え、修正等これが

状況だというふうに考えております。

○石原(伸)委員 私は、すべて大蔵省の肩だけを

持つつもりで財政を預かる側の立場に立つて質問

をしています。極めて深刻に受けとめています。

したがつて、先ほど申し上げた言葉は、そういう

ことから出てきた言葉であるというふうに御理解

をいただきたいと思います。

○石原(伸)委員 予算の組み替え、修正等これが

状況だというふうに考えております。

○石原(伸)委員 私は、すべて大蔵省の肩だけを

持つつもりで財政を預かる側の立場に立つて質問

をしています。極めて深刻に受けとめています。</p

の御配慮を政府におかれましても十分やつていた
だくようお願い申し上げまして、次の質問に移ら
せていただきたいと思います。

それでは、証券取引法の一部を改正する法律案に質問を移させていただきます。

まず、法務省の方に御質問を申させていただきたいと思います。

員会等で商法部分については御議論がなされると
いうことでござりますけれども、その前提となり
ます商法改正案について二、三御質問をさせてい

ただきたいと思います。
今回の改正案でいわゆる自社株の取得ができる
ようになつたわけでござりますけれども、限定さ
れているような気がいたします。これは法制委で
も十分議論のあつたところで、議論をするつも
りはないのですけれども、利益による消却のた
め、あるいは従業員持ち株のための譲渡と限定さ
れている意味について御説明願いたいと思いま
す。

○吉川説明員　たいま委員會指揮のとおり、今回の改正法案の内容でございますが、利益による自己株式の取得を認める、それから従業員に対する譲渡を認める、それから株式の譲渡制限のある会社において取得の特例を認める、この三点でございます。

こういうふうにある意味で事由を限定した理由でございますが、実は、この改正法案をまとめたに当たりまして、経済界等の意見を私どもの方でリサーチいたしました。その際に、経済界の方で要求しておりました取得の事由でございますけれども、ちょっと長くなりますが、八点ほどござい

○吉戒説明員 今回の法案は、ある意味では自己株式の一時的な保有しか認めておりません。永遠的な保有は認めしておりません。そういう点はアメリカと大分法制の差が出て来るわけでござりますけれども、先生御承知のとおり、実はアメリカは五十州ごとに会社法がござります。

株価の不当な低落への対応策、八番目に株式相互持ち合い解消の受け皿、かように八点ほどの二一
点がございました。

その中身を見ておりますと、取得事由につきましては、五十州ともござ
しておよそ制限がないという点では、共通いたしております。しかしながら、
た後の自己株式の扱いにつきましては、保有を認

れども、またこの点につきましては御
ていただきたいと思います。

どうぞ参事官、もう結構でござります。
それでは、引き続いて大蔵省に証取法の方で
関連の質問を続けさせていただきたいと思いま
す。

大蔵省としては、自己株式の保有を認めること

は二つで、今回証券局あるいは大蔵省としてどういうお立場、またどういうお考えでこういうこと

簡単に御説明願いたいと思いま
とにならなかつたのか

○日高政府委員　自己株式の保有を認めるという考え方につきまして、商法上の御意見、御議論に

ついては先ほど法務省から御説明がございました。私ども、証券取引の公正を確保すると、いう立

場からこの問題について考えてみた場合に、仮に
自己表示の良さが思つ。以上の二点にて、ヨ

自己株式の保有が認められるとしうことになりますと、保有した自己株式はいづれ市場に放出され

てくるわけでございます。

影響を及ぼすということになりますし、場合によれば朱面樂団を行おうとする意図も動きやすくなります。

い。あるいは内部者取引規制、いわゆるインサイ
ド・取引規制の問題についても問題提起する所

タリ取引規制との関係においても問題が生じる可能性もある。そのような考え方から、私どもとし

では、従業員持ち株会への譲渡の場合を除いて認

めないという考え方については私どもも賛同させ
ていただいた、そうこうことでござります。

○石原(伸)委員 続いて、もう少し細かく質問さ

報告というものを義務づけております。これにつ

いて、株式を自社がどれだけ買ったかというものを一般株主も知りたいと思うのですね。それで、

これはなぜ三ヶ月になっているのか。あるいは会社では半期ごとに決算などがありますので、その

半分で三ヶ月なのか。この根拠についてちよつと

○日高政府委員 今御指摘がございましたよう
教えてください

に、自己株式の取得は企業の財務内容の変更を感じさせるということで、投資者判断に大きな影響を及ぼすものでございます。したがって、投資者保護を図るという観点から見れば、できるだけ速やかにその取得状況について開示されることが望ましいというふうに考えられるわけでござります。

ただ、投資者の方から見ましても、余り頻繁に出されていても、どれだけ、いつの時点を把握できるかという問題もございますし、同時に、報告をする方々の業務負担ということもあります。両方の側面を種々総合的に考えまして、三ヶ月ごとの開示ということで速やかに出していくいただくというふうに結論を出したわけでございます。

○石原(伸)委員 一般の方も隨時これを見ることはできるという解釈でよろしいでしようか。

○日高政府委員 御指摘がございました自己株券買付状況報告書というのは大蔵大臣に提出をされます。その報告書は、受理した日から一年間大蔵省、これは大蔵本省あるいは提出会社の本店の所在地を管轄する財務局に備え置かれまして、公衆の縦覧に供されるということです。

同時に、報告書の写しつきましても、証券取引所あるいは証券業協会に提出され、公衆の縦覧に供されるということです。一年間は一般の方々がいつでも見れるという状況にございます。

○石原(伸)委員 やはりその点が非常に重要な点でございますので、この運用がスムーズに行われるよう、大蔵省の方で十分に監視をしていただきますようお願い申し上げたいと思います。

さて、先ほどの趣旨説明の中にございましたように、今回の改止案のポイントとも言えるべき、いわゆるインサイダー規制というものがあると思うのですが、会社自身が行うもので、会社が自分の株を買うというわけは、自分の会社のことは会社自身が一番知っているわけですから、このインサイダー取引というものが一体どういうふうに限定されるのか。言葉をかえるならば、買う

側が知っているか知っていないかをどのように認定されるのかによって、すくんでしまって自分の株が買えない、自社の株が買えない、せっかく法律を変えても買えないのではないか。

インサイダーといふものは、日本の場合は歴史が非常に浅いもので、そのインサイダーの規定等がなかなかはつきりしておりませんし、判例も日本の場合にはほとんどないのではないかでしようか。

アーリカのように判例が積み重なつてくれれば非常にわかりやすいのですけれども、そこの点についてどういうふうに大蔵省としては考えていらっしゃるのか。

例えば、会社が合併や吸収をするというような重要事項を決めていたときに自己株式の取得をした場合には、これは非常に難しいのですけれども、インサイダー規制の違反になるのかならないのか。それとも、これからこういうことがあって、これは証券監視委員会が告発されるのかどうかわかりませんけれども、そういうことによつて事例が積み重なつて初めてそれを判断することになるのかならないのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○日高政府委員 インサイダー取引規制というものは、会社の業務等に関する重要な事実がある場合に、これが公表される前にその会社の株式等の売買を規制するというものでございます。

今御指摘がございました会社の合併についての決定がなされている場合には、現在の証取法の考え方で、この合併という大きな事実の決定はインサイダー規制上の重要な事実ということになつておきますので、この決定内容について公表を行はず

ます。そこで、この決定内容について公表を行はずになりますので、この決定内容について公表を行はず

ます。そこで、この決定内容について公表を行はず

ます。そこで、この決定内容について公表を行はず

ます。そこで、この決定内容について公表を行はず

ます。そこで、この決定内容について公表を行はず

は常日ごろから関心を持つて対応いたしておりますわけでございますけれども、私どもの監視委員会の発足以降、このインサイダー取引に絡む犯則事件の告発というのはございません。私の承知しておりますところによりますれば、過去におきました二件ほどこのインサイダー取引に絡む事件はあるわけでございますが、当監視委員会としてはまだこれから問題でございます。

○石原(伸)委員 監視委としてなくて過去に二件ということですが、そう考えますと、これは判例がないのですか。

○杉崎政府委員 今までの判例といたしましては日新汽船の事件がございまして、これにつきまして既に平成二年九月、簡裁におきまして罰金刑が科せられております。それからもう一件、谷藤機械工業事件、平成一年の九月でございますが、これは平成四年の九月、地裁におきまして五十万円の罰金というのが判例としてはございます。

○石原(伸)委員 非常に少ないといえば本当に少ないので、これからこういう新しい法律案をつくつて、これはだれかの告発ということもきっとあると思っておりますし、監視委員会として摘発をされることはもあると思うのですけれども、それに十分対応すべく、監視委員会の組織というものはどのようにになっておるのでしょうか。

○杉崎政府委員 今回の自社株取得の緩和に絡みまして、先ほど証券局長から答弁いたしましたとおり、公正取引の確保という観点からインサイダーについても所要の整備が行われておるわけでございましてから、私どもいたしましても、そうした法令に基づいてインサイダー取引の規制について監視の目を光らせておるわけでございま

す。

○杉崎政府委員 今回の自社株取得の緩和に絡みまして、先ほど証券局長から答弁いたしましたとおり、公正取引の確保という観点からインサイ

ダーについても所要の整備が行われておるわけでございまして、このインサイダー取引は監視委員会の検査あるいは報告、資料の収取権限の対象となつておりますので、証券会社等に臨店して検

査を行うとか、または取引所等から報告、資料等を収取することによりましてインサイダー取引の監視を一方において行つております。

また、監視委員会におきまして、その発足に当たりまして新たに犯則事件の調査の権限をいただきました。そこで、他の犯則事件と並びましてこ

のインサイダー取引も犯則事件調査の対象となつております。

具体的に申し上げますと、犯則嫌疑者等に対する許可状によりまして行う差し押さえ等の強制調査の権限、こうしたもののが与えられております。

○石原(伸)委員 監視委員会におかれましては、心証を得た場合には告発を行うということになつております。

○石原(伸)委員 証券市場でこのところ本当に不祥事が多発しております。監視委員会ができてからは波静かでござりますけれども、過去数年間で本当に少なく、また微取権限あるいは検査、こういうものの権限はあるということございます。証券市場でこのところ本当に不祥事が多発しております。最近は、監視委員会ができてからは波静かでござりますけれども、過去数年間で本当に山積しましたので、そういうことのな

いよう、また今度の法律案の改正によつてそういうことのないように十分御配慮を願いたい、これ

は御注文させていただきたいと思います。

○杉崎政府委員 それと、局長で結構なのですけれども、先ほど御質問申しましたように、判例も非常に少ないで

すし、あるいは難しいこととして、例えば製薬会社が新薬開発で一部の技術者とその一部役員がそ

ういうことを決めた場合とか、これは非常に難しかったと思うのですね、過去に判例がないわけですか

ら。そういう現実はいろいろな企業で、例えば新しい機械を開発するとか新しい特許を取るとかパテントを取るとか、そういうことが各企業にあるかかるのか、担当者にとっては、検査、調査する

方も判例がなくて非常に困るし、やる方も大丈夫

なかなか、大丈夫じゃないのかな、そういう状態が予想されると思うのです。そこはどういうふうに分析され、また現実問題として、この改正案で本当に自社株買いというものが規制緩和の一環として、これは自民党時代から我々からの御注文でもあるわけですねけれども、果たして本当にうまく機能するのか。せっかく改正するわけですから、そのところをどう見ておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○日高政府委員 いわゆるインサイダー規制といふものは昭和六十三年から動き出していいというところで、先ほど御指摘がございました判例が少ないと、まだ規制が始まつてから日が浅いといふことも一つ理由として挙げられるのではないかと思います。

ただ、お話をございましたように、何をもつてインサイダー上の重要な事実かということで、この点につきましてはその判定が非常に難しかろう

といふこともあります。割合詳しく証取法の規定に各種いろいろな事実について掲げさせていた

だいでいるといふことでござりますので、こういったインサイダー規制が行われて、だんだん広く認識されていくようになれば、こういったものに対する関心も深まつてくるのではないかというふうに思つておるわけでございます。

今回の自己株式取得の關係につきましても、先ほど御指摘がございましたが、会社あるいは会社の経営者といふものは自己株式の事情については

一番詳しく述べておるわけでござりますから、そういう意味でインサイダー規制の対象となり得る余地が大きい。そういう考え方から、私ども今回

の証取法の改正におきまして所要の規定の整備を図り、そういうおそれがないようにその手当をさせていただいているといふことでござります。

○石原(伸)委員 これはやつてみないとなかなかわからないところがあると思いますけれども、その部分は公正、公平のルールを十分確保して、

この自社株式の取得というものがスムーズに円滑に行われるよう御配慮いただきよう御要望を申し上げたいと思います。

このインサイダー規制と並んでこの中で重要なのは、いわゆる相場操縦でございますね。これの防止についてありますけれども、アメリカなどでは、一定の要件を満たす売買ですか、注文、例えば売買の数、株数とか値段とかそういうものを、要件を満たしていれば相場操縦には当たらぬという割と明確なガイドライン、セーフ・ハーバー・ルールというものがあると理解しております。

今回は、この証取法の中で新たにそういう項目が改正で出ているわけではないのですけれども、日本では法制審で議論になつたというのはペーパーで読ませていただいて知つておるだけれども、日本でもこういうルールを設けないと、次

は相場操縦の疑いになるのではないかということです、また、企業戦略上でやりたいのだけれどもやれないみたいな事態があるのではないか。これも推測の域を出ないのでしょうけれども、そういうものに対してもどう対処されるのか。また、今回の議論

の過程の中で、何でこういうセーフ・ハーバー・ルールというものを証取法の中に明記されなかつたのか、これを御答弁願いたいと思います。

○日高政府委員 アメリカにおきましてはSEC、証券取引委員会の規則の中に、今御指摘がございましたが、これは御答弁願いたいと思います。

○日高政府委員 今申し上げましたように、証券の報告において一つの目安みたいなものが掲げられておりますので、それらを参考にしてそれぞれの企業の方々が判断されることは十分可能であつたいたいわゆるセーフ・ハーバー・ルールといふことがあります。これは、例えば自己株式の買付けを委託する証券会社の数あるいは買付けの

時期、買付けの価格あるいは買付け数量、そういうふうに思つております。

○石原(伸)委員 それは実はちょっと問題ではないかと思うのです。証取審の議論の結果を、これ

は拘束力があるものでも何でもないですし、大蔵省の政令でもないですし、法律でもないわけですから、それを見てどうこうするというのは、一般的な教科書を見て、これは悪いことだと書いてある

ことです。しかしながら、それが実際にどうなつておるか、見ましても大蔵省としても、実際につくつたければ、これが違法行為と見なさないのかどうか、それが問題です。

○日高政府委員 もちろん御指摘のとおりでござります。今申し上げた証取審の報告といふものは、いわば一つの目安ということで、それを参考

にしていただくことにすぎないわけでござります。しかし反面、そういうたるものもなければ、初めてのことでござりますのでなかなか判断が難しかろうということで、目安として掲げさせていただいているといふことでござります。

○石原(伸)委員 法律の審議ですから、目安も結構でございますけれども、それでは何でセーフ・ハーバー・ルールみたいなものを入れなかつたのか。あつた方が、実際に自社株買いをする側からすればよりいい目安なのではないですか。

○日高政府委員 証取法におきます相場操縦禁止規則というのも重い罰則が科せられているところでござります。相場操縦の疑いを招く

行為に付随した前後の事情などを総合的に勘案を以て司法当局が判断することになつておるわけですが、あつた方が、実際に自社株買いをする側からすればよりいい目安なのではないですか。

○石原(伸)委員 もちろん御指摘のとおりでござります。今申し上げた証取審の報告といふものは、いわば一つの目安ということで、それを参考

すか。

○藤井国務大臣 今証券局長お答えいたしましたように、アメリカと日本の司法制度というか物の考え方の違いというのがこういうところに出ていきますが、御趣旨のようになるだけ自由に、認められた以上はその範囲ではやるべきだというお考えはよく生かすようやってまいりたいと思います。

○石原(伸)委員 それでは、自己株式の利益の消却について、これは非常にいいことだと私は思うのですが、公開買い付けといふことを認めております。公開買い付けを行えば相場操縦が非常にしづらい。そういう意味で価値のあることであると私は認識しておりますけれども、この趣旨説明の中にもございました。その点について御説明を願えますでしようか。

○日高政府委員 今般の商法の改正案におきましては、自己株式の取得をするに当たりまして、市場、マーケットを通じた取得という方法に加えまして、今御指摘がございました公開買い付けの手続を用いた取得というものも取り入れられております。

これは、公開買い付けの手続を用いる場合には、すべての株主に均等に売却機会を与える、そういうメリットがあるとともに、今御指摘がございましたように、取引の透明性を確保できる、あるいは一般の投資者に対して取得に関する情報を公平に開示できる、そういうたよな手段でもござりますし、同時に、会社側から見ましても、短期間に大量の株式の消却を行いたいという希望がある場合には、そうした企業のニーズにもこたえることができる。そういう考え方から、商法の改正案において公開買い付けの方法を取り入れられているということになったわけでござります。

○石原(伸)委員 この部分は今回の改正案で非常に重要なところでござりますので、PRも十分努

めでいただきたいと思います。

なろうかと存じます。

あと問題は、現実に当該会社の株主が株式消却についてどういう判断をとられるかという点だと思います。

○小川(是)政府委員 みなし配当の支払調書等の提出不要限度額を今回十万円ということにいたしておりますが、これは支払調書等の作成の事務負担に配慮して提出基準を定めたものでございます。したがいまして、今お話をございましたように、提出の有無が課税か非課税かを決めるものではありませんけれども、サラリーマンが所得者

ならば、本当にその大株主の同意がとれるのかということがあると思うのです。

この点について、もう私が言うまでもないのですが、それが、消却すれば一株当たりの価値がふえます。公開買付を行えば相場操縦が非常にしづらい。そういう意味で価値のあることであると私は認識しておりますけれども、この趣旨説明の中にもございました。その点について御説明を願えますでしようか。

○石原(伸)委員 私も、法人税と所得税を結ぶ関係において、みなし配当課税がけしからぬということを言つてゐるのではなくて、先ほど来言つてゐるように、せつかくこの改正をするのに、そういう障害要因があつてできないと困るということから質問させていただいています。主税局長の方で想定するのが難しいというのは、私も難しいだろうな、本当に大丈夫なのかなという気持ちら質問をさせていただいておりますので、その部分についても、要するに源泉徴収義務があつたのをなくしたということでございますよね。ですから大丈夫ではないかというような話だと思いますので、しばらく経過を見て、それがだと思うのですけれども、ここも非常にポイントでござりますので、しばらく経過を見て、それが阻害要因にならないよう十分に御配慮をいただきようにお願いを申し上げたいと思います。

○小川(是)政府委員 今局長おつしやられたようなことを私は説明を受けて知つておったのですけれども、それでは、公式見解として、現行でもそういうことをやつておるからそこの部分はいいですよ、簡単に言えばそういうことなんでしょうか。そのまま本件についても適用することにしておるという考え方でございます。

○石原(伸)委員 今局長おつしやられたようなことを私は説明を受けて知つておったのですけれども、それでは、公式見解として、現行でもそういうことをやつておるからそこの部分はいいですよ、簡単に言えばそういうことなんでしょうか。

○小川(是)政府委員 ただいま委員言われましたように、みなし配当課税というのは、我が国の所得課税制度上、法人税と所得税の間をつなぐ非常な形で維持をしていかなければならぬものでございます。ただ、本年度の税制改正におけるいろいろな形で源泉徴収義務があつたのをなくしたということでございますね。ですから大丈夫ではないかというような話だと思いますので、しばらく経過を見て、それがだと思うのですけれども、ここも非常にボイントでござりますので、しばらく経過を見て、それが阻害要因にならないよう十分に御配慮をいただきようにお願いを申し上げたいと思います。

○石原(伸)委員 今局長おつしやられたようなことを私は説明を受けて知つておったのですけれども、それでは、公式見解として、現行でもそういうことをやつておるからそこの部分はいいですよ、簡単に言えばそういうことなんでしょうか。そのまま本件についても適用することにしておるという考え方でございます。

○小川(是)政府委員 今局長おつしやられたようなことを私は説明を受けて知つておったのですけれども、それでは、公式見解として、現行でもそういうことをやつておるからそこの部分はいいですよ、簡単に言えばそういうことなんでしょうか。そのまま本件についても適用することにしておるという考え方でございます。

○石原(伸)委員 今局長おつしやられたようなことを私は説明を受けて知つておったのですけれども、それでは、公式見解として、現行でもそういうことをやつておるからそこの部分はいいですよ、簡単に言えばそういうことなんでしょうか。そのまま本件についても適用することにしておるという考え方でございます。

○小川(是)政府委員 もとより、この問題につきましては、現在の配当につきましては、一回に支払いを受けるべき金額が五万円、その計算の基礎となつた期間が一年以上であるときは十万円以下であるものについては支払調書の提出が不要であるということになつております。

○石原(伸)委員 今局長おつしやられたようなことを私は説明を受けて知つておったのですけれども、それでは、公式見解として、現行でもそういうことをやつておるからそこの部分はいいですよ、簡単に言えばそういうことなんでしょうか。そのまま本件についても適用することにしておるという考え方でございます。

○小川(是)政府委員 もとより、この問題につきましては、現在の配当につきましては、一回に支払いを受けるべき金額が五万円、その計算の基礎となつた期間が一年以上であるときは十万円以下であるものについては支払調書の提出が不要であるということになつております。

○石原(伸)委員 今局長おつしやられたようなことを私は説明を受けて知つておったのですけれども、それでは、公式見解として、現行でもそういうことをやつておるからそこの部分はいいですよ、簡単に言えばそういうことなんでしょうか。そのまま本件についても適用することにしておるという考え方でございます。

○石原(伸)委員 最後の、問題はないのではないのかということにすべてが含有されていると理解をさせていただきたいと思います。

法が改正された。

しかし、今度の改正は、これまで四回の改正といふべきが異なつてゐる。

るる質問をさせていただきましたけれども、決してこの法案に反対とかそういうことではなくて、この法案、改正によって規制緩和、与党の方

法が改正された。
しかし、今度の改正は、これまで四回の改正といふべきが事情が異なっている。
今度の改正ではいくつかの重要なところで財産の取得形態に制約を加え課税価格計算を変えてしまっている。

稿で、また局長こういう答弁をされるのかもしれませんけれども、やはり問題意識を持っている方があるということについて御答弁を願いたいと思います。

いらっしゃらないからもう議論するつもりはありませんけれども、不服審査請求というものが過去最大に及んだ。そして都税事務所で、この不服審査請求の方式を「一ヶ月」としてやることをやつて、数を上げないようにしていいる。こういうことまで現実にやつているので

は規制緩和を掲げていらっしゃるわけでございま
すから、現実に自社株式の取得というものがス
ムーズに行われるよう、規制緩和の目玉になるよ
うに私も頼りう一人として質問をさせていただきま
した。

若干時間が残っております。主税局長お見えで
ござりますので、ちょっとと法案を外れまして、先
般大分議論をさせていただきまして、後半部分で
議論ができなかつた相続税につきまして二、三質
問をさせていただきたいと思います。

云々。
例えば、私も質問させていただきましたけれども、今回の法律案では条件がいろいろ厳しくなっている。これは、三月二十四日の大蔵委員会で局長に私も質問させていただきましたけれども、質問を繰り返させていただけけるならば、「例えば居住用の場合は被相続人が居住していれば特別対象となる」となつてはいるのですけれども、改正案ではさらに要件として、同居していた親族が引き続いて居住用に供する場合のみ」云々、これと同じことが

申しあげなければいけないと存じます。尋ねの点につきましては、前回と全く同じ考え方で、申しあげなければいけないと存じます。

こういうことと、この相続税というのは土地に関する、土地の評価が上がったことによってこういうふうに払えなくなってきた。そして、まだ問題があるという指摘がこれだけなされる。それは、局長の御見識は一つの御見識として、議論をすれば尽きないのでけれども、そういう状況にあるわけですから、この問題についても、今の部分を含めてまた当委員会で議論させていただきたいですし、この税収の減っている現状、国民の方

もう政府委員室の方に私言つておきましたが、六月一日の朝日新聞の「論壇」に、私が前回三月二十四日に質問した内容と似ている部分の記事が載つておりました。相続税法の改正案は大変御労苦勞いただいて、かなりのものができたと私も思つておりました。そんなとき、朝日新聞が投稿といふ形でこれだけ大きな記事を載せられている。私もジャーナリズム出身の人間といたしまして、これだけ大きな記事を取り上げるということは、社會にこういう問題がまだ残っているし、その改正案では至らない部分があつたということの一つの証左ではないか。

の投稿されている方の中にもあつて、あくまでこの法律は、同居することを条件として要求している。都会生活では居住空間はますます狭くなり、親と同居したまでもできない子供だつてある。仕事の都合で地方へ転勤しなければならないことだつてある。海外勤務もあるう。

残念ながらそういう事情が改正されたこの法律案には入つていないし、同居して親に孝を尽べくす子には特典を与えるという思想がこの法律の根底にあるとするならば、課税は公平でなくではないといふ原則に反している、こういう指摘がされております。

○石原(伸)委員 今、この課税の軽減をいつばいまで考えるといふことは適切ではない。したがいまして、非常に極端な例もここに引かれておりますけれども、相続の場合にはいろいろなケースがあるうかと思います。やはりそこを分ける考え方というのは、冒頭申し上げたような考え方、財産と利用というところで考えていくのが妥当ではないかというふうに思うわけでございます。

かしこらなこととて税に付して文句を言つて大きな動きができてきたときに、やはり国の安定といふものを損なうような事態になる。

しかし、それがすべて土地に関連して、特に東京を中心に起こっているという、局長の言うことは本当にわかるのです。そういうことも配慮して、これから私たちはこの問題についても、やはりあの改正案はかなりのできだとは私も思うのですけれども、まだまだこういう意見もございます。

あるいは最近私のところに寄せられる意見としては、延納の利率をせつかく下げていただいたのですけれども、今まで金利が低くなつていて、

ちょっとと読ませていただきますと、
地価の高騰によつて、相続税が払えないとい
いつた問題が聞かれるようになつて久しい。相
続税問題がこれほど騒がれるのは、相続によつ
て住む家を追われたり、細々と続けてきた家業
を続けることができなくなつてしまつた事例
が、現実に見られるようになつてゐるためであ
る。

私の質問と同じで、そのとき局長が何と答えられた
れているかと申しますと、「小規模宅地に対する
課税の特例というのは、財産として見た場合には
他の資産と同様にそれだけの価値を有する。しか
しながら、居住の継続あるいは事業の継続といふ
配慮から、こうした財産価値はあっても、評価を
軽減することによって負担を軽くし、その継続を
可能にしようという考え方でござります。」こうい
ふうに言って、この御指摘と私の指摘は近いわ
けです。その点について、これは一人の方の御投

たかと申しますと、今財政事情が大変厳しいわけ
であります。そして、相続税についてはまだ大き
な住民運動にはなっていないかもしませんけれ
ども、固定資産税についてはやはり同じようなこ
とで、東京では大きな住民運動になつてゐるわけ
です。国税関係でも、国民の方がこれはおかしい
と言つて声を上げて、納税を行わなくなるような
状態がもし東京で発生したら、これは非常に大変
なことなんですね。

一般金利と考へてもうちよつと安くならないのか、何で連動しないんだ、こんな話も実は私の方に何件も電話が寄せられているわけです。

ですから、国税というものはそう簡単に、一朝にしてすべて制度を変えることはできませんけれども、そういうことによってこの国が危うい方向に行く、国民の方々が反乱を起こす、ある意味では、税に対する反乱というものは非常にシビアなものなんですね。それを考へて、この問題について

ても引き続いて議論をしていきたいというふうに考えております。

大臣、何か御所見がございましたら。

○藤井国務大臣 この間もここでお話ししたところ相続税というのは原則的に公平でなければならぬ。しかし、今石原委員御指摘のように、東京を中心とした大都会において非常な土地の高騰があつて、そのためいろいろな社会問題が起きた。これにどう対応しようかということから今回、この間成立させていただきました相続税改正が行われたわけであります。

そういう意味からいうと、あくまでも例外であるということから今主税局長が申し上げたような仕切りをつけたということをご存じますので、それはそれで御理解をいただきたいと思います。

固定資産税の問題についていろいろお話をございました。所管ではないのですが、やはり地価が急騰して急落したということから出る過渡的現象のような気もいたします。したがいまして、固定資産税は時価に合わせたような形でまた直つていくのだと思ひますけれども、基本的に大きな、数多くの住民の方からそのような運動が起ることに対しても謙虚に受けとめるべきことだと思っております。

○石原(伸)委員 るる質問させていただきましたが、時間ですので質問を終わらせていただきまます。委員長におかれましては、当委員会の歳入委員会としての権威を高めるよう御尽力いただくようお願いを申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

○宮地委員長 次に、金子一義君。

○金子(一)委員 金子一義でございます。

早速に、きょうかかっております証取法の改正であります。証取法の改正の前に商法改正、要するに、本件の前提になりまわいわば自己株式取得規制を緩和する。これについてのねらい、何を期待してこういう緩和を行つたかについて御質問

させていただきます。

○日高政府委員 今回の商法の改正によりまして自己株式取得規制が緩和される、この考え方は、企業が株主総会の決議に基づいて配当可能利益を用いて自己株式を取得、同時に消却するという考え方でございます。

この目的は、従来、企業の方から見ますと、例えれば配当可能利益を再投資して将来の企業価値をさらに高める、あるいは配当として株主に還元する、こういった選択肢があつたわけでございます。

企業を取り巻く環境等を考え、有効な再投資先がない、見つからないといった場合に、配当可能利益を自己株式の取得という形でその売却に応じた株主に還元する。同時に、消却をいたします。

このように株主へ利益を還元する際のいわば選択肢、企業サイドから見た選択肢をふやすことがあります。

このように株主へ利益を還元する際のいわば選択肢として、結果として株式投資の魅力を高め、ひいては安定的で活力のある証券市場の確立に役立つだろうということで今回の緩和をお願いしているわけでございます。

なお、もう一つ、商法の改正によって従業員持株会に譲渡する場合のその株式の取得も認められておりますけれども、これは従業員持株制度の円滑な運営に役立つだろうということを期待しているわけでございます。

○金子(一)委員 大臣、今証券局長から株主還元策という点、それから企業のいわば目標負債比率の達成、ひいては証券市場全体の活性化、いろいろな御意見、ねらいとしてはあつたわけですが、時間がござります。

この問題というのは、証券市場が持つてゐる一つの過去の変動の状況から来てしまつてゐるわけですが、これは長い目で見て、今少しずつまづ漬けになつてゐるというのは事実だと思います。この問題については、証券市場が持つてゐる一つの過去の変動の状況から来てしまつてゐるわけですが、これは長い目で見て、今少しずつまづ漬けになつてゐるというのは事実だと思います。

この問題については、証券市場が持つてゐる一つの過去の変動の状況から来てしまつてゐるわけですが、これは長い目で見て、今少しずつまづ漬けになつてゐるというのは事実だと思います。この問題については、証券市場が持つてゐる一つの過去の変動の状況から来てしまつてゐるわけですが、これは長い目で見て、今少しずつまづ漬けになつてゐるというのは事実だと思います。

大体それを塩漬けで持つてゐる。NTT、主婦の皆さんには大蔵省を恨み思つてゐる、残念ながらそういう状況ですよ。

それから、時価発行した。時価発行して、上がると思つて投資したわけですねけれども、一方で、たいと/or>思ひます。

時価発行であれだけやれば何か株主に利益は還元されるのだろうと。

大体、証券市場というのは、そういう株主に対する利益還元というのではなく、道義的な部分というのはあつたのだろうと思うのです。ところが、現実は今申し上げたようにバブルで株がどんどん下がってしまった。では、この時期に導入していくまことに、この株式買い取り、消却をしてしまつよう。そうしますと、株主はそれに応じてしまつて、しようがない、金がないからしようがないけれども、投資家に対してはやらずぶつたりじやないか、こういう感じを持つていてる方が結構いるのですが、どうお感じになられますか。

う。そうしますと、株主はそれに応じてしまつて、もう応じざるを得ないよとなると、何だか知らないけれども、投資家に対してはやらずぶつたりじやないか、こういう感じを持つていてる方が結構いるのですが、どうお感じになられますか。

○藤井国務大臣 自己株取得、その消却、これは制度として認めるわけありますが、これから各社がどういうふうに運用されるかということについては一定の予見は余りできないと思います。

しかし同時に、今お話しのいわゆるバブル期に証券市場が非常に活況を呈して、その中で時価発行等々含めて、あるいはNTTのお話もございましたが、大量の株式を多くの方々が持つてそのまま塩漬けになつてゐるというのは事実だと思います。

この問題については、証券市場が持つてゐる一つの過去の変動の状況から来てしまつてゐるわけですが、これは長い目で見て、今少しずつまづ漬けになつてゐるというのは事実だと思います。この問題については、証券市場の性格からいつて、それが長い目で見て、今少しずつまづ漬けになつてゐるというのは事実だと思います。

そのうちで一つ、株主に対する利益の還元。これはちょっと見方を変えますと、今我が国でこのタイミングで導入された、どういうことかといいますと、バブルが終わつたところ。そうすると、個別の株主は大体高い株式で買わされて、今皆さん申し上げていてるので、全体的に見ると、株主がほとんど利益を得ないと思います。証券市場の性格からいつて、さつき主税局長が答弁をされたわけではありませんが、ポイントは、前回の改正で源泉徴収義務をやめたという話だったですね、そこが最大のポイントだったと思うのです。

に、先ほど石原委員の質問にありましたように、規制の緩和をする中で大きな意味で企業の行動の自由、証券市場の活性化に利するものであると考えておりますので、そんな点で御理解をいただきたいと/or>思ひます。

○金子(一)委員 これは、じつと持つていれば確かに一つは、一律に株主にみんな消却の機会が与えられた。百人いれば百人がみんな五千%ずつずつと消却されたということになりますと、うん、なるほどいんだろうね、こうなるわけですからもう一つも、特定の個人だけが何か消却をやられてしましますと応じざるを得なくなってしまふ。どうもそういう感じが否めないという部分が分。

それからもう一つは、一つは、一つは私一つの側面であえて申し上げてないので、全体の制度これ自身は、今おっしゃられたような企業行動の、特に調達面のみならずいわば全体の管理といつたような、財務管理といつた意味で自由度を高めていくという観点からせひ必要であると思つております。だから、そういう危惧と懸念と不満の声も一部あるところであります。

それから、さつき同僚の石原議員からの質問で、あつたわけでありますけれども、市場ではみなし配当課税がどうもこれを抑制しているのではない。さつき主税局長が答弁をされたわけではありませんが、ボイントは、前回の改正で源泉徴収義務をやめたという話だったですね、そこが最大のポイントだったと思うのです。

ところが、これは局長なんですねけれども、源泉徴収義務をやめたという話だけであって、それは売却に応じてしまった企業にとつてみるとなるほどいのでしようけれども、売却に応じなかつた他の大株主にとつてみると、源泉徴収はされなくたつて自己申告して払うのしよう、そこは変わらないわけでしよう。要するに、さつきのお話でまとめて何となく、もう源泉徴収義務を前回の税制改正で直してしまつたのだからそつ影響はないのです、あとのことはわかりませんみたいなお話をようにならうけれども、応じなかつた大株主、それから個人の株主だつて、何とか調書というのを要らないだけであつて、申告は申告としてしなければいけないわけです。その場合に、実際に現金の収入がない、キャッシュフローがないのに、申告はしなければいけないのでしようから、払わなければいけないという部分は残つてしまつているのだろうと思うのですが、いかがですか。

○小川(是)政府委員 今御指摘のとおり、源泉徴

収が不要になつたということだけでございますから、株主サイドに対するみなし配当に相当する所

得の課税といふのは残るわけでございます。

ただ、給与所得者につきましては、確定申告書

の提出不要制度といふのが少額不追及という考え

方でございます。給与等以外の所得が二十万円以

下は確定申告を要しませんという形になつておりますから、ほとんどの一般的な、サラリーマンで

はありますけれども投資家の場合には、このみな

し配当について確定申告を必要としないという形

面はありますかと思ひます。ただ、御指摘のよう

に、大きな株主の場合にはもとよりそういうところで二十万円を超えて適用はございません。

このみなし配当部分といふのは、一たんみなし

配当が行われますと、株主にとりましては、所得

税の課税済みのいわば会社に対する持ち分といふ形に法制上形を変えるわけでございますから、大

ところが、これは局長なんですねけれども、源泉徴収義務をやめたという話だけであつて、それは売却に応じてしまつた企業にとつてみるとなるほどいのでしようけれども、売却に応じなかつた他の大株主にとつてみると、源泉徴収はされなくたつて自己申告して払うのしよう、そこは変わらないわけでしよう。要するに、さつきのお話でまとめて何となく、もう源泉徴収義務を前回の税制改正で直してしまつたのだからそつ影響はないのです、あとのことはわかりませんみたいなお話をようにならうけれども、応じなかつた大株主、それから個人の株主だつて、何とか調書といふのを要らないだけであつて、申告は申告としてしなければいけないわけです。その場合に、実際に現金の収入がない、キャッシュフローがないのに、申告はしなければいけないのでしようから、払わなければいけないという部分は残つてしまつているのだろうと思うのですが、いかがですか。

○金子(一)委員 証券局長、今の税の議論はわかれています。ただ、一方で、これを制度化した、商法

改正したさつきのねらいなんですけれども、ちょっとと調べてみましたら、アメリカでいろいろ

な形で使われておるのは少くとも、我が国の現状といふのは、株価対策とか株価活性化というこ

とと同時に、もう一つ大きな意味合いとしまし

て、我が国の証券市場の持つてゐる構造がある程度これで解消できる一つのきっかけになつていか

ないか。

具体的に言うと、いわば株式の持ち合いです

ね。大体、個人の株主といふのはわずか三〇%ぐ

らいでしよう、七〇%ぐらいがもう固定化されて

しまつてある。そのうちの持ち合いといふのが、

これは三〇%のか五〇%のかいろいろなデータは

わかりません。そもそもわかつたら教えていた

だきたいのですけれども、今は実態面でもそれが

まさに崩れようとしているわけでしょう。もう一

つは、アメリカとの議論でも、何だ系列かとい

う、ザ・系列みたいな一つここにもあるわけで

すけれども。

それはそれとして、いざれにしても、証券市場

をいわば個人投資家を育成していくみたいにな

る。一方それは、どんどん設備投資して、

その結果としての方向、そして現実問題としての

ところが、これは局長なんですねけれども、それは売却に応じてしまつた企業にとつてみるとなるほどいのでしようけれども、売却に応じなかつた他の大株主にとつてみると、源泉徴収はされなくたつて自己申告して払うのしよう、そこは変わらないわけでしよう。要するに、さつきのお話でまとめて何となく、もう源泉徴収義務を前回の税制改正で直してしまつたのだからそつ影響はないのです、あとのことはわかりませんみたいなお話をようにならうけれども、応じなかつた大株主、それから個人の株主だつて、何とか調書といふのを要らないだけであつて、申告は申告としてしなければいけないわけです。その場合に、実際に現金の収入がない、キャッシュフローがないのに、申告はしなければいけないのでしようから、払わなければいけないという部分は残つてしまつているのだろうと思うのですが、いかがですか。

○小川(是)政府委員 今御指摘のとおり、源泉徴

収が不要になつたということだけでございますから、株主サイドに対するみなし配当に相当する所

得の課税といふのは残るわけでございます。

ただ、給与所得者につきましては、確定申告書

の提出不要制度といふのが少額不追及という考え

方でございます。給与等以外の所得が二十万円以

下は確定申告を要しませんという形になつておりますから、ほとんどの一般的な、サラリーマンで

はありますけれども投資家の場合には、このみな

し配当について確定申告を必要としないという形

面はありますかと思ひます。ただ、御指摘のよう

に、大きな株主の場合にはもとよりそういうところ

で、事実上意図されたところが達せられるという

面はありますかと思ひます。ただ、御指摘のよう

に、大きな株主の場合にはもとよりそういうところ

で二十万円を超えて適用はございません。

このみなし配当部分といふのは、一たんみなし

配当が行われますと、株主にとりましては、所得

税の課税済みのいわば会社に対する持ち分といふ形に法制上形を変えるわけでございますから、大

ところが、これは局長なんですねけれども、源泉

徴

収

義務

を

や

め

た

時

点

に

課

税

を

清

算

し

て

お

話

の

よ

う

な

場

合

は

あ

る

こ

と

が

あ

る

こ

と

が

あ

る

こ

と

が

あ

る

こ

と

が

あ

る

こ

と

が

あ

る

こ

と

が

あ

る

こ

と

が

あ

る

こ

と

が

あ

る

こ

と

が

あ

る

こ

と

が

あ

る

こ

と

が

あ

る

こ

と

が

あ

る

こ

と

が

あ

る

こ

と

が

あ

る

こ

と

が

あ

る

こ

と

が

あ

る

こ

と

が

あ

る

こ

と

が

あ

る

こ

と

が

あ

る

こ

と

が

あ

る

こ

と

が

あ

る

こ

と

が

あ

る

こ

と

が

あ

る

こ

と

が

あ

る

こ

と

が

あ

る

こ

と

が

あ

る

こ

と

が

あ

る

こ

と

が

あ

る

こ

と

が

あ

る

こ

と

が

あ

る

こ

と

が

あ

る

こ

と

が

あ

る

こ

と

が

あ

る

こ

と

が

あ

る

こ

と

が

あ

る

こ

と

が

あ

る

こ

と

が

あ

る

こ

と

思つておるのですが、いかがでしょうか。

○藤井國務大臣 今のお話は大株主の問題だと思います。小口のことについては先ほどから主税局長がお答えしたとおりであります。おっしゃるような面がないとは言えないと思います。

しかし、そういうことについては、大株主である以上、当然株主総会でそれなりの意見を述べられると思います。述べられることによって今の効果が減殺されるのではないかということが金子委員の御指摘だと思いますが、先ほど主税局長申し上げましたように、一つの税の理論というのは、基本から組み立てられているという面もあるということは御理解いただいた上でのお話だと思います。

当面は、まずこの形で状況を見守るべき時期だと思います。

○金子(一)委員 今大臣も非常に歯がゆい思いでの御答弁だったなど伺つたのですが、これは、税の論理は税の論理だ、それはしようがないんだ。しかしながら、こういう制度をつくりながら、税の論理があるからその目的は余り達成できませんでしたというのでは、大蔵省の政府提案としてはちょっと何だという話になりかねない。そういう意味で、実情を見ながらでも結構です。見直し、我々その点も、そういう状況のときに改めてまた議論をさせていただきたいと思つております。

きょうの法案とは少しそれます。今度の税制改革の点について少し御質問させていただきたいのです。きょうは大蔵大臣、私大蔵委員会を久しく離れているものですから、ちょっとイロハを伺いたい。そういう意味で、藤井教室に入った生徒のつだい。木で鼻をくくった答弁でなくて、わかりやすいものをひとつお願ひします。

所得、消費、資産のバランスというのがよく言

われるのですけれども、これは何を指しているのでしょうか。

○藤井國務大臣 いろいろな財政需要にこたえるために国民の皆さんに御負担をいただく、その仕組みというのが税制であることはもうおわかりのとおりだと思います。一つの税目というものが本当に正しければ、單一税制になるはずでございます。しかし、どの税制にも長所と短所があります。もし御質問があれば一つ一つお答えいたしま

すが、そこで、長所は生かしながら短所を埋めています。しかし、どの税制にも長所と短所があります。もし御質問があれば一つ一つお答えいたしま

すが、そこでは、長所は生かしながら短所を埋めています。しかし、どの税制にも長所と短所があります。もし御質問があれば一つ一つお答えいたしま

○金子(一)委員 真ん中だというわけですから、

いることは間違いありません。

廿

す。

○金子（一）委員 真ん中だというわけですから、全体の比較、政府税調ではこういうふうにあるべき姿を、これは単に参考なんでしょうけれども、そうはいつても、諸外国との比較で我が国が余裕で外れてないかどうかを比較するときに、O E C D 諸国に比べて真ん中くらいならないのではないですか。直接税比率がベラボウに高いなんていう評になるのかな。

それからもう一つ、累進税率の話が今日からありますのでですが、これも大蔵省にいただいた資料、所得税における給与所得者の課税所得階級別納税者割合。つまり、どの程度の人がどの程度の税率のブレケットに入っているかという話なんですが、それとも、いただいた資料によると、年収が百九十二万円、要するに一〇%の国税のブレケット、平成四年六一%、二〇%の段階の人、収入ベースで一千三十一万円、二八・九%。そうすると、一〇%、二〇%の国税の適用者というのは、

○金子（一）委員 そうなのかな。我が國のサラリーマン九〇%、二〇%のブレケットにおさまっているわけでしょう。これでいいんじゃないですか。別にそれで所得税率を何かしようなんて考えなくたっていいんじゃないかな。
ちょっと余談であります。

これで九〇%にいつてしまつていましすね、納税を
數。
そうすると、大体我が國はサラリーマンが今
のくらいなんですか。七〇%ぐらい、もつと
がつていてるんですが、八〇%ぐらいの方が大体
ラリーマンで給与所得者。そういう人たちはも
所得税も全部捕捉されてしまつて いるわけで
ね。

そういうのもを考えると、九〇%の給与所得者一〇%、二〇%のいわば ブラケットに、つまり税対象になつているということは、それでいいじゃないですか。非常に累進が高いんだとおしゃつたのだけれども、高いということになるですが、大臣。

〔北側委員長代理退席、委員長着席〕
○藤井國務大臣 まず第一の点でございますが、所得課税ではなく所得税のウエートが真ん中でないか、そのとおりでございます。
なぜか。それは先ほど申し上げたとおりであります。課税最低限が非常に高いこと、それから来低税率のあたりが非常に低いこと、これから來

○金子（一）委員 そうなのかな。我が國のサラリーマン九〇%、二〇%のプラケットにおさまっているわけでしよう。これでいいんじゃないですか。別にそれで所得税率を何かしようなんて考えなくつたっていいんじゃないかな。
ちょっと余談であります。
我が國の社会のいいところというのは何かなど考えてみますと、所得、消費、資産のバランスの観点なんですけれども、我が國はやはりお互いにみんなで最後は支え合っていこう、落ちこぼれとなるべく少なくしていこう。これは我が國の社会の持つていいところ、村社会、家社会から来ているのだろう、こう僕は思うのです。
アメリカみたいにちょっとと能力があると、ハーバードかビジネススクールを出てどこかの証券会社に入つて、会長になつて高額収入を得る。そういうじゃないと、うつかりするとホームレスへ行つてしまふ。これはアメリカに失礼だつたら撤回しなければいけませんけれども、そういう部分がある。我が國の社会はそこがちょっと違うのだろう。我が國が持つてある昔からの村社会、家社会といいういわば日本のいいアイデンティティー、所得税の平等化というところがもう一つそれを支えてきた大きな要因ではないのかな。
我が國所得の第一分位と第五分位なんて使いましけれども、格差五倍でしよう。アメリカで十倍ということとあわせてやらないと、この二〇%層も含めてフラット化ができない、こういうことは御理解をいただきたいと思います。

○金子（一）委員 そうなのかな。我が國のサラリーマン九〇%、二〇%のプラケットにおさまっているわけでしよう。これでいいんじやないですか。別にそれで所得税率を何かしようなんて考えなくたっていいんじゃないかな。
ちょっと余談であります。
我が國の社会のいいところというのは何かなと考へてみますと、所得、消費、資産のバランスの観点なんですかけれども、我が國はやはりお互いにみんなで最後は支え合っていこう、落ちこぼれになるべく少なくしていこう。これは我が國の社会の持つていてるいいところ、村社会、家社会から來ているのだろう、こう僕は思うのです。
アメリカみたいにちょっとと能力があると、ハ

そういう、一回おこり返せるという社会は、大臣と私の関係はいわば水平なんです。友達。友人。従属しない。十倍超えてしまって、これは主従の縦の関係になつてしまふ。そういう意味で、我が国の社会が五倍というのはある意味でいい料金じゃないのか。

例えば日本とアジアの諸外国とを比べると、中國の内陸部に行くこれが百倍近くになつてしまふとか、バングラデシュなんかに行きますと同じようなことになる。むしろ、その十倍以内といふ部分の我が国のよさを東南アジアに輸出する。つまり、東南アジアの諸国と我々の関係を所得格差という観点で今は申しておりますけれども、十倍以内にしてしまうということが二十一世紀の我が国の課題だと逆に私は個人的に思つてているのです。国内ではそれは進みましたから。

所得の方は、戦後所得の平等化というのは、これは我が国国民の中に定着をした唯一絶対と言つてもいいくらい一つの真理になつてきていていると思っています。

しかし、それでは資産の方はどうか。この税調の文章の中にも、資産性所得を含め資産に対する課税については、抜本改革以来、利子課税の見直しがなされ、株式の譲渡益の課税、地価税の創設、土地譲渡益課税の適正化等々、いわゆる資産家層に対する課税はかなり強化されてきており、この成果を踏襲しあつたまゝ、要するに資産課税が何となく大き上がったみたいな政府税調の書き方になつてゐるのですが、私はこれは物すごく疑問なんですね。

下げたりしてきているのです。

そういうことで、必ずしも資産、消費、所得のバランスでもって資産課税が今まで議論されてきたなんて、税調はいろいろ議論されたでしょう、大蔵省もいろいろ考えられたでしょう。我々もいろいろ議論してきましたけれども、しかし、資産、消費、所得のバランスという前提の中ででき上がった議論ではない。むしろ、同僚の石原議員から話がありましたが、三代続いたら土地は全部召し上げみたいな、これは相続税の議論ですけれども、そんな哲学、これは共産主義ですよ。大蔵省はそういう意味では共産主義だと私は思つてゐるのです。そなのが国民のコンセンサスを得たとはとても思つていいのです。ちょっと余談になつてしまいましたけれども。

それからもう一つ、話は戻りますけれども、私はそういう意味で二〇%のプラケットまでの給与所得者が九〇%もいれば非常に平等化も進んでいると思つてゐるのです。これは、細川さんとともに働き盛りの負担という言葉が盛んに使われたのですが、この働き盛りというのはどこの層もしくはどこの階級なんでしょうか。これは局長でも大臣でもどちらでも。

○藤井国務大臣 いろいろ話がございましたの簡単に一つずつ言いますが、戦後の所得税中心超過累進制度は、私はそれだけだとは思つております。したがつて、さう申し上げたように、戦後のシャウブ税制の結果

十倍超えてしまいますがどうなるかといいますと、十倍以内だと割と平等な社会。藤井大蔵大臣と私の所得格差、閑僚資産紹介のベストスリー、ベストツーでしたか、それでもまあ十倍以内でしょう。だから、私が大臣から三回おごられて、一回はおごり返せる。そういうれば最近ちっともおごってくれないじゃないですか。全然おごってくらになくなってしまった。命などくなつてしまつた。

す。
大体、土地譲渡益課税とか地価税の創設とかとい
う資産課税の考え方を、ずっと踏襲しながらつ
くり上げてきたみたいな書き方になっていますけ
れども、実態はそうではないのです。その時その
時の経済状況において、土地が上がってしまった、
しようがない、地価税をつくろうよ、土地譲渡益
課税などというのは、ここに当時の専門家もおら
れますけれども、その時その時によつて上げたり下
げたりするのです。

であると言ひながら、それが日本国民の間に定着したというのは、まさにそれを多くの国民の皆様が評価をしたからだと思います。私は、その意味で所得税中心主義というのは、金子委員のおっしゃるとおりだと思います。超過累進の度合いの問題はあります。しかし、所得税がそういう一翼を担つていたということは申し上げられると思います。

またもう一つは、九〇%とおっしゃるのですが、その中に二〇%層があるわけです。そして、それがどんどんふえているという今の現状を見ますと、一〇%層、二〇%層の幅を広げていくことがどうしても所得税のあり方として必要だということを私は申し上げているわけです。それには、こうしてフラットにしておいてぐっと上げるといふことはできませんから、全体としての勾配を考えなければいけないということを申し上げているわけあります。

それから資産課税は、土地税制はあのときの單なる経済情勢とは私は思つておりません。あいだの経過を経て、土地税制というのはこうあるべきだという恒常的な姿としてつくったものだと思つております。

第三番目に、働き盛りとは何かというお話をあります。年齢とか職業の問題ではありません。皆さんのように、また会社で働いていられる方のよう、第一線で働いている方はちょうどお子さんの育ち盛り、そして家を建てようといふようなことでお金が一番かかるときです。そういうふうに限定する意味ではございません。○金子(一)委員 そうしますと、これも政府税調の答申ですけれども、課税所得で六百万層の人があふえてきていると言うのだけれども、平成元年が五・九、平成四年が九・八つまり三・九%の層がこの六百万、つまり二〇%部分を超えてしまったという話ですね。しかし、これだけで結果

として現在九〇%の人は一〇%に……。

○藤井国務大臣 その話をしているのではないと思います。同じ数字を見ていらっしゃると思いますが、三百一六百という層がござりますでしょ。これがどんどんふえておりますでしょ、そこを言つておられるわけです。今課税で六百までが九割だとおっしゃいましたが、その二〇%ランクがどんどんふえている。二〇%ランク、一〇%ランクを通してもつとフラットにしていかなければならぬということをさつき申し上げているつもりです。

○金子(一)委員 もう一つ、この政府税調では中堅所得者という言葉が一方で使われているのですね。細川さんのときは働き盛り。中堅所得者層と働き盛りというのは同じ意味で使われていますか。

○藤井国務大臣 やや違う面もありますけれども、大体常識的に同じところを目指していると考えていただいていいと思います。

○金子(一)委員 まだわからないですね。二〇%ならないじゃないですか。九〇%の人が中堅所得層でもあり働き盛りもあるわけでしょう。その人たちが二〇%におさまっているなら、それならそれでいい。ただ、それではどうもおさまりがつかないのかなというのがあるのです。

今サラリーマンは、この大蔵省の表もしくは政府税調の表では、何となく一〇%の人だけが課税所得ベースで六百万円を超えていないので九〇%でいいだろと……。ところが、ちょっとほかの資料を集めてみたのですが、日経連傘下の課長さん、この人の年収は八百五十五万、年齢四十五歳。これは言つてみればまさに日本の課長、働き盛り、ちょっとジャーナリストかもしません。

○金子(一)委員 そうしますと、これも政府税調の答申ですけれども、課税所得で六百万層の人があふえてきていると言うのだけれども、平成元年が五・九、平成四年が九・八つまり三・九%の層がこの六百万、つまり二〇%部分を超えてしまったという話ですね。しかし、これだけで結果

千二百三十万。妻プラス子供二人。子供は小学校と中学校。結構高いみたいでそれとも、そんな

○小川(是)政府委員 若干データを申し上げたい

と思います。

○小川(是)政府委員 先ほど来税率一〇%、二〇%適用者あるいは三〇%以上の適用者の分布のお話がございました。

大臣から申し上げましたとおり、前回の税制の抜本改革をやりました當時は昭和六十年ころのデータで見ておりました。その当時に比べますと、二

年収は、勤続十七年で四十歳、年収が一千万。勤続二十年、四十三歳、昭和二十五年生まれでしょ。うから団塊の世代で一番かわいそうな人たち、年収が一千百二十万。この人たちは老後になつてもまともに年金がもらえるかどうかわからない人た

です。勤続二十五年、四十七歳、これまた課長さんですが、一千三百八十万元。

こうして見てみると、確かに大蔵省が出してきているこの資料、課税所得ベースでアラケット六百万が九〇%というのになるとどこかの数字でいきますと、パートタイムですとか——これは女性のパートタイムは入つていないのか。かなり働き盛りといふのは同じ意味で使われていますか。

○藤井国務大臣 やや違う面もありますけれども、大体常識的に同じところを目指していると考えていただいていいと思います。

○金子(一)委員 まだわからないですね。二〇%ならないじゃないですか。九〇%の人が中堅所得層でもあり働き盛りもあるわけでしょう。その人たちが二〇%におさまっているなら、それならそれでいい。ただ、それではどうもおさまりがつかないのかなというのがあるのです。

今サラリーマンは、この大蔵省の表もしくは政府税調の表では、何となく一〇%の人だけが課税所得ベースで六百万円を超えていないので九〇%でいいだろと……。ところが、ちょっとほかの資料を集めてみたのですが、日経連傘下の課長さん、この人の年収は八百五十五万、年齢四十五歳。これは言つてみればまさに日本の課長、働き盛り、ちょっとジャーナリストかもしません。

○金子(一)委員 そうしますと、これも政府税調の答申ですけれども、課税所得で六百万層の人があふえてきていると言うのだけれども、平成元年が五・九、平成四年が九・八つまり三・九%の層がこの六百万、つまり二〇%部分を超えてしまったという話ですね。しかし、これだけで結果

として現在九〇%の人は一〇%に……。

○藤井国務大臣 その話をしているのではないと思います。同じ数字を見ていらっしゃると思いますが、三百一六百という層がござりますでしょ。これがどんどんふえておりますでしょ、そこを言つておられるわけです。今課税で六百までが九割だとおっしゃいましたが、その二〇%ランクがどんどんふえている。二〇%ランク、一〇%ランクを通してもつとフラットにしていかなければならぬということをさつき申し上げているつもりです。

○金子(一)委員 もう一つ、この政府税調では中堅所得者という言葉が一方で使われているのですね。細川さんのときは働き盛り。中堅所得者層と働き盛りといふのは同じ意味で使われていますか。

○藤井国務大臣 やや違う面もありますけれども、大体常識的に同じところを目指していると考えていただいていいと思います。

○金子(一)委員 まだわからないですね。二〇%ならないじゃないですか。九〇%の人が中堅所得層でもあり働き盛りもあるわけでしょう。その人たちが二〇%におさまっているなら、それならそれでいい。ただ、それではどうもおさまりがつかないのかなというのがあるのです。

今サラリーマンは、この大蔵省の表もしくは政府税調の表では、何となく一〇%の人だけが課税所得ベースで六百万円を超えていないので九〇%でいいだろと……。ところが、ちょっとほかの資料を集めてみたのですが、日経連傘下の課長さん、この人の年収は八百五十五万、年齢四十五歳。これは言つてみればまさに日本の課長、働き盛り、ちょっとジャーナリストかもしません。

○金子(一)委員 そうしますと、これも政府税調の答申ですけれども、課税所得で六百万層の人があふえてきていると言うのだけれども、平成元年が五・九、平成四年が九・八つまり三・九%の層がこの六百万、つまり二〇%部分を超えてしまったという話ですね。しかし、これだけで結果

として現在九〇%の人は一〇%に……。

○藤井国務大臣 その話をしているのではないと思います。同じ数字を見ていらっしゃると思いますが、三百一六百という層がござりますでしょ。これがどんどんふえておりますでしょ、そこを言つておられるわけです。今課税で六百までが九割だとおっしゃいましたが、その二〇%ランクがどんどんふえている。二〇%ランク、一〇%ランクを通してもつとフラットにしていかなければならぬということをさつき申し上げているつもりです。

○金子(一)委員 もう一つ、この政府税調では中堅所得者という言葉が一方で使われているのですね。細川さんのときは働き盛り。中堅所得者層と働き盛りといふのは同じ意味で使われていますか。

○藤井国務大臣 やや違う面もありますけれども、大体常識的に同じところを目指していると考えていただいていいと思います。

○金子(一)委員 まだわからないですね。二〇%ならないじゃないですか。九〇%の人が中堅所得層でもあり働き盛りもあるわけでしょう。その人たちが二〇%におさまっているなら、それならそれでいい。ただ、それではどうもおさまりがつかないのかなというのがあるのです。

今サラリーマンは、この大蔵省の表もしくは政府税調の表では、何となく一〇%の人だけが課税所得ベースで六百万円を超えていないので九〇%でいいだろと……。ところが、ちょっとほかの資料を集めてみたのですが、日経連傘下の課長さん、この人の年収は八百五十五万、年齢四十五歳。これは言つてみればまさに日本の課長、働き盛り、ちょっとジャーナリストかもしません。

○金子(一)委員 そうしますと、これも政府税調の答申ですけれども、課税所得で六百万層の人があふえてきていると言うのだけれども、平成元年が五・九、平成四年が九・八つまり三・九%の層がこの六百万、つまり二〇%部分を超えてしまったという話ですね。しかし、これだけで結果

○%でござります。問題にしておられます一千円を少し超えるあたりから所得税が三〇%、住民税が一五%。住民税はこれが最高税率でございますが、そこから四五%の税率の適用があるわけでございます。

したがいまして、今委員御指摘のように、お一人ずつの立場に立つて考えますと、これは給与のレベルは地域差もございましょう、もちろん職業差もございましょう。しかし、依然として我が国の場合には年齢で、若いときからまさに働き盛りに向けて賃金、給与が上がっていくわけございまるけれども、五、六百万円から七百万円まで上がっていく過程と、その後の上がり方の過程における税負担の増加、手取りの伸びの鈍化というのが非常に所得税の問題であるということござります。

○金子(一)委員 今のお話ですと、全体の資産、

消費、所得のバランスの前にもう一つ所得課税のいわばゆがんんでいる部分、ゆがんでいるというか問題点もあるというお話。特に七百万を超えてきましたと急速にカーブが立つてていくですから、そのところのいわばゆがみをなくしていくこともどこかが必要ではないのかという御示唆など思つております。

ところで、それではどこかでそれを直そうとしても、消費税との議論で常に出てきますのは、今度の政府税調の中でも、これはゆがみを直して所得税の減税をやっていく、所得税の減税はそういうゆがみを直していくのに考えるべきだ、そのときに、一方で少額納税者についても配慮すべきだとうたっているのです。つまり、中低所得者に對しても何らかの形で税率の引き下げを考えなさいよ、それが税率の引き下げなのか、また課税最低限の引き上げなのか、いろいろなやり方がありますけれども、考えなさいよと言つているわけです。

そうしますと、これはどうなつてしまふのですか。将来いろいろな財源の調達といったことも常

に考えて、今回だけではありません、将来のこと

も考えて、いわば實重な財源として消費税の税率が、負担が膨らんでいくということも当然議論しなければ、今まで議論されていますし、考えられる。そのたびに、中低所得者を配慮していきましょうよ、こういう話になつてきますとどうなつてしまふのですか。

極端に言えば、いつまでたつても中低所得者の方は税率がどんどん下がつてくる、これはいろいろな配慮が行われるのですから。一たん累進のカーブをなるべくならしてみても、結果として、例えば一〇%プラケットの部分というものを減らしましようよという話になつてると、また累進

カーブが立つてくる。そうすると、ある一定以上の方の増税感、不公平感というのは余りなくならないのじやないか。

今度、今行われている所得税の減税は二〇%一

律にやりましたよね。何で一律にやつたかといつたら、戻しじゃなくて、一世帯幾らみたいな戻し

税のやり方はいろいろあったのでしょうかけれども、そこは今の中低所得者の方に対してもう既に

もう多分そですよね。

だけれども、今みたいに、政府税調はそのところを最後どうするかというのは、これは我々政

治がその部分、最後決着のために国民を納得させるためにやるのはいいかもしれませんよ。政府

税調はむしろ筋を通すべきなんですよ。中低所得者の方のところは配慮すべしなんというのは、こ

れやつていつたらいつまでたつたつてカーブ直ら

ないじやないですか。大蔵省が政府税調に実際にこんなものを書かせているからでしょう。政府税調

といったって、今だもが大蔵省が書かせている

なと思っていて、からあえて大蔵省に伺うのですけれども、累進カーブ、どこかでやはり一たんは、

今おつしやつたようにゆがみがあるなら今回めがみを直しますとこうことをやつたらどうなんですか。

将来いろいろな財源の調達といったことも常

に考えて、今回だけではありません、将来のこと

も考えて、いわば實重な財源として消費税の税率

が、負担が膨らんでいくということも当然議論し

なければ、今まで議論されていますし、考えら

れる。そのたびに、中低所得者を配慮していきま

しょうよ、こういう話になつてきますとどうなつてしまふのですか。

ただしながら、これは少なくとも現状維持とい

うことだらう、いずれにしても上げるのは適当

でないというのが税制調査会の答申でございま

した。しかしながら、これは少なくとも現状維持とい

うことだらう、いずれにしても上げるのは適當

でないといふのが税制調査会の答申でございま

した。

ただ、消費税の税率をアップするときには、そ

うはいつても中低所得者に対する配慮ということ

で考えていくのもやむを得ないという考え方でございます。

もう一つ、最低税率を引き上げるべきではない

かという議論も同様に税制調査会の中でやられて

おりました。この点については、いろいろ考へる

と、水準を今のまま据え置いてやむを得ないので

はないかということがございました。まさに委員

がおつしやられたようにこの累進構造、我が国

における所得負担のあり方の直し方としては、

課税最低限を引き下げるとか最低税率を引き上げ

るという形で負担を求めるというのもあり得るので

ではないかという議論が行なわれたわけございま

して、それから現にそういうことを議論としてや

られる方がおられるわけございます。

しかし、現実には、課税最低限を引き下げる

というところまで税制を持つていくのは無理がある

のではないか。したがつて、最高税率を引き下げ

る等によつておつしやるようなプラケットを広げ

る、そしてなだらかな形をきちっとつくつておく

ことが重要ではなかろうかというのが昨年の税制

調査会の答申の考え方でございました。

○金子(一)委員 政府税調については、本当に今

おつしやつていただいたような、どういう議論が

行われたというのも、せつかく出していただくな

らいろいろな意見を、中にはあるのですけれども、

こういう意見もあつた、こういう意見もあつた、最後は大蔵省がまとめてしまふからそういう

政治配慮を勧かせてしまふのでしょうかけれども、

これから出づいたと思うのです。

やはり少し公開していただく必要があるかなと感

じております。

ちょっとこれは一言で教えてください。老人と

いうのは金持ちなんですか。社会的弱者ではない

のですか。一言で結構です。

○小川(是)政府委員 昨年の税制調査会の議論はま

さに昨年の政府税調で多々論ぜられまして、課税

最低限につきましては、我が國は高過ぎるとい

うことが問題だ、したがつてこれを下げるなどを考

えてもいいのではないかという議論もございま

した。しかしながら、これは少なくとも現状維持とい

うことだらう、いずれにしても上げるのは適當

でないといふのが税制調査会の答申でございま

した。

ただしながら、これは少なくとも現状維持とい

うことだらう、いずれにしても上げるのは適當

でないといふのが税制調査会の答申でございま

した。

ただ、消費税の税率をアップするときには、そ

うはいつても中低所得者に対する配慮ということ

で考えていくのもやむを得ないという考え方でござ

ります。

もう一つ、最低税率を引き上げるべきではない

かという議論も同様に税制調査会の中でやられて

おりました。この点については、いろいろ考へる

と、水準を今のまま据え置いてやむを得ないので

はないかということがございました。まさに委員

がおつしやられたようにこの累進構造、我が国

における所得負担のあり方の直し方としては、

課税最低限を引き下げるとか最低税率を引き上げ

るという形で負担を求めるというのもあり得るので

ではないかという議論が行なわれたわけございま

して、それから現にそういうことを議論としてや

られる方がおられるわけございます。

しかし、現実には、課税最低限を引き下げる

というところまで税制を持つていくのは無理がある

のではないか。したがつて、最高税率を引き下げ

る等によつておつしやるようなプラケットを広げ

る、そしてなだらかな形をきちっとつくつておく

ことが重要ではなかろうかというのが昨年の税制

調査会の答申の考え方でございました。

○金子(一)委員 政府税調については、本当に今

おつしやつていただいたような、どういう議論が

行われたというのも、せつかく出していただくな

らいろいろな意見を、中にはあるのですけれども、

こういう意見もあつた、こういう意見もあつた、最後は大蔵省がまとめてしまふからそういう

政治配慮を勧かせてしまふのでしょうかけれども、

これから出づいたと思うのです。

やはり少し公開していただく必要があるかなと感

じております。

ちょっとこれは一言で教えてください。老人と

いうのは金持ちなんですか。社会的弱者ではない

のですか。一言で結構です。

○小川(是)政府委員 昨年の税制調査会の議論はま

さに昨年の政府税調で多々論ぜられまして、課税

最低限につきましては、我が國は高過ぎるとい

うことが問題だ、したがつてこれを下げるなどを考

えてもいいのではないかという議論もございま

した。

ただしながら、これは少なくとも現状維持とい

うことだらう、いずれにしても上げるのは適當

でないといふのが税制調査会の答申でございま

した。

ただ、消費税の税率をアップするときには、そ

うはいつても中低所得者に対する配慮ということ

で考えていくのもやむを得ないという考え方でござ

ります。

もう一つ、最低税率を引き上げるべきではない

かという議論も同様に税制調査会の中でやられて

おりました。この点については、いろいろ考へる

と、水準を今のまま据え置いてやむを得ないので

はないかということがございました。まさに委員

がおつしやられたようにこの累進構造、我が国

における所得負担のあり方の直し方としては、

課税最低限を引き下げるとか最低税率を引き上げ

るという形で負担を求めるというのもあり得るので

ではないかという議論が行なわれたわけございま

して、それから現にそういうことを議論としてや

れる方がおられるわけございます。

しかし、現実には、課税最低限を引き下げる

というところまで税制を持つていくのは無理がある

のではないか。したがつて、最高税率を引き下げ

る等によつておつしやるようなプラケットを広げ

る、そしてなだらかな形をきちっとつくつておく

ことが重要ではなかろうかというのが昨年の税制

調査会の答申の考え方でございました。

○金子(一)委員 政府税調については、本当に今

おつしやつていただいたような、どういう議論が

行われたというのも、せつかく出していただくな

らいろいろな意見を、中にはあるのですけれども、

こういう意見もあつた、こういう意見もあつた、最後は大蔵省がまとめてしまふからそういう

政治配慮を勧かせてしまふのでしょうかけれども、

これから出づいたと思うのです。

やはり少し公開していただく必要があるかなと感

じております。

ちょっとこれは一言で教えてください。老人と

いうのは金持ちなんですか。社会的弱者ではない

のですか。一言で結構です。

○小川(是)政府委員 昨年の税制調査会の議論はま

さに昨年の政府税調で多々論ぜられまして、課税

最低限につきましては、我が國は高過ぎるとい

うことが問題だ、したがつてこれを下げるなどを考

えていいのではないかという議論もございま

した。

ただしながら、これは少なくとも現状維持とい

うことだらう、いずれにしても上げるのは適當

でないといふのが税制調査会の答申でございま

した。

ただ、消費税の税率をアップするときには、そ

うはいつても中低所得者に対する配慮ということ

で考えていくのもやむを得ないという考え方でござ

ります。

もう一つ、最低税率を引き上げるべきではない

かという議論も同様に税制調査会の中でやられて

おりました。この点については、いろいろ考へる

と、水準を今のまま据え置いてやむを得ないので

はないかということがございました。まさに委員

がおつしやられたようにこの累進構造、我が国

における所得負担のあり方の直し方としては、

課税最低限を引き下げるとか最低税率を引き上げ

るという形で負担を求めるというのもあり得るので

ではないかという議論が行なわれたわけございま

して、それから現にそういうことを議論としてや

れる方がおられるわけございます。

しかし、現実には、課税最低限を引き下げる

というところまで税制を持つていくのは無理がある

のではないか。したがつて、最高税率を引き下げ

る等によつておつしやるようなプラケットを広げ

る、そしてなだらかな形をきちっとつくつておく

ことが重要ではなかろうかというのが昨年の税制

調査会の答申の考え方でございました。

○金子(一)委員 政府税調については、本当に今

おつしやつていただいたような、どういう議論が

行われたというのも、せつかく出していただくな

らいろいろな意見を、中にはあるのですけれども、

こういう意見もあつた、こういう意見もあつた、最後は大蔵省がまとめてしまふからそういう

政治配慮を勧かせてしまふのでしょうかけれども、

これから出づいたと思うのです。

やはり少し公開していただく必要があるかなと感

じております。

ちょっとこれは一言で教えてください。老人と

いうのは金持ちなんですか。社会的弱者ではない

のですか。一言で結構です。

○小川(是)政府委員 昨年の税制調査会の議論はま

さに昨年の政府税調で多々論ぜられまして、課税

最低限につきましては、我が國は高過ぎるとい

うことが問題だ、したがつてこれを下げるなどを考

えていいのではないかという議論もございま

した。

ただしながら、これは少なくとも現状維持とい

うことだらう、いずれにしても上げるのは適當

でないといふのが税制調査会の答申でございま

した。

ただ、消費税の税率をアップするときには、そ

うはいつても中低所得者に対する配慮ということ

で考えていくのもやむを得ないという考え方でござ

ります。

もう一つ、最低税率を引き上げるべきではない

かという議論も同様に税制調査会の中でやられて

おりました。この点については、いろいろ考へる

と、水準を今のまま据え置いてやむを得ないので

はないかということがございました。まさに委員

がおつしやられたようにこの累進構造、我が国

における所得負担のあり方の直し方としては、

それと、その前に、いわば世代間の負担のバランスという議論が一方であるのですが、そこでよく出でますのが国民負担率が上がってしまう、ここのことなんですよ。

余談ですがけれども、昔は国民負担率というのは、ヨーロッパの水準五〇%より低位にとどめるべきだ、できれば四〇%台の前半なんという議論をしていましたのですけれども、今度の福祉ビジョンの試算を見ますと五〇%を超えてしまっているのです。要するに、五〇%を超えない水準というのは、福祉ビジョンでは超えてしまっているだけれども、放棄してしまったのですか。

○藤井国務大臣 福祉ビジョンは厚生省でございますので、私がお答えするのが適当かどうか存じませんが、ごらんいただければ出ておりますように、ケースI、II、IIIとあって、その中にも若干の条件で分けておりまして、五〇%を切つている見通しのものも幾つもございます。五〇%を一%ぐらい上回つてあるのもあります、切つているのもございまして、これをお示しになつて一つの議論の素材に使っていただきたいというのが厚生省のお気持ちだと思います。

○金子(一)委員 国民負担率が上昇してくると、働く労働者世代にとって負担が大変だよ、活力がうつかりするとなくなるよ、こういう意味で国民負担率の議論が行われているのですが、国民負担率の数値というのは、いわば国民経済全体で見た総所得の負担の率ですから、そういう意味で生活実感に結びつきにくい。

そこで、これを具体的にサラリーマンの負担に置きかえてみるとどういう議論になるのか。これは、かつて大蔵省がこの試算をされたことが大蔵省の出版された本の中にあるのです。これを現状平成五年勤労者世帯の平均実収入、年収が六百八十四万、総務庁の家計調査。これに対する勤労所得税三十三万九千円、実収入比五%。住民税等が二十九万何ぼ。租税負担率、社会保険料負担

率、これを合わせると年間百十万五千円、実収

入比が一六・一%。つまり、サラリーマンにとってみると、現在租税、社会保険料負担率が一六・一%だ。この機械計算で今度一体どれくらい金がかかりますよというのが福祉ビジョンであります。それをスタートラインにいたしまして将来推計

とでまいりますと、昭和八十五年ということでおざいますから、これは平成二十二年ぐらいになると思いませんけれども、そのときに「一九・三%、約三割」ということでございますので、一六・一%から約三割ぐらいになるであろうというような論文がございます。

これを今まで見ていくと、元に持つておりますけれども、その後この間の機械的試算では、国民所得の伸びを五%で見ている等々の点もございますし、その後の制度も変わつておりますので約一倍弱ということ、同じように申し上げられるかうかちょっと自信がございませんので、さらに調べさせていただきたいのですが、大蔵省、これはどうも計算できないようなんですね。

ただ、二〇二〇年で大体この負担が二倍になりますか、感覚としまして。以前に、初めて同じような機械計算、福祉ビジョンと同じような機械計算を大蔵省でやられたときの数字でいきますと、一・八倍になつちゃう。それが今の状況で二倍にいつちやうのかなそんな感じのかななどいうものを持つてゐるのですが、どうですか、どなたか。

○竹島政府委員 ただいま正確な数字を持ってお答えできないことをお許しいただきたいのですが、かつて今御質問のようなテーマでもって論文がございました。その中では、国民所得の伸びを四%と仮定いたしまして、これは昭和六十一年で四万ですから、いわば働き盛りとか中堅といふのはもうちょっと高いのでしょうか。そうすると、うつかりすると四割とか五割これで持つていかれていますよ。そういうのは耐えられぬでしょう。だから考えましょうよという議論、もう

いよ。

世代間負担がどうのこうのとか、ましてやこ

れ、操作なんですよ。「税制の総合的見直しによって、「損得」が生じることは避けられない。」これは消

費税を導入して所得税減税をやつた場合、だれが損してだれが得する、これは社会ですから避けられない。「しかししながら、この「損得」は、国民の誰もが享受する公共サービスの費用負担を社会の構成員が広く分かち合う制度にしていくことに

おなじように申しますけれども、その後この間の機械的試算では、国民所得の伸びを五%で見ている等々の点もございますし、その後の制度も変わつておりますので約一倍弱ということ、同じように申し上げられるかうかちょっと自信がございませんので、さらに調べさせていただきたいのですが、大蔵省、これはどうも計算できないようなんですね。

ただ、二〇二〇年で大体この負担が二倍になりますか、感覚としまして。以前に、初めて同じような機械計算、福祉ビジョンと同じような機械計算を大蔵省でやられたときの数字でいきますと、一・八倍になつちゃう。それが今の状況で二倍にいつちやうのかなそんな感じのかななどいうものを持つてゐるのですが、どうですか、どなたか。

○金子(一)委員 よくこういう国民負担率の議論、活力がなくなるよ、だからこういう労働者世帯に余り過重な負担を負わしてはいけないんだよというような話になるのをけれども、大臣、余り実感がひんとこないので、やはり今のままの税体系を続けていくと、平均だつて一六%税金と社会保険負担料を持っていかれちゃうでしょう。いずれそのうちに、それが倍として三三%ぐらい持つていかれちゃう。

これは、今はあくまでも平均世帯の六百八十四万ですから、いわば働き盛りとか中堅といふのはもうちょっと高いのでしょうか。そうすると、うつかりすると四割とか五割これで持つていかれていますよ。そういうのは耐えられぬでしょう。だから考えましょうよという議論、もう

ちょっとわかりやすいものを大蔵省ももう少し工夫して出していただきたい。

さつきの、私は国民の皆さん、この大蔵省の資料で、二〇%までのブレケットの人が九〇%もいるなら、別に所得税率下げなくたっていいのじゃないの、ゆがみの部分は別として。そういう話になつちやうと思いますし、世代間負担、世代間負担といったって、何となく耳にたこができるような感じなんだけども、どうもよくわからな

いよ。

世代間負担がどうのこうのとか、ましてやこ

れ、操作なんですよ。「税制の総合的見直しによって、「損得」が生じることは避けられない。」これは消

費税を導入して所得税減税をやつた場合、だれが損してだれが得する、これは社会ですから避けられない。「しかししながら、この「損得」は、国民の誰もが享受する公共サービスの費用負担を社会の構成員が広く分かち合う制度にしていくことに

おなじように申しますけれども、その後この間の機械的試算では、国民所得の伸びを五%で見ている等々の点もございますし、その後の制度も変わつておりますので約一倍弱ということ、同じように申し上げられるかうかちょっと自信がございませんので、さらに調べさせていただきたいのですが、大蔵省、これはどうも計算できないようなんですね。

ただ、二〇二〇年で大体この負担が二倍になりますか、感覚としまして。以前に、初めて同じような機械計算、福祉ビジョンと同じような機械計算を大蔵省でやられたときの数字でいきますと、一・八倍になつちゃう。それが今の状況で二倍にいつちやうのかなそんな感じのかななどいうものを持つてゐるのですが、どうですか、どなたか。

○金子(一)委員 よくこういう国民負担率の議論、活力がなくなるよ、だからこういう労働者世帯に余り過重な負担を負わしてはいけないんだよというような話になるのをけれども、大臣、余り実感がひんとこないので、やはり今のままの税体系を続けていくと、平均だつて一六%税金と社会保険負担料を持っていかれちゃうでしょう。いずれそのうちに、それが倍として三三%ぐらい持つていかれちゃう。

これは、今はあくまでも平均世帯の六百八十四万ですから、いわば働き盛りとか中堅といふのはもうちょっと高いのでしょうか。そうすると、うつかりすると四割とか五割これで持つていかれていますよ。そういうのは耐えられぬでしょう。だから考えましょうよという議論、もう

ちょっとわかりやすいものを大蔵省ももう少し工夫して出していただきたい。

さつきの、私は国民の皆さん、この大蔵省の資料で、二〇%までのブレケットの人が九〇%もいるなら、別に所得税率下げなくたっていいのじゃないの、ゆがみの部分は別として。そういう話になつちやうと思いますし、世代間負担、世代間負担といったって、何となく耳にたこができる

も、それほど真剣に議論したわけではない数値が税制改革に絡んでひとり歩きをしているようだとと言われている。

私は、福祉ビジョンは一つの方向を議論して提示しているものだと思つております。非常に評価しているのです。これに向けていろいろな制度をこれからつくっていくことで必要だと思つておるのでありますけれども、どうもこれ、そういう意味での無理が批判をされていりますが、ちょっとそのところ、大臣、どういうふうに考えておられるのか。

○藤井国務大臣 先ほどの具体的な御提案、大変いい御提言をいただきたと思つております。ぜひ勉強させていただきたいと思います。

福祉ビジョンの方は、これは厚生省さんでおつくりになつたもので、私は内容はよく知りません。しかし、非常にまじめに勉強されたというふうに聞いておりますし、福祉ビジョンの懇談会の委員の方々があるべき福祉というものを真剣に御議論になつた結果であると考えておりますから、当然、私どもはそういうものを前提にすることは問題がないものと考えております。

○金子(一)委員いや、それはまさに私が申し上げたことで、福祉ビジョンそのものは、私もいろいろ勉強させていただきましてけれども、非常にいい方向であるということで、我々もこれを実現をしていくためにいろいろ工夫をしていきたいたし、その実現をやつていかなればいけないと思っておるのです。それは、まさに大臣おっしゃつたとおり。

ただ、申し上げたのは、また御質問したのは、この福祉ビジョンを前提とした機械計算だけで議論をしようと思うとどうもちょっと無理があるのじゃないのということを、いろいろな各界各層からそういう御意見が出ておりますし、一方で、つづいた委員の当事者からこいつの御意見が出てるということはちょっと残念だなと実は思つてます。それはそういうことでやめましょ

最後に、痛みを分かち合うもので、政府税調にもまさに書かれています消費税にしましても、

こういう税制改革の議論、さつきも申し上げましたように、だれが得してだれが損するかという、やはり社会でもあるのです。それだけに、こうい

う税の議論をするときには、何よりも国民の國への信頼が必要だと思つてます。政府への信頼も必要、政

治への信頼も必要だと思つてます。だからこそ、税は国家なりと言われるまさにゆえんである

ると思っておるのですが、残念ながら、もう既に議論が出来ましたとおり、前回の国民福祉税といふのはその部分を無視しちゃつたんだと思つて

ます。

○大蔵大臣、あのときは官邸に乗り込まれて、そ

して所得税の減税だけが先行しようとしたことに對して、それは困る、もしそんなことをするのであればおれは辞任するということを言われたと新聞の報道でうかがっております。それは大蔵大臣として大変立派な態度でありますし、一方で、大蔵省を預かる大臣でありますから当然であると思つてます。ただ、前回の国民福祉税のときには、まさに議論をしない、与えない、議論の場がない、そういう国民福祉税の決定、発表ということがない、そういう国民福祉税の決定、発表といふことは、まさしく大蔵大臣が反対をされなかつたという話は、実は私は残念だつたなと思つてます。

○金子(二)委員いや、それはまさに私が申し上げたことで、福祉ビジョンそのものは、私もいろいろ勉強させていただきまして、それはそれで、まさに大臣おっしゃつたとおり。

大臣は、ああいうやり方を単に、減税と増税がリンクをしない限りだめだ、おれはやめると言うのじゃなくて、あの進め方について、おれはそれについても反対だとおっしゃつていただきたかったとおり。

ただ、申し上げたのは、また御質問したのは、この福祉ビジョンを前提とした機械計算だけで議論をしようと思うとどうもちょっと無理があるのじゃないのということを、いろいろな各界各層からそういう御意見が出ておりますし、一方で、つづいた委員の当事者からこいつの御意見が出てるということはちょっと残念だなと実は思つてます。それはそういうことでやめましょ

これだけはお願ひを申し上げておきたいと思っております。

さきようは、藤井財政税制教室でありますものですから、いろいろ教えていただきましたことに

ついてもあえて御礼を申し上げまして、質問を終わせていただきます。ありがとうございます。

○宮地委員長 次に、秋葉忠利君。

○秋葉委員 社会党の秋葉でございます。大蔵委員会では初めて質問をさせていただきます。

今、私の前の自民党の金子委員の質問、私の持つてある問題意識と共通点がたくさんあります

し、方向としては大体同じような方向を向いています。

○秋葉委員 すべてが減税のためではないにしろ、減税もするということどころは、それは確認していただけますか。

○竹島政府委員 六年度の特別減税につきましては、その財源につきまして残念ながら特例公債を発行せざるを得ないということです。

具体的には、所得税、住民税を加えて五兆五千億円ぐらゐ、そのうちの、国にかかる債務の一般会計の負担にかかるのが三兆一千三百三十八億円でございます。これは特例公債をお願いをしているわけでございます。今お願い申します。

この法律、社会党の中で一応分担をいたしました。私が質問させていただくのは、繰入れの特例基金等に関する法案でありますけれども、手短に私の理解しましたところでは、要するに、所得税の減税を行う、その財源を確保するためにいろいろな手段で必

要だけれども、その一つとして、いわば国債整理基金の方に本来であれば回すべきお金をやめて、

ともかく財源の方を確保することが大事なんですが、それを一時的にやめるというふうに理解しております。その理解でまず一般的なところとしては正

しいのかどうか、お願ひいたします。

○藤井国務大臣 本委員会に法律を提出させていたおりますのは、法律の本則からいえば国債整理基金に繰り入れるべきであるというものです。

を、特別の法律を出させていただき、これを停止することを院のお許しをいただきたいというために提出させていただいております。

○秋葉委員 そうすると、来年度減税が行われなければ、今度は、来年度はこのようない措置が必要です。

成七年度の話は、今は六年度予算の御審議でございませんので、余り仮定の話は申し上げるのは差し控えさせていただきたいと思います。

○秋葉委員 すべてが減税のためではないにしろ、減税もするということどころは、それは確認していただけますか。

○竹島政府委員 すべてが減税のためではないにしろ、減税もするということどころが理由の一つになつてます。

○秋葉委員 そのためこれができなくなつたのはございません。全体の財政事情でございますが、とにかく平成七年度の話は、今は六年度予算の御審議でございませんので、余り仮定の話は申し上げるのは差し控えさせていただきたいと思います。

○秋葉委員 すべてが減税のためではないにしろ、減税もするということどころが理由の一つになつてます。

○竹島政府委員 すべてが減税のためではないにしろ、減税もするということどころが理由の一つになつてます。

○秋葉委員 すべてが減税のためではないにしろ、減税もするということどころが理由の一つになつてます。

○竹島政府委員 結果論でござりますが、おつしやるところでござります。所得税の減税がなくとも、こういったことをお願いしなければ通常の経費を賄うのに赤字公債を出さざるを得ない、そういうことでございます。

○秋葉委員 わかりました。その点については理解あるいは解釈の違うところがあるんですねけれども、それはそれで置いておきまして、実はこういった問題を考えるに当たって、来年のことはわからないというふうにおっしゃいましたけれども、やはり財政の中で非常に大事な一面というのものは、長期的な展望、長期とはいからなくとも、一、二年先でも結構ですし、あるいは中期的な展望、そういうふた全体の鳥瞰図といいますか、そういうものが非常に重要であると私は思います。

例えば、こういった特例についてでも、これはことしだけやるのか、あるいは来年も、これからずっとと続していくのか、今までも続いてきたのかというところでやはり扱いが違ってくるわけですから、来年のことはわからない、だけれども、今まで私たちの目の前に出ているのだけとにかく審議をしろということでは、ちょっとこれは話にならないと思います。

とくにところで、私はことしただけといううこと
であれば、ことし起こっている具体的な歳入歳出
についての出来事とこれは当然関連があると考え
るのは当然だと思いますけれども、今のお話では
そうではない。となると、これはまるっきり袋小
路になってしまって、大蔵が言っていることがす
べて正しくて、今までのことはわかるけれども、
これからどうなるのか見通しも全くない、ことし
起こったことと関連をしていないというようなこ
とで、非常に理解が困難になるわけです。そう
いった意味で長期的な展望が必要だと私は思いま
すので、長期的展望についてちょっと質問をさせ
ていただきたいと思います。

つい先ごろ、これに非常に関連があると私は
思つております機械的な試算という値が出てまい
りました。これは消費税の税率をアップする、そ

うすると赤字になるかどうかという話ですけれども、こういったものを出した目的について、どういうことを目的としてこの機械的試算をお出しになつたのか、まず伺いたいと思います。

○藤井国務大臣　この件は、税制調査会がずっと議論をしておられる過程において、やはり議論の一つのきっかけとして定量的なものが欲しい、こういうお話をありました。

定量的なものに出すに当たっては、三つの条件がある。一つは、今我々が議論している消費課税の充実、所得課税の軽減という方向であつてほしい。それからまた、福祉というものに対して、今後の福祉に対する的確に対応できるようなものであつてほしい。また、この機械計算の前提として、より財政体質を悪くしていくようなものであつては困る。こういう三つの条件が出て、機械的計算をするようにという話がございました。

私どもいたしましては、その後、一部に言わ
れておりますように、何らかの政策意図ではない
かという御意見が出てしまってことに対し大変危
惧を持つておつたわけであります。税制調査会
のお立場と、いうこともよくわかります。定量的な
ものなくして議論ができるないということで、まさ
にそういうことをよく、これは機械的計算である
という前提で念を押させていただいて出させてい
ただきました。したがいまして、政策意図は何も
ございません。

するということが目的だというふうに今のお答え
受けとめましたけれども、そうすると、議論をする
際には、まず、簡単に言つてしまえば幾つかの
選択肢がある。その選択肢を選ぶために、例えば
定量的な数字が必要だということになるわけです
けれども、ここに出された選択肢は六つですか
ござります。それは、すべて消費税率の引き上
げ、それを何%にするかという選択肢でございま
す。

それから大蔵省の方も、私たちの國民の前に示すべき、議論の対象とすべき消費税の引き上げ率がこの範囲であるという判断をした上でこれを当然出されたというふうに私は解釈せざるを得ないと思いますが、その点を確認したいと思います。

○藤井国務大臣 今申し上げました、もう繰り返しませんが、三つの前提条件を満たすならこれだけというだけでございます。それをもとにして御議論をいたなく、それに限定して私どもが政策選択をしているという趣旨とは違ひ、機械的計算でござります。

○秋葉委員 溝みません、機械的というところは強調していただきなくとも結構でございます。計算は大体機械的に行うものです。

ですから、問題は、機械的だということころで、それを強調することによって実はその背後についた選択肢が狭められている。これだけしかオプションがないんだというところが、それも機械的なんだから政策意図とは違うんだというところで、実は混同されて使われてしまっている点が重要だという点を私は指摘しているわけです。

そして、その背後にある理由は何であれ、ともかく国民の前で議論すべき選択肢としては、消費税の引き上げ率としては、七、八、九、一〇しかないんだよということをはつきり言つているわけですから、その理由のところをお聞きしたいんです。あります。具体的な大蔵の判断としては、これしか選択肢はないんだよということを考えたこれまでを出ししましたというところを確認してください。事実としてそう言つているわけですから大事実を認めていただきたいということを言つていいだけです。

○藤井国務大臣 三つの前提をとればそうであるということだけを申し上げております。

○秋葉委員 その前提について、私、改めて申し上げますが、今その三つの前提について議論しているところとちょっと時間があまりませんので、結果だけに焦点を合わせて申し上げたいと思います。

それで、三つの前提があるところが非常に大事だというふうにお考えのようですがけれども、新聞を見て、消費税についてのいろいろなことを考える多くの皆さん、それこそ年配の、年金で生活していらっしゃる方から、あるいは小学生まで、テレビで見たり新聞で見たりするわけですがけれども、この発表を見て一番印象に残ることを何か一つ言えと言われたら、一〇%消費税率を上げれば国の経済は、国の台所は赤字にはならないけれども、それ以下だと赤字になるんだよということは、国民的に非常に強い印象でこれは宣伝が効いたということは言えると思います。その点について、一〇%だつたら黒字、それ以下だつたらだめだという印象が非常に強く国民の頭の中に残つたというところはお認めになりますね。

○藤井国務大臣　冒頭申し上げましたように、そのことを一番危惧して、国会にお出しする前の、二十七日における予算委員会またマスコミの方に對して趣旨をよくお話ししたつもりでござりますが、それにもかかわらず、今のような御意見というか、御感觸というものがあることは私は否定いたしておりません。そういう心配があるからこそ最大限努力をいたしましたが、現実にそういう御心配があるということは否定いたしません。

ただ、ここには政策選択の余地というのが全くないわけですから、この上に立つて、単に消費税率の話だけでなく、不公平税制と言われているものをどう考えるかとか、財政の歳出をどう考えるとか、これから議論していくだすことだということも当然のこととございます。

○秋葉委員 私の質問にお答えいただいていいなんですが、要するに世間に、意図はどうあれ、マスクミが、それは事実をひん曲げたかどうか知りません。しかしながら、結果として国民の頭の中に非常に強い印象として残つたのは、一〇%だつたらいいけれども、それ以下だつたらだめだという印象が強烈に残りましたね。そのことは認めてくださいということを申し上げているんで、意図を疑つておられるわけではありません。ですか

ら、そのところをまず一点認めていただきたい。い。

それから、意図はともかくとして、意図の点については私はこういうことを申し上げたいのです。

例えは猫が道を歩くとき、一生懸命力を入れて

歩いても周りにそれほど大きな影響はございません。

ところが、象が忍び足で周りに迷惑をかけて

はいけないと思って歩くと、一生懸命静かに歩いても、周りにはこれは地震だと思うような人が出

てくるほど大きな影響を与えるわけです。

ですから、仮に意図が善意であったとしても、

そのことと国民的あるいは社会的な影響というの

はまた別のことですから、ベルが鳴りましたので

この継続を後でさせていただきたいと思いませんけ

れども、ともかくその点についてだけ御確認をお

願いします。

○藤井國務大臣 いろいろな方がいろいろにこれ

を受けとめられたと思います。今のように受けと

められた方もあると思いますし、これから政策論

議が始まるなど受けとめられた方もあると思

います。

○秋葉委員 あと、実はもう五分ぐらいとい

うことで、これに関連したことだけもう一つ伺いたいのです。

この機械的試算ということは、具体的には、要

するに機械が計算した試算ということですけれども、ということはコンピューターでボタンを一

つか二つ押せばこれはできてしまうということなんですが、細川総理が二月に突然示した国民福祉税という構想がありました。そのときには非常に有名になった腰だめの7%という数字が出てまいりました。その時点で、これは細川さんはこのよ

うな機械的試算を背景にあの7%という発言をされたのか、その点を確認しておきたいと思います。

○藤井國務大臣 あのとき前総理がお答えになつておりましたように、去年の夏以来いろいろ税制のあり方、これは単年度の景気対策ではありません

ん、基本的な税制のあり方の御議論が始まり、十

一月には税制調査会の答申が出て、その後にお

いては当時の連立与党の代表者会議あるいは政策幹

事会などでいろいろな議論が行われました。そう

いうことをよく見きわめながら総理の草案とし

てお出しになつたものと承知をいたしております。

今度のは全く別の機械的計算であります。

○秋葉委員 それでは、機械的計算であるから政

策意図は何もないといふうにおっしゃいまし

た。機械的計算ということは、要するに、だれで

も常識的に考えて誤りのないような数字を数式に

従つてはじき出すといふうに理解いたします

と、その7%というような数字が出てくる際に

は、最低限そのくらいのこともやつておかなくて

はいけない計算だと思いますけれども、今のお話

では、必ずしも機械的な試算さえも行わずにああ

いつ腰だめの数字が出てきたというように受け

取れたのですけれども、それでよろしいのでしょうか。

○藤井國務大臣 当然税制調査会の結論あるいは

当時の連立与党政策幹事会、代表者会議等にお

いてはそれなりの勉強をしておられ、それに基づい

て議論をしておられたと思います。そういうこと

を踏まえた結果、総理が草案を出されただと思いま

す。

○秋葉委員 実は、これは総理だけの問題では

あります。が、当時の総理の草案の前提というも

のについてはよく承知をいたしておりません。

○秋葉委員 済みません。なんだん重要なところ

を踏まえた結果、総理が草案を出されただと思いま

す。

○秋葉委員 実は、これは総理だけの問題では

ありませんで、これは内閣としての方針ですか

ら、当然主導大臣である大蔵大臣もその責任の一

端を担つていらっしゃるわけですから、私はその

責任についても一緒に問題にしているつもりで

か。

○秋葉委員 わかりました。

そうすると、細川さんは二〇〇〇年というたつた五、六年先のことは全く考へに入れずに、この二、三年だけあるいは一年だけということでは、その際には収支のバランスは大丈夫だけれども、二〇〇〇年になると赤字が出てくる、こういう計算がどこかにあって、その結果として7%という腰だめの数字を述べたというふうに今のお答えはされますけれども、そういうことですか。

○藤井國務大臣 今回の機械的計算は二〇〇〇年であります。が、当時の総理の草案の前提というものについてはよく承知をいたしておりません。

○秋葉委員 済みません。なんだん重要なところになってきたのですが、本会議が始まると、そのので、私は午後も継続してやらせていただきますので、一時中断して、またよろしくお願ひしたいと思います。

○宮地委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後零時二十五分休憩

申しわけないと思いますが、しばらくおつき合いいたなければと思います。

ただたら困りますし、アメリカ製のコンピューターだったら、これは日米貿易摩擦にも発展しかねないほど非常に重要な差だと私は思いますけれども、その点について。

○藤井國務大臣 この試算は、もう見ていただいていると思いますが、西暦二〇〇〇年ということをもとにした数字であることは御理解いただけると思います。

どうたたかた、これは日本製のコンピューターであつたのでしょうか。日本製のコンピューター

だつたら困りますし、アメリカ製のコンピューターだつたら、これは日米貿易摩擦にも発展しかねないほど非常に重要な差だと私は思いますけれども、その点について。

○秋葉委員 わかりました。

そうすると、細川さんは二〇〇〇年というたつた五、六年先のことは全く考へに入れずに、この二、三年だけあるいは一年だけということでは、その際には収支のバランスは大丈夫だけれども、二〇〇〇年になると赤字が出てくる、こういう計算がどこかにあって、その結果として7%

という腰だめの数字を述べたというふうに今のお答えはされますけれども、そういうことですか。

進化するため、広く薄くという形で消費税の方の税率をアップすれば非常にうまいぐあいにいくんだというふうに理解をしておりますけれども、大ざつぱなところでは大体そういう理由づけだというふうに理解してよろしいわけですね。

○小川(是)政府委員 昨年度の税制調査会での御議論の過程では、一つは、高齢化社会の中で勤労世代の人口が相対的にウエートが下がっていく、その事実からこの人々に対する負担が大きく偏らないようになると、いうのが一つであつたと存じます。

もう一つは、今委員が言われましたとおり、所得の大きい小さいという観点からはもとより、職業の差あるいは地域の差といったようなものがござりますけれども、ライフサイクル、人生を通じて、我が国、やはり年功序列的な賃金がかなり大きくなっているところからいたしまして、今言わされましたように、四十年代からあるいは五十年代ぐらいのところのいわゆる働き盛りのときに収入が大きい、しかし支出も負担も大きい。単年度の所得に対する累進課税でござりますので、むしろ、この所得に対する課税というのがある時期たまたま所得の大きい時期に偏らないように、もう少し標準化してはどうか、そういうことが議論の中心的なところであったというふうに思つております。

○秋葉委員 今おっしゃつていることがよくわかるのですが……。

収人のない人、例えば平均的なところで言えば高年齢層、収入のない人たちのさまざまな生活を、手取り早い言葉で言つてしまえば収入のある人が支えるというのが原則ですよね。そうすると、今おっしゃつた中には、ですから収入が多い人も少ない人もいる。仮に税率が累進化がないとしても、収入の多い人がたくさん税金を払つて支えるというのが論理的な話で、今のお話では、私は収入の話をしていると思ったのですが、ところが収入ではなくて、収入の多い人は支出も多いから、その支出も考えた上で所得税を考えると

ちょっと税金を払い過ぎているという、今度は支出来がそこで突然入つてしまふんです。それはちょっとと論理的に変なんぢやないでしようか、理屈がよくわからないのですけれども。

○小川(是)政府委員 ただいまのところは、個人所得課税の負担状況を見ると、働き盛りで收入は多くなるものの、社会生活を営む上で避けがたい諸出費等のかさむ中堅所得者層においてという言い方をいたしております。収入に着目して、つまり所得で余り大きく負担を求め過ぎると過度な負担になるということでは論じていたわけでございます。

○秋葉委員 もう少しはつきり言つていただきと、要するに子供の教育ということが非常に重くございますけれども、ライフサイクル、人生を通じて、所得も多いけれども、支出の中で子供の養育費その他にもかかるからそういうことにも配慮しましようということですね。そうであればわかります。それでよろしいですね。

○秋葉委員 そうすると、またおかしなことが出てくる。それは何かと言いますと、二十歳から六十四歳人口の六十五歳以上人口に対する比率というのがありますが、これは働いている人が、つまり収入のある人が収入のない人を支えるという今のお話と矛盾するわけですね。

つまり、子供は収入がないわけですから、子供の養育費ということを、税金のバランスを考える際にこのサラリーマンのモデル世帯、次のページのところで考えるのであれば、一番最初に出てきている負担、何人の人がどれを支えているのかというところにも、分母には確かにこれは所得のある人。だけれども、分子には高年齢層の人だけである。子供の姿がまるつきりない。片方では、自分の都合がいい絵を描くために子供を外してしまってよいというふうに言つておいて、こっちでは説得の

が、要するにこれは大変だという論の運びじやないですか。

そういうのを証明という言葉を使う場合もあるのですけれども、まさか意図的にそういうことをやつていらっしゃらないと思いますけれども、子供の養育というところまで考え、支出というところまで考えて全体のデザインをするのであれば、それは一貫して使わないとおかしいんぢやないですか。自分の都合のいいところだけに子供の教育というのを持つてきて、都合の悪いところには外すなんという、そんな乱暴な議論をするから腰だめの七%なんという数字が出てくるのでしょうか。もう少しきつちりと論理的に考えてください。今のところはどうですか。

○小川(是)政府委員 一つのポイントがあつたかと存じます。この絵のカラーリーの方で、二十歳から六十四歳までの間の人口と六十五歳以上の人口とを対比してごらんに入っていますのは、高齢化社会、高齢者の社会的コスト、支えていくコストというものが大きい、これを一般的に支えるのはどれくらいかというイメージをとつていただくためのものでございます。

片方で、ここで申し上げました中堅所得者層において社会生活を営む上で避けがたい諸出費等がかさむというのは、もちろん教育費もございますけれども、それ以外の消費支出の動向を見ておりますと、四十代、五十代のあたりが最も大きくなっています。避けがたい出費の中の一つのものとして、もとより子供さんの学校といったようなものもございましょうが、その他もちろんの社

と二点申し上げたいことがござります。

○小川(是)政府委員 一つは、確かに高齢者は平均的には豊かになつたかもしだぬ。しかしながら、平均的に豊かになつたということは、すべての人が豊かになつたといふわけではありません。年金だけで生活をしている人もいる。そういう人たちにとって、消費税そのものが非常に大きな負担だし、税率を引き上げるということは本当に耐えがたいことである。そういう人がいるということも念頭に置いていただきたい。

それと同時に、年金をもらつていてる人たちの中にも豊かな人がいる。例えば年収が、これは二千万以上ですね。その人たちのうちの約一五%は年金の交付を受けている、年金受給者であるという数字がございます。そして、さまざまな数字がありますけれども、年齢者別の金融資本有格差とのことで、もとより子供さんの学校といったようなものもございましょうが、その他もちろんの社

やはり論理的に一貫してなくちゃおかしいといふことです。
システィム全体としては非常におかしなことが出てきるから、やはり論理一貫性というのは大事なんですね。だから、子供の養育費ということが非常に大きなファクターであるんだから、最初からそれを今まで考えて全体のデザインをするのであれば、それはシステムの中に織り込んだ上でデザインをやらなくちゃおかしいだらうということを申し上げています。そういうのを持つてきて、都合の悪いところには外すなどいうから非常に誤った印象ができてしまうということを申し上げているのです。そういうのを持つてきて、都合の悪いところには外すなんという、そんな乱暴な議論をするから腰だめの七%なんという数字が出てくるのでしょうか。もう少しきつちりと論理的に考えてください。今のところはどうですか。

○秋葉委員 何を言つておられるは國を見れば一目瞭然だから、説明は必要ありません。

私が申し上げたのはそのことではなくて、デー

タをつくる際に何をして何をとるかということが

やはり論理的に一貫してなくちゃおかしいといふことです。
システィム全体としては非常におかしなことが出てきるから、やはり論理一貫性というのは大事なんですね。だから、子供の養育費ということが非常に大きなファクターであるんだから、最初からそれを今まで考えて全体のデザインをするのであれば、それはシステムの中に織り込んだ上でデザインをやらなくちゃおかしいだらうということを申し上げています。そういうのを持つてきて、都合の悪いところには外すなどいうから非常に誤った印象ができてしまうということを申し上げているのです。そういうのを持つてきて、都合の悪いところには外すなんという、そんな乱暴な議論をするから腰だめの七%なんという数字が出てくるのでしょうか。もう少しきつちりと論理的に考えてください。今のところはどうですか。

○秋葉委員 何を言つておられるは國を見れば一目瞭然だから、説明は必要ありません。

私が申し上げたのはそのことではなくて、デー

タをつくる際に何をして何をとるかということが

やはり論理的に一貫してなくちゃおかしいといふことです。
システィム全体としては非常におかしなことが出てきるから、やはり論理一貫性というのは大事なんですね。だから、子供の養育費ということが非常に大きなファクターであるんだから、最初からそれを今まで考えて全体のデザインをするのであれば、それはシステムの中に織り込んだ上でデザインをやらなくちゃおかしいだらうということを申し上げています。そういうのを持つてきて、都合の悪いところには外すなどいうから非常に誤った印象ができてしまうということを申し上げているのです。そういうのを持つてきて、都合の悪いところには外すなんという、そんな乱暴な議論をするから腰だめの七%なんという数字が出てくるのでしょうか。もう少しきつちりと論理的に考えてください。今のところはどうですか。

○秋葉委員 何を言つておられるは國を見れば一目瞭然だから、説明は必要ありません。

私が申し上げたのはそのことではなくて、デー

タをつくる際に何をして何をとるかということが

人にあるいはその中で貧しい人にも同じような、しかも逆進性が強いと言われているところで、だれでも当然頭に浮かぶような消費税の税率をアップするということで対応するのは、一体どういう論理構造で大蔵省というのは物事を考えているんですか。こんなめちゃくちやな論理はないじゃないですか。

それから、もう一点申し上げます。

こういった年金とかそれから公的なさまざまな制度があるわけですから、その中でやはり一番大事なのは、幾ら払って幾らもらえるかということです。それは、一つのある時点で、「今」というような一つの時点、静止画をとつて、それで、その中でのいろいろなことを考えるのも大事ですけれども、例えば車を買つたりあるいは家を買つたりするときも同じですけれども、やはり一番大事なのは、総体として自分が幾ら払い、そして総体として幾らそれに見返りがあるかということです。つまり、生涯を合わせてどのくらいの負担をして、そして生涯でどのくらいの受給を受けるかというところが非常に大事になってしまいます。

それについて、これは阪大の八田先生その他が研究された結果がありますけれども、現在の大体五十九歳、五十代後半、その人たちの場合には生涯受給率というのが大体二・五%を超えていて、それに対して生涯の保険料率は一〇%を切っています。これは対生涯賃金に対する比率です。ということは、払った額よりも受け取る額の方が多いということです。ところが、現在二十代の人について考えますと、この人たちがこれから非常にたくさん負担をしていくわけですから、払った額とそれから受け取る額の方が少なくなっているわけです。実は、世代間の公平といふことを考えるのであれば、一体生涯に幾ら払つて、そして生涯に幾らもらうかというところである程度のバランスがとれていくなくちゃおかしい話だと思います。これを全く考慮に入れないので、ただ一時点だけで、例えばことしならことしという時点だけをとつて、そ

の年に払っている税金が多い、その年に払っている税金が少ないということだけでこういう大きな、人間の一生にかかるようなシステムのデザインをするというのは、これは論理的にもめちゃくちゃですし、実際問題として、今私が指摘したことのような問題がすぐ出てくるわけじゃないですか。

そのシステムデザインの哲学を根本的に変えて

デザインをやり直さないところでもないことになるとと思うのですけれども、大蔵大臣、やはり責任として、システムデザインの哲学あたりをぜひ変えようというところで、少なくとも検討くらいは始めください。

○藤井国務大臣 今のお話は大変大事なことだと思っております。

ただ、お話を中で、例えば年金は消費税を入れることによる、どういわ入力方からは別として、年金の物価スライドというのが全部厚生省の計算に入っています。必ず物価スライドをするようになっていますね。それから、真に恵まれない人に恵まれた方の話については、年金等の所得制限があることも事実でございます。

それから、さつきの後半の話でございますが、あれは予算委員会でも見せていただきました、この表。ただ、あれには負担の方が、企業負担が入っている等々のいろいろな問題があるようになります。私は思います。思いますが、今おっしゃっている真意、そういう個別の話は別として、真意は大変大事なことだと思っております。

○秋葉委員 大変前向きのお答えをいただきました。

そこで私が申し上げているのは、ここで私が取る額の方が少なくなっているわけです。

実は、世代間の公平といふことを考えるのであれば、一体生涯に幾ら払つて、そして生涯に幾らもらうかというところである程度のバランスがとれていくなくちゃおかしい話だと思います。これを全く考慮に入れないので、ただ一時点だけで、例えことしならことしという時点だけをとつて、そ

の年に払っている税金が多い、その年に払っている税金が少ないということだけでこういう大きな、人間の一生にかかるようなシステムのデザインをするというのは、これは論理的にもめちゃくちゃですし、実際問題として、今私が指摘したことのような問題がすぐ出てくるわけじゃないですか。

そのシステムデザインの哲学を根本的に変えて

デザインをやり直さないところでもないことになるとと思うのですけれども、その中でも特に一つ申し上げたいのですが、現在の限界控除を廃止する、これは全く必要ありませんではないかということを申し上げているのです。そのところは、数字についてはもう一度大蔵できちんとしたものをお出しになった上で、それで私の申し上げていることを、あるいは大蔵だけの数字では私はちょっと信用できないところがありますから、中立などとか第三者による数字を、今おっしゃったような問題点も含ませた上で具体的なものをおつくりになつて、その上で検討をしていただきたい。

それから、年金受給者に対する制限がある云々というのはそこは全然違うところで、お金の人は存じ上げていますけれども、それは、あることは私は存じ上げていますけれども、私が存じ上げているのは、だからたくさん税金を取るという方が、ない人よりもたくさん取るというシステムよりいいじゃないですかということを言つていて、それから、全然

問題が違います。

ということで、済みません、時間が少ししかありませんので、駆け足あと何点か申し上げたい

と思います。

消費税の税率アップとそれから所得税の減税といふところを一体にして考えるという、その方向について問題提起をしているわけですけれども、消費税そのもの、これの引き上げをする以前に私はまだなすべきことがたくさんあるんではないかというふうに思います。

そういうふうに思います。

そういうふうに思つた試算ではもちろんまるつきり触れてないわ

ました試算ではもちろんまるつきり触れてないわ

いたしております。

現在、税制調査会においていろいろ御議論いた

だいているところであります。今の数字につい

て、わかる範囲で事務当局から答えてさせます。

○小川(是)政府委員 一番わかつておりますのは

限界免除制度でございまして、これは平成三年度

で税務統計上一千三十三億、約一千億というも

の益税よりももうちょっと範囲を広げて特例措

置。これは、中小特例を廃止した場合にどのくらい増収があるかといったようなところなんですが、それでも、その中でも特に一つ申し上げたいのですが、現在の限界免除を廃止する、これは全く必要ありませんではないかということをやつたわけですが、現在の限界免除を廃止する、これは全く必要ありません。こういった試算もあって、それがおおむね私たちの常識とかなり一致しているということが申上げているのです。

あえて、そういうところで問題提起をさせていただきますと、一つはいわゆる益税の問題、あるいは益税よりももうちょっと範囲を広げて特例措

い減収になっているかというのは、現段階ではこの作業ができておりません。しかし、平成二年の国会に免税点でどれくらいの減収額があるかといふことで資料を御提出したことがございます。このときには、免税点で約〇・三兆円程度というとで御説明をしたことがございます。

現段階での試算はございませんが、免税点といふのは三千万円以下の事業者でございますから、毎年毎年売り上げが伸びてまいりましても、伸びれば三千万から上に行く人が出てまいりますから、そういう意味ではさしたる違ひがないのかなというふうに思つております。

○秋葉委員 数字をもう一度言つてください。

○小川(是)政府委員 縮界控除制度につきましては、税務統計上出でまいりますので、これは平成三年度で一千三十三億円でございます。

免税点については、具体的な試算はございませんが、平成二年の五月に国会でこの問題について御説明をしたことがございます。当時の推計で、免税点で、減収額でございますが約〇・三兆円程度という試算を申し上げたことがございました。

○秋葉委員 ありがとうございました。

それを合わせると四千億ですね。これは決して少ない数字ではありません。

それから、これは随分粗っぽい方法かもしませんけれども、大蔵からいただいた資料で免税事業者数、それから二千万とか三千万とかいう区分がありますが、その中間点をとつて〇・〇三を掛けるという形での計算をいたしますと、大体八千億ぐらいになります。恐らくいろいろな事情があつて八千億そのままで、いわゆる免税点を廃止したらそれが収入になるということにはならないと思いますけれども、四千億と八千億、その間のどこか、四千億びつたりかもしれませんし、済みません、三千億ですね。ぐらいですけれども、ともかくオーダーとしては大体そのくらいの額が出てくるというところは言えるのではないかと思います。

例えはこういった問題について、やはり消費税率を引き上げるということであれば、非常に不満が多いこういった点について、まずもう少しあります。

それから、もう一つですけれども、税率引き上げ、あるいは税を導入する前にやはりどうしてもらなくてはいけないこと、もちろん一つは歳出を減らすとあるわけですから、ちょっと時間がありますんでここでは取り上げることはいたしませんが、もう一つ、捕捉率の問題がございます。

この点について、捕捉率を向上させることは必要になつてくると思うのですが、そもそも日本の税務署は非常に優秀だというような評価もありますけれども、国際的に見て日本の場合捕捉率が高いのか悪いのか、あるいは仮にいいとしても、これは完璧ということはないわけです。これから、その捕捉率を向上させるために一体どういうことを考えておられるのか、大体の方向をお示しいただければありがたいと思います。

○藤井国務大臣 具体的な問題は、国税庁が参つておりますので国税庁から答えさせますが、私は、一つだけ申し上げておきたいのは、世にクロヨンとかトーゴーサンという言葉がありますが、これは極めて実情に合つていないということだけです。

○秋葉委員 これが具体的な問題ではございませんが、世にクロヨンという言葉に例をとると、ある業種の人種の人はみんな四割脱税している、ある業種の人種の人はみんな六割脱税しているという印象を受けます。

だから、それと同時に指導、相談、広報といったようないろいろな施策を講じまして、納税意識の高揚とか事業者の方々の記帳の充実など、そういう意味で一般的な納税環境の整備を図つて課税の充実に努めたいというぐあいに思つております。

具体的策はいろいろございますけれども、時間かと思いますので。

○秋葉委員 ちょっと外務委員会でも質問することになっていますので、あと五分ぐらいで質問を終わさせていただきたいと思いますが、一つに

具体的な問題について答へさせます。

○三浦政府委員 お答え申上げます。

委員おっしゃっておられました国際的な比較といた上で、さらにその問題が解決した上で税率の引き上げといったようなことを私は考えるべきだと思います。

あるいは増差税額、徴税コストの定義がさまざまですごいます。私どもの国税職員に関する数字と直ちに比較することはなかなか困難であろうかと存じます。

それから、基本的に増差税額とか徴税コストにつきましては、各国の税務行政の実効性や効率性のみではなくて、考えてまいりますと、それぞれの国における納税者の意識とか税務行政にかかわる根本的な諸制度の違いといったようなものが反映されているのではないかと思つております。今後よく勉強させていただきたいと思います。

それから、具体的に捕捉率を向上させるための努力でございますが、私ども、限られた人員の中ではござりますけれども今後やつてまいりたいことは、従来の延長でございますが、課税上有効な資料情報を十分に蓄積をいたしまして、質量とも充実した税務調査を実施するということは当然でございます。

ただ、それと同時に指導、相談、広報といったようないろいろな施策を講じまして、納税意識の高揚とか事業者の方々の記帳の充実など、そういう意味で一般的な納税環境の整備を図つて課税の充実に努めたいというぐあいに思つております。

具体的策はいろいろございますけれども、時間かと思いますので。

○秋葉委員 ちょっと外務委員会でも質問することになっていますので、あと五分ぐらいで質問を終わせていただきたいと思いますが、一つに

百円当たり何円というのと百ドル当たり何ドルと

いうのですから、単位はキャンセルしますからこれで考えますと、要するに、一単位当たりの税金を集めるのに、日本では一・〇九、アメリカでは〇・四九、大体半分ぐらいしかお金がかかっていないという状況です。

私は、アメリカにかなり長い間住んで税金を払つていました。ですから、アメリカの税金の制度は日本の制度よりもよくわかっているつもりですが、確かにこれはそれほどお金をかけないでも

税金が集まるようなシステムだなということはよくわかりました。

その理由の一つは、恐らく納税者番号だと私は思います。その他にもいろいろなシステムがあるのです。そこでにもいろいろなシステムがある

言葉がはやつていますけれども、こちらはリスト

ラではなくてデザインを根本からやり直すといつたような形で、さつき申し上げました非常に大きなシステムをデザインし直す、リストラといふ

うところなのではないかと思うのです。例えば

そういう形で税制を考える必要があるのではないか。

その中の一つとして、日本ではグリーンカード

というのでしようか、それがだめになつたときさつがあるみたいで、それから、やはり納税者番号のようないろいろなものを導入するといったことも含めて考

える必要があるのではないか。

ただし、日本の社会とアメリカの社会では非常に大きな違いがあると思います。アメリカには情報公開法という法律がありますし、そのほかに

も、例えば裁判所の機能、個人の権利をきちんと守るという意味での社会の通念とか、基本的人権を守る上での裁判所の役割とか、そういう非常

に大きな違いがあります。アメリカには情報の公開というところに一体になつて議論されてい

ります。

きょうは国税庁の次長が参つておりますので、

○藤井国務大臣 具体的な問題は、国税庁が参つておりますので国税庁から答えさせますが、私は、一つだけ申し上げておきたいのは、世にクロヨンとかトーゴーサンという言葉がありますが、これは極めて実情に合つていないということだけです。

このクロヨンという言葉に例をとると、ある業種の人種の人はみんな四割脱税している、ある業種の人種の人はみんな六割脱税しているという印象を受けます。

ただ、それと同時に指導、相談、広報といったようないろいろな施策を講じまして、納税意識の高揚とか事業者の方々の記帳の充実など、そういう意味で一般的な納税環境の整備を図つて課税の充実に努めたいというぐあいに思つております。

具体的策はいろいろございますけれども、時間かと思いますので。

○秋葉委員 ちょっと外務委員会でも質問することになっていますので、あと五分ぐらいで質問を終わせていただきたいと思いますが、一つに

た点についてお考えをお聞かせいただければと思います。

○藤井国務大臣 総合課税化の実現、また今おつしやったような意味を含めて、納税者番号ということがもう長いこと議論になつてゐるということはもう御承知のとおりであります。私どもは、所得税といふもののあるべき姿として総合課税だと考えておりますから、その総合課税が、むしろ今の方がまだいいというの、まさに執行体制、把握体制の裏づけになるものがない、だから今の方がセカンドベストであるということを言つてゐるわけであります。これの裏づけになる今おつしやつたようなことができてくれる、総合課税といふのは理想を追求する立派な姿だと思つております。

ただ、お話をのように、プライバシーの問題とかいろいろと議論をされておりまして、私も予算委員会でも言つたのですが、長いこと国会でお話を聞いておりますと、不公平税制の是正あるいは総合課税といふことは非常に多くの方がおつしやる

議論は意外に少ないのが現状でございます。

したがいまして、そういう御議論を大いに広めたいただくことはありがたいことだと思っております。やはり世論の背景がなければこれはできません。そういうことも御理解をいただきたいと思います。

○秋葉委員 大だ、それは条件がありまして、消費税の税率も上げよう、それで納税者番号もつ

くつて税の捕捉率もよくしなんてことを申し上げているのではないで、やはり消費税、間接税といふものに非常に大きな疑問を持つてゐる立場から私は申し上げております。

それと、長期的にはそういった方向も含めての検討、広い議論を起こすべきだということを私は申し上げてゐるので、それにかわるよりよい案があれば私はそちの方に賛成したいと思つてゐる

ということもつけ加えさせていただきたいと思ひます。

それで、ただ短期的には間に合いません。短期的な便法として、私が今申し上げてきたようなことを全部ひつくるると大体次のような提案にならりますが、それについてはどんなものか、お考えをお聞かせいただきたい。

まず、所得税の減税は、これは今年度はやると

いうことになつて、からこれは変えられませんが、それは一年でやめる。ですから、来年度以降は所得税の減税はやらない。そのかわりに現行の消費税の税率をゼロにする。それを例えれば二年間結局凍結することによつて、所得税減税それから消費税は大体六兆円ぐらいの規模でしようか

額としては同じくらいの額が消費者の手元に戻つてくる。しかもその逆進性、公平性といったところから考えると、当然消費税を二年間でもゼ

す。

そして、例えば二年の間にもつと国民的な税金に対する認識あるいは関心が高まつたところで、

税制の抜本的な改革についての国民的な議論を起

こして、もう一度、私が申し上げましたようなデ

ザイン上の幾つかのミスがあるよう見られる現

在の税制をより根本までさかのぼつた上での議論

をするといふことが考えられると思うのですけれども、そんなことは、そんなアイデアはいかがなものでしょうか。

○秋葉委員 大だ、それは条件がありまして、消費税の税率も上げよう、それで納税者番号もつ

くつて税の捕捉率もよくしなんてことを申し上げているのではないで、やはり消費税、間接

税といふものに非常に大きな疑問を持つてゐる立場から私は申し上げております。

それと、長期的にはそういった方向も含めての検討、広い議論を起こすべきだということを私は

申し上げてゐるので、それにかわるよりよい案があれば私はそちの方に賛成したいと思つてゐる

ということもつけ加えさせていただきたいと思ひます。

ンフレである、このことを御理解をいただきたい

と思います。戦争と財政が国を滅ぼす、これはド

イツの人の言葉であります。そういうことを考

えると、今の御提案は、残念ながら、申しあげな

いのでございますが、どうしても私どもとしては

理解のできないところであるということを申し上

げたいと思います。

また、先ほどグランドデザインの話でございましたが、私は私どものやつてゐる数字とか仕組みは間違はないといふことも申し上げたつもりであります。間違がないけれども、今のよくなな物の見方というものについて確かに承りました。こういうことになります。

○秋葉委員 まだ反論したいのですが、時間がありませんので、また後ほど時を改めて勉強させていただければと思います。

○永井(哲)委員 私はまず、証券取引法の関係についてお話し申し上げたいと思います。

○永井(哲)委員 私はまず、証券取引法の関係についてお話し申し上げたいと思います。

まず、今なぜこの自己株式の取引を認めることが必要なのかということに関連して、この商法の改正、いつごろから議論することになったのか、

そしてその立法理由は何なのかといふことについて法務省の見解をお聞きしたいと思います。

○吉戒説明員 答弁申し上げます。

先生御案内とのおり、現行の商法の自己株式取得の規制、このスキームは昭和十三年の商法改正でできたものでございます。

自來五十年近く、原則禁止、例外許容という形

で来ておりましたけれども、近年諸外国の法制が一歩進みまして、日本の商法の規制が非常にきつくなつております。そういうことも踏まえまし

て、もう少し緩和してはどうかといふような立法論が近年ございました。それから、経済界の方から長年にわたりましてもう少し緩和してほしいといふ要望もございました。それから、二年前にい

うございました。それを先生の今御提案のよう

いはその翌日に集めましてその日に買付けるわけでございます。

これが先生の今御提案のよう

に、二十五日目に限らず、例えば一日ありますと

か十五日とか分散して買付ければそういうこと

は起きないではないかという御指摘もあるわけで

はり経済対策の一環といたしまして、自己株式取

得規制の見直しを図つてはどうかということが政

府の経済対策の一つに上がつたわけでございま

す。そういうことを踏まえまして、平成四年の四月

から具体的に法制審議会において見直しの審議を

始めたというわけでございます。

○永井(哲)委員 この今回の商法の改正に、従業員持ち株会のために会社が自己株式を取得できる

ということが理由の一つとして言われているわけ

ですけれども、これについては新聞社などでは、

別にわざわざ変えてまでやる必要はない、今まで

二十五日という一日だけで、特定日でやつて

いるので問題があつて、それを五日、十五日、二十五日と分けて買えば問題ないのではないか、そ

ういった指摘もあるわけですから、その点どう

でしようか。

○吉戒説明員 今回緩和いたしました事由の一つ

といたしまして、使用人に譲渡するための自己株

式の取得というものがあるわけですが、

ついでお話し申し上げたいと思います。

○秋葉委員 まだ反論したいのですが、時間があ

りませんので、また後ほど時を改めて勉強させて

いただければと思います。

○吉戒説明員 どうもありがとうございました。

○秋葉委員 次に、永井哲男君。

○永井(哲)委員 私はまず、証券取引法の関係に

ついてお話し申し上げたいと思います。

○吉戒説明員 まだ反論したいのですが、時間があ

りませんので、また後ほど時を改めて勉強させて

いただければと思います。

○吉戒説明員 どうもありがとうございました。

○吉戒説明員 まだ反論したいのですが、時間があ

りませんので、また後ほど時を改めて勉強させて

いただけばと思います。

○吉戒説明員 どうもありがとうございました。

買うということはインサイダー取引に形式的には当たるわけでございます。

そういう観点で、従業員持ち株会の代表者が買付ける場合には、なるべくインサイダー取引の懸念を払拭するためには、機械的にある一定の日に買うということをもつてして、いわゆる証券取引法にいいますインサイダー取引に当たらないといふことにいたしたいためにこういう機械的な買付けをいたしておりますけれども、

いまして、観念的にはほかの日に分散してやればいいではないかという議論はありますけれども、実際上はそれは非常に難しいことでございます。したがって、二十五日の株高、あるいは例えば賞与の月にはたくさんの資金が集まりますけれども、なかなか市場に売り物がないというような

険路がございます。その険路を解消するために、会社が余剰資金のあるうちに自己株式を買付けておいて持ち株会の方に譲渡するということで、今申し上げましたような二つほどの険路を解消できるのではないかということと、かねてから立法論があつたところでございます。

○永井(哲)委員 今そういう説明もあつたわけですけれども、この改正作業が緊急経済総合対策の一環であるということから考へても、これは株式を活性化させるため、そしてまた株式の持ち合いによりそれが不況で市場に多く流通した、それを自己株でもって買い入れて株価の維持を図るといったところが本当の、眞のねらいというところではないか、そういうふうにも思えるわけであります。特に、自己株式の取引、そういう意味で本來的にも株価の操作といった要素が強いということありますので、その点の対策は慎重でなければならぬというふうに思うわけでありますけれども、大蔵大臣の見解をお聞きいたします。

○日高政府委員 まず一点目の、今回の改正によりまして自己株式取得規制が緩和されるということとであります、そのねらいにつきましては、株価対策というお話をございましたけれども、私どもの基本的な考え方は、企業を取り巻くいろいろな環境の変化を考えたときに、企業が配当可能利益をいかに活用するか。その一つの方策としてこうした自己株式の取得ということを認めていく、そういう意味では、いわば株主への利益を還元する目的でございます。

ただ、そういうことが認められた結果、株式投資の魅力が高められる、ひいては安定的で活力のある証券市場の確立に役立つ、そういう目的は私どもも期待をしているところでございます。

す。

それから、持ち合い解消との関係におきましては、結果として持ち合いの解消といったことに役立つという側面があることも私どもも否定しない、その辺も期待をしているところでございます。

す。

それからもう一つ、二点目の問題でございますが、会社自身による自己株式の取得というものは、

財務なり経営をみずからやっている者が自分の株式を買うということです。証取法で規定されておりましていわばインサイダー取引規制であ

るいは株価操縦規制の疑いをかけられやすい取引であるということは確かに御指摘のとおりであります。

そのような観点から、今般、商法の改正とあわせて証券取引法の改正をお願いし、公正な取引確保のための必要な手だてを講じさせていただいている、そういう状況にございます。

○永井(哲)委員 今回のこの改正に關して、こう

いった指摘があるといふふうに新聞にも書いてあ

ります。企業による株価操作につながる恐れもないではないが、産業界には「お上の指導で

保有株の売却やエクティファイナンスを自らする」という指摘もある。」ということを新聞に書いてあるわけです。

次に、具体的に何をしてほしいということをお願いしたところはございません。一般的に、例えば株主のた

めの配当性向を高めてほしいとか、そういう形でのお願いを要請したことはもちろんございますが、具体的に、例えば今エクティファイナンス云々というふうにおっしゃられたようなことを

お願いしたことはございません。専門的な知識では、いわば株主への利益を還元する際の企業の選択肢をふやすというのが基本的な目的でございます。

ただ、そういうことが認められた結果、株式投資監視委員会の最近の活動状況について御報告をお願いします。

○杉崎政府委員 少々全般的なことにわたりますけれども、せっかくの機会でございますので、私ども証券取引等監視委員会の活動状況につきまして御説明をさせていただきます。

平成四年七月二十日に設置され以来、私ども監視委員会におきましては、証券会社等に対する検査、それから日常的な個別銘柄についての市場監視、そして第三に、取引の公正を害する犯則事件の調査等の活動に取り組んでまいっております。

その中で若干敷衍させていただきますと、検査でございますが、平成四検査事務年度、これは七月から六月とということでやっておりますが、証券会社八十四社、証券業務を営む金融機関十一機関に対し検査を実施いたしております。今検査事務年度につきましては、五月末までの数字といたしまして証券取引法の改正をお願いし、公正な取引確保のための必要な手だてを講じさせていただいている、そういう状況にございます。

○永井(哲)委員 今回のこの改正に關して、こう

いった指摘があるといふふうに新聞にも書いてあ

ります。このような検査を通じまして、証券会社延べ十一社につきまして、会社またはその役職員に係る法令違反行為が認められたということ

で、大蔵大臣に対し行政処分等を求める勧告を行

たしております。

次に、犯則事件の調査でございますが、平成五

年五月に日本ユニシス株式会社の株式に係る株価操作事件ということで、犯則嫌疑者一名を東京地

検に対して告発いたしました。また、その調査の結果に基づきまして、同年九月に法令違反が認め

されました。この結果、大蔵大臣はその使用人について大蔵大臣

に對して行政処分等を行なう勧告を行いました。また、告発事件の第二番目としまして、本年の五月に株式会社アイベックに係る重要な事項について虚偽の記載がある有価証券報告書を提出したが、特別お願いしたことはございません。

○永井(哲)委員 こういうものは特にしっかりといろいろな監視システムを充実していくといふことが必要かと思いますけれども、その点、証券取引監視委員会の最近の活動状況について御報告をお願いします。

私どもは、このような毎年の活動状況につきましては、法律の規定に基づきまして公表するといふことになっておりまして、平成四年七月から五年の六月末までの一年間の事務処理の状況につきましては五年の十月に既に公表いたしておりますが、東京地檢に對して告発をいたしておりま

ります。

私どもは、このような毎年の活動状況につきましては、法律の規定に基づきまして公表するといふことになつております。そこで、結論を申し上げますと、検査に当たりましては、証券市場における取引等について、法令に従つて厳正な姿勢で臨むとともに、犯則事件については果斷に処理していきたいと考えております。

その上で若干敷衍させていただきますと、検査でございますが、平成四検査事務年度、これは七月から六月とということでやっておりますが、証券会社八十四社、証券業務を営む金融機関十一機関に対し検査を実施いたしております。今検査事務年度につきましては、五月末までの数字といたしまして証券取引法の改正をお願いし、公正な取引確保のための必要な手だてを講じさせていただいている、そういう状況にございます。

○永井(哲)委員 今回のこの改正に關して、こう

いった指摘があるといふふうに新聞にも書いてあ

ります。このような検査を通じまして、証券会社延べ十一社につきまして、会社またはその役職員に係る法令違反行為が認められたということ

で、大蔵大臣に対し行政処分等を求める勧告を行

たしております。

次に、犯則事件の調査でございますが、平成五

年五月に日本ユニシス株式会社の株式に係る株価操作事件ということで、犯則嫌疑者一名を東京地

検に対して告発いたしました。また、その調査の結果に基づきまして、同年九月に法令違反が認め

されました。この結果、大蔵大臣はその使用人について大蔵大臣

に對して行政処分等を行なう勧告を行いました。また、告発事件の第二番目としまして、本年の五月に株式会社アイベックに係る重要な事項について虚偽の記載がある有価証券報告書を提出したが、特別お願いしたことはございません。

○吉戒説明員 従業員に譲渡するためには株式を取得するという場合でござりますけれども、その場合に、取得した株式をどういう価格で処分

するか、譲渡していくかという問題が一つの解釈問題であるわけでございます。これは今先生御指摘のとおり、例えば会社が一株千円で買ったという場合に、後に従業員持ち株会に譲渡する場合に、その株式の価格が例えば千五百円になつておつた場合にどうかという問題が一つございまして、処分する場合に、例えば八百円になつておつた。だから、高くなつておるからまた逆に、処分する場合に、例えば低くなつておるか、一つ場合が考えられます。それからまた逆に、処分する場合に、例えば八百円になつておつた。だから、高くなつておるか、低くなつておるか、一つ場合がございまして、この処分価格についての解釈について検討していただいたわけでございますが、そこで検討でござりますけれども、これはもともと会社が利益を上げる制度ではございません。したがいまして、これにつきましては、私ども、法制審議会の方でこの処分価格についての解釈について検討してございましたが、そこでの検討でございましたけれども、これはもともと会社が利益を上げる制度ではございません。したがいまして、例えは先ほどの前者の例からいいますと、千円で買ったものは、それが後に千五百円に上がつたとしても、その取得価格の千円で処分するといふことも許されるのではないか。

今度八百円になつたという場合にどうかということでございますが、その場合に、持ち株会の方に

千円で買うように求めましても、これは無理なことでござります。そういうことを言いましても、持ち株会の方は市場の方から買った方が安くなるわけでございますので、そういう場合には、その当時のものである八百円で処分できるであろう。

いずれの処分価格も、これは商法上でいうところの取締役の職務上の注意義務に反することにならないであります。

○永井(哲)委員 今の例でいいますと、千円で買って、一千五百円の時価のときに千円で売却したといったときに、五百円の差額が出ます。これは従業員から見れば、購入時五百円の利得を受けたという形になると思ひますけれども、これについては税法上どのような形になるでしょうか。

○吉川説明員 ちょっと先生、突然の御質問でございまして、税制の問題でございますから、本来

主税当局が御答弁差し上げた方が適当ではないかと思いますけれども、一応私どもの方で考えておりますのは、今の例でいいますと、当時の時価が千五百円のものを千円で処分したということです。それからまた逆に、処分する場合に、例えば八百円になつておつた。だから、高くなつておるか、低くなつておるか、一つ場合がございまして、この処分価格についての解釈について検討してございましたが、そこでの検討でございましたけれども、これはもともと会社が利益を上げる制度ではございません。したがいまして、この処分価格についての解釈について検討してございましたが、そこでの検討でございましたけれども、これはもともと会社が利益を上げる制度ではございません。したがいまして、例えは先ほどの前者の例からいいますと、千円で買ったものは、それが後に千五百円に上がつたとしても、その取得価格の千円で処分するといふことも許されるのではないか。

今度八百円になつたという場合にどうかといふことでも、その場合に、持ち株会の方に

千円で買うように求めましても、これは無理なことでござります。そういうことを言いましても、持ち株会の方は市場の方から買った方が安くなるわけでございますので、そういう場合には、その当時のものである八百円で処分できるであろう。

いずれの処分価格も、これは商法上でいうところの取締役の職務上の注意義務に反することにならないであります。

○吉川説明員 ちょっと先生、突然の御質問でございまして、税制の問題でございますから、本来

こういう場合には、これを税制上でどう見るかといただいたわけでございますが、そこでこの処分価格についての解釈について検討してございましたが、私はもちろん専門家ではございませんけれども、これは会社の福利厚生費の一環として、費用として計上されるのか、あるいは額がこの場合にはかなり大きゅうございますので給与として扱われるのか、二つの考え方があるのではないかと思います。

これは私個人の考え方でございますけれども、額が非常に過小であれば、福利厚生費の一環として許容されるのかなどいろいろ思つております。

○永井(哲)委員 この証取法のときには審議された平成六年二月二十一日の証券取引審議会の、これは九ページのところに、相場操縦禁止規定の適用に関する考え方についてということで、この中に「相場が一定の価格を下回ったときに自己株式の買付けの委託を反復継続して行う」ということはあります。したがつた問題を考へる上に当たつての一つの目安といふものを、証取審での議論が行われた際に、こういったものは疑われやすいのではないかという一つの目安として、今の「相場が一定の価格を下回ったときに自己株式の買付けの委託を反復継続して行うこと」。こういったことも一つのそういう類型として考えられるのではないかといふふうかという御指摘をいただいたわけでございます。

したがつて、これにつきましては、会社が自己株式を取得する場合にそういうおそれがある、疑われやすいということでござりますので、その会社が自己株式を取得する目的が従業員持ち株会用の、譲渡用のものであるか、あるいは消却のためであるか、それを問わず、そういう形で疑われるおそれがあるということをこの部会の報告はうたつているというふうにお考へいただければと思ひます。

○永井(哲)委員 株式の活性化という美名のもとに証券市場の信用を失わないようなしっかりとした規制、取り締まり、指導を行つていただきたい、そういうふうに思います。

○日高政府委員 先ほど御指摘ございましたように、自己株式の取得ということになりますと、会社の経営者は、いわば自分の会社の財務、経営について事実を一番承知しているということでお

ざいますから、ともすれば株価操縦とか、そういう疑いをかけられやすい取引であるということになるとになるわけでございます。

特に従業員の持ち株会の株式を購入するときでも、やはり同じように問題になるという解釈でよろしいのでしょうか。

○永井(哲)委員 今の例でいいますと、千円で買って、一千五百円の時価のときに千円で売却したといったときに、五百円の差額が出ます。これは従業員から見れば、購入時五百円の利得を受けた

という形になると思ひますけれども、これについては税法上どのような形になるでしようか。

○吉川説明員 ちょっと先生、突然の御質問でございまして、税制の問題でございますから、本来

そのような観点から、アメリカでは、セーフ・ハーバー・ルールという形式的な、類型的な行為を満たしておけば、要件を満たしておけば株価操縦として訴追されることがないというSECの規則がございますけれども、我が国の場合には、そ

ういった主觀的な要素を離れて形式的な要件で株価操縦罪というものを取り扱うわけにはまいらないと思います。

ただ他方で、企業サイドから見れば何が目安がないかなかなか行いにくいであろうということ

で、これはそういった問題を考へる上に当たつての一つの目安といふものを、証取審での議論が行はれた際に、こういったものは疑われやすいのではないかという一つの目安として、今の「相場が一定の価格を下回ったときに自己株式の買付けの委託を反復継続して行うこと」。こういったことも一つのそういう類型として考えられるのではないかといふふうかという御指摘をいただいたわけでございます。

したがつて、これにつきましては、会社が自己株式を取得する場合にそういうおそれがある、疑われやすいということでござりますので、その会社が自己株式を取得する目的が従業員持ち株会用の、譲渡用のものであるか、あるいは消却のためであるか、それを問わず、そういう形で疑われるおそれがあるということをこの部会の報告はうたつているというふうにお考へいただければと思ひます。

○永井(哲)委員 株式の活性化という美名のもとに証券市場の信用を失わないようなしっかりとした規制、取り締まり、指導を行つていただきたい、そういうふうに思います。

○日高政府委員 先ほど御指摘ございましたように、自己株式の取得ということになりますと、会社の経営者は、いわば自分の会社の財務、経営について事実を一番承知しているということでお

ざいますから、ともすれば株価操縦とか、そういう

思ひであります。

先ほどから聞いておりまして、消費税の件についていろいろと問題になつております。そこで、

○藤井国務大臣 まず、終始私が予算委員会でも本委員会でも申し上げておりますが、比率が初めてありきではない

ということあります。何よりもまずおののの

持っている税の仕組み、これをどう考えるか、それはその結果として比率が出てくる、このことは終始申し上げてることあります。しかも、その比率というか、おのおのの税の仕組みというのは、その国の中文化、歴史、そして国民性、こういうものによって決まつてくるということをずっと申し上げてきていると思います。

そこで、一つの目安としては、当然そういう比率というのも重要なと思います。日本がどういう位置にあるか。しかし、それだからどうこうといふことではなく、おのおのの税目が持つている問題というものをまずいろいろ議論すべきではないかと思つております。

そこで、所得税の問題でございますが、所得税といふものは日本は明治二十年に取り入れたわけあります。そこは自由経済体制というのが十分でなく、また資本の蓄積も十分でなかつたわけですから、戦前は完全な間接税中心国だったと私は思います。昭和九、十、十一年あたりですと、六五%は間接税だったと思います。要するに、アメリカの影響によつて、シャウブ税制によつて直接税中心主義になり、そのことが日本国民の中に素直に受け入れられ、そしてこの直接税中心主義というものが定着をしたと私は思つております。そして、その直接税中心主義といふものは、日本の経済社会情勢に大貢献したと思っております。

ただ、今この所得税だけが所得の平等化に貢献したかというと、それは違うと思います。もちろん、今の日本における企業の賃金体系とか、そういうものを全部ひくるめてこういうものができた。しかし、その一つの大きな要因として、所得税制度というものが機能してきた、これはおつしやるとおりだと思います。

そこで、どの税目をとっても、どれが絶対といふことはないわけでございます。だからこそ、單税目の税制でやつてある国は世界にないわけありますから、それはやはりおのおのの限界がある。所得税にもいい面があるが、限界がある。間接税

にもいい面があるが、限界といふかデメリットもある。こういう意味で、バランスというか組み合せといふものが必要なんだと思います。

そこで、現在の所得税を見るときに、先ほどから議論が出ておりますように、日本の所得税といふものは、課税最低限がまず世界で一番高いと思つます。少なくとも先進国においては。そして、税率が一番低い段階から始まります。一〇%で始まります。そして最高税率は、かつてのイギリスのように、キャラバン内閣のころというか、要するにサッチャーラーさんの前、これは世界一イギリスが最高税率は一番高い、こういう状況になつてゐるわけであります。

そのためにはどういう現象が起きているかといふと、今、永井委員の御指摘のように、全体として所得税のウエートが個人所得に対して低く出でております。低く出でているというのは、今申し上げたとおりであります。課税最低限が非常に高いこと、そしてその税率が非常に低いこと、こういうことから來ているわけであります。そのことは私はいいことだと思っています。やはり日本の経済の結果、多くの方々の勤勉努力の結果こういう税制の仕組みができた、いいことだと思つています。

しかしながら、同時にそのことのために最高税率の差の中に急勾配の税率カーブができ上がります。このことは、今後福祉社会を支えていく上に

ね、一五%と一八%。私は、これは成功だと思つていません。思つていませんから、超過累進といふことだとありますけれども、今申し上げたよ

う所得税の仕組みは正しいと思つておりますが、それをやはり限度がある。

どこいらがいいかというのいろいろ議論のあらうところだと思つていますけれども、今申し上げたように、キャラバン内閣のころというか、要するにサッチャーラーさんの前、これは世界一イギリスの税率が高かつたと思つますが、現在においては日本が最高税率は一番高い、こういう状況になつてゐるわけであります。

そのためにはどういう現象が起きているかといふと、今、永井委員の御指摘のように、全体として所得税のウエートが個人所得に対して低く出でております。低く出でているというのは、今申し上げたとおりであります。課税最低限が非常に高いこと、そしてその税率が非常に低いこと、こういうことから來しているわけであります。そのことは私はいいことだと思っています。やはり日本の経

済の結果、多くの方々の勤勉努力の結果こういう税制の仕組みができた、いいことだと思つています。

しかしながら、同時にそのことのために最高税率の差の中に急勾配の税率カーブができ上がります。このことは、今後福祉社会を支えていく上に

あります。このことは、今後福祉社会を支えていく上に急勾配の税率カーブができ上がります。このことは、今後福祉社会を支えていく上に急勾配の税率カーブができるからこそ、そういった平等型の社会が実現しているというふうにも言えるのではないかと思うのですけれども、なぜその急カーブがよくないのかというところがいま一つわからぬのです。よろしくお願いします。

○藤井国務大臣

そのところは、物には限度が

あります。その前が二百五十万の段階であるのに、ここ

の五百五十万から六百万というところがわずか五

十万しかない。そして、一千万というような形になつていくわけですね。しかし、それはサッ

チャーラーさん以前のイギリスといふのは、物すごい

急角度だったわけですね。しかし、それはサッ

チャーラーさん以後に直したわけです。日本が今一番

急角度になつていています。所得税である以上、超過累進制度をとることは当然のことです。当然のこと

であり、そのことがおつしやる所得税の所得再配

分効果といふものに機能していることは間違いない

ところであります。やはり限度がある。

しかも、これからはこの長寿社会といふものは、多

く方がこの長寿社会を支えていく、しかもその

長寿社会を特別の社会と考えてはいかぬと私は

思つてゐるのです。ごく自然にみんなが支え合つて助け合う社会にしていかないと、長寿社会が特

別な社会だといふふうに考えるといろいろなひづ

みが出てくる、摩擦が出てくるわけであつて、ご

く自然に溶け込ますためには、多くの方が自然に

御負担できるよう仕組みにしないと、うまく機能していかないのではないかといふことも私はあわせて申し上げたいと思います。

○永井(哲)委員 税率構造が急カーブであるといふことなども言われるわけですけれども、特にこの税率の各段階を見てみると、国税自体で

と、これは課税ベースで三百万、六百万、一千

万、二千万という段階になつております。ここに

と、百六十万と五百五十万というところに段階が

つけられるというようなことになるわけであります。

この住民税と所得税あわせたもので見ると、五百五十万と六百万、ここに差がわずか五十万あります。その前が二百五十万の段階であるのに、ここに五百五十万から六百万というところがわずか五

十万しかない。そして、一千万というような形になつていくわけですね。しかし、それを全体的に見ますと、夫婦と子供二人の標準世帯で見ますと、七百九万円、九百六十三万円、一千四十六万円、一千四百三十一万円、こういうような段階になつてきます。

この九百六十三万円の前後で見ると、七百九万円から九百六十三万円というのが一つのプラケットであります。そして、その次のプラケットが九百六十万円から一千四百三十一万円、これが三百八十五万円のプラケットでしかない。その次が一千四十六万円のプラケットであります。そして、その前のプラケットが九百六十万円から一千四十六万円、これが三百八十五万円のプラケットといふふうになるわけですね。つまり、その段階の分け方が余り適切でないからこそ、ういつた形になる、住民税の税率をそれだけでも考えれば、少しだらかなものになるというふうに思うのですが、その点どうお考へでしようか。

○藤井国務大臣 住民税の税率も関連しているこ

とは御指摘のとおりだと思います。しかし、今

私は単純化する意味で国税だけで申し上げまし

六〇

国税だけで考えましても、課税ベースでございますけれども、三百万円までが一〇%、三百から

六百が二〇%、六百から千が三〇%というぐあいになつてゐるわけでございまして、そこいらあた

○永井(哲)委員 先ほどもこれは言いましたけれども、どうぞお聞きなさいまし
て、この点は、さういふ意味で、國際的に見てみると、少しそういふ
の急勾配といふものが強くなり過ぎてゐるのではないかといふところの問題意識だということを御
理解いただきたいと思います。

○永井(哲)委員　ここで前にもそういう点でお尋ねしたわけですけれども、フラット化といいますか、所得累進構造の階段状というものをなくして、そういった平準化を図るというような意味であれば、ドイツ型のなだらかに順次にその税率が変わっていくというものの、これを採用するのも非

おいてもまた各人の一人一人のライフサイクルにおいてもより適当なのではないか、こういう観点などといふことを御理解をいただきたいと思います。

○藤井国務大臣 同じお答えで大変恐縮でござりますが、私は、所得税は基幹税であるという原則は、恐らく永井委員も同じだと思いますが、何ら否定いたしておりません。これはあくまでも基幹税であるべきだと思います。

ドイツの課税最低限は二百数十万だと思ひます
が、二百数十万から始まつていきなり一九%であ
りまして、そしておっしゃつたような一定の計算
式ですうつとこういうふうになるやり方でござい
ます。その一定の計算式でなだらかであるとハ
ウス

百、三百、四百、こう来ているわけですね。ですから、そこいらのところをもう少し広くすることによって、決して全部をフラットにするわけではないのでござります。そこいらのところをもう少し幅を広くすることによって、働く方々が、所得があえたのに、しかもその所得があえたころ

（水井哲）委員 特にこの収入ベースを見て九百八十三万、この前後で非常に角度が急になるといつことが、ある意味で住民税のブレーカーが邪魔をしている結果として起きていているということはよくわかります。では、その解消ということであれは、その部分のブレーカーを広くしてあげるといふことで十分であって、その最高税率のところをここにするか、何円にするかという問題はいろいろ

ように、「一つの税目が唯一正しい」ということもないということも、これは世界の歴史が示しているとおりでございます。いろいろなものをかみ合わせることによって、これから社会をいろいろな方がいろいろな形態をもって負担していくだけわけでありますから、所得税に余りに特化していく——今は特化していないというお話をございました。四〇%という例はおつしやったとおりであります。

やり方は、日本の今までの風土にはなかなかないまないので、はないかななどという感じを持つていて、これは申し上げられると 思います。

○永井(哲)委員 先ほどからもいろいろな議論の中でも出ておりましたけれども、今本当にどういざいますので、御理解をいただきたいと思います。

いろいろあるでしょうけれども、その税率そのものを上げることは必要ではない、そういうふうに思うのであります。その点どうでしようか。

(3) 藤井国務大臣 それも今申し上げましたように、日本の最高税率が今や世界で一番高くなつてしまつた、これは否定のできない事実だと思いま

りますけれども、それはさつき申し上げた日本の所得税の特別の仕組みがあるわけでありますが、そういう中で、急勾配になつてゐる、中堅ぐらいから急勾配で上がる所得税制でこれからは福祉社会を支えることが本当に適しているかどうか、そういう観点でござります。

それで、同じ百万の収入が上がつても、状況によつては一挙に一五%も上がる、また状況によつては全然税率自体が上がらないといったような場合もある。こういつた不公平というのは、日本の場合はそのブレケットのとり方がまずいという意味でまた一つの問題があるわけですけれども、そ

。かつてのイギリスは九〇%とかそういうのまであったのが、今四〇%でございますね。そういうようなくらいで、世界の大勢がそういうふうに動いてる中で日本だけが、これはもちろん歴史がござります。国民性ということもござります。ですから、全く同じにしなければいけないなどということをついているわけではないのです。

もちろん、超過累進による所得再分配という効果を否定してはおりません。これは基幹税であるということは否定しておりません。おりませんが、やはり限度があるということ、しかも世界的に非常に特色のある形になつてきているということを御理解いただきたい、そういう角度でござります。

そういう階段状の累進構造をとる以上、これはどの段階でも起こり得る話であります。そういうたとえで、より公平を求めるということであれば、どういってもは充分に考慮に値すべき問題だと思うのですけれども、どうでしょうか。

○藤井国務大臣 今のように階段状という問題題の弊害ということは、やはりおののの間隔を広げ

第一類第五號 大藏委員會議錄第六號

平成六年六月三日

必要だと思います。

今まで所得税の論議の中で、余りにも直間比率の是正、直間比率がバランスが悪いということだけが強調されておりまして、日本の所得税の持つ効果として、こういう平等型のものをつくりたではないか、また一般的の、通常の製造労働者、これはOECDの統計でも出ておりますけれども、社会保険といった負担を考慮しても世界で一番安いとも言える、そういうような状況にある。こういつたい点と、いうのもしっかりと提示して議論を行っていかなくてはいけない、そういうふうに思います。

そしてまた、今度のいわゆる機械的な試算という問題点の中で、当初七%以上のものしか試算いたしませんでした。これは役所の方で、そういうしたものを見た上で、七%以上でなければだめだ、それ以下は計算にも値しない、というような形で出されなかつたわけですから、やはり主権者は国民党なんだ。国民に判断してもらおう、そのためにはあらゆる材料を提示する、そういう姿勢が必要だと思ひますけれども、その点どうでしようか。

○藤井国務大臣 今の最後の御議論だけは、大部分の考え方と違います、今まで共通の話だったと思ひます。隠してなんかは全然いません。私は真っ正面から、去年の八月以来、これから長寿社会を本当に安定させるためには、幅広く多くの方に御負担いただく方向になることが日本の國のためには、これから若い方が所得税のこういう急勾配の中でも未来に対して、自分たちはこれから急速に税率が上がるのではないかという御不安というものを解消することになります。また、お年を召した方が、社会福祉ビジネスというものをお示ししたのに対して、世の中によく、こんな夢みたことを言っているけれども、これは実際負担する人がないよというような御不安もあるわけなんです。そういうことじやないんだ、全体としてこういう形にすれば、若い方がこれから中堅所得者に

なっていく、社会の中堅になつていくときは、こういうことで済むのだ、またお年を召した方にどうしては、それで本当に安心した政府が描いている福

祉ビジョンというのはやつていけるのだ、こういふう両方の御安心に結びつくことであつて、私どもは隠さないで全部お話ししております。

ですから、言いにくいことは全部言つております。これはひとつ御理解をいただきたいと思いますし、特に申し上げておきたいことは、比率が先にありきではございません。比率先にありきではなく、私たちはまず、今まで御議論のあったような中の所得税では、これから長寿社会をしつかり社会の中に溶け込ませていくには、本当に働く方に元気を出していただくために、少し無理があるということを申し上げているわけあります。

負担率が低いというのは事実であります。このことは私はいいことだと思います。しかし、それは日本の長寿化が進んでいないからなんでもございまして、これはそれでずっと済むのではなく、やはりこれから長寿社会、ヨーロッパ的な長寿社会になったときにはおのずから数字が変わってくるということも、はつきり私たちはお出ししているということも申し上げたいと思います。

また、機械的計算についてであります。私たちも何回も申し上げておりますように、これから皆様でいろいろ議論をしていただき、だから政策選択は一切入れないでやつてある。ただし、税制調査会が消費課税の充実と所得課税の軽減というこ

ことは入れてございません。入れてございませんということは、やりませんということとは全然違

うわけでありまして、政策判断を入れないで、機械計算を出して、それによって皆様方の御議論でこれを直していく、こうじやないか、こういう趣旨であることもひとつ御理解をいただきたいと思いま

す。

○永井(哲)委員 主権者である国民の前にあらゆる材料をいろいろな形で提示していくことでも、例えばこれも前にもお聞きいたしましたけれども、こういった不公平税制といいますか、それを直していく、こういった税制をもつと手直しするといいますか、そうするだけでこういった財源が生まれると、いつた試算というのも、これはある項目をきちんと具体的に提示すれば、その試算というものをやつていただけるのでしようかどうか。

○藤井国務大臣 私どもは、政策減税として今約二兆円あるということはお出ししております。六千億が住宅取得減税、約四、五千億が生命保険、損害保険、そして約五千億が租税特別措置というようなものはお出しておりますが、今御指摘の話の中には、それ以外のものもどうか、こういう御議論だと思います。それについては、先ほど秋葉委員からもお話をございました中で申し上げましたように、例えば消費課税の中小企業特例について出せるものは先ほど御説明をした次第でございま

す。

○永井(哲)委員 では、ある程度こういったところでどれだけの財源を得られるのかといったものをお聞きすれば、そういう試算はやつていただけるのでしょうか。

○永井(哲)委員 では、ある程度こういったところでお聞きすれば、そういう試算はやつていただ

のかということについて、試算が可能なものはお出しできると思いますが、私は、今申し上げたよ

うな貸倒引当金というようなものは、不公平といふうよりもまさに企業会計原則そのものではないかとで断定しているわけではございません。

そういう中で、いわゆる不公平と言われているものが総額どのくらいあるのか、そしてそれが一體本当に不公平なのかどうなのか、これはきちっとその額とその質を分けて議論する必要があると思います。その中でどのくらいの量になるのか、これがなかなか明らかにはならないです。その点、そういう意味で明らかにしていただけるのか、機械的な試算をやつていただけるのか、そ

ういった聞き方をしているわけであります。

○藤井国務大臣 いわゆる不公平というのが実はよくわからないのでござりますけれども、今申し上げたようなものは不公平ではないと私どもは考

えています。

また、不公平税制という中に私実感感じてお

ますのは、制度と執行があるわけでござりますね。執行については先ほども御質問があつたように、今国税庁からも御説明いたしましたように、非常にみんな努力しておる。しかし全くないと

言わない。それを適正に課税するよう最大限の努力をして働いているのが国税の職員であると考えております。

○藤井国務大臣 永井委員が何を不公平といふうに考えておられるかということをございます。が、例えば引当金でござりますね。貸倒引当金というようなものは、これはまさに制度でございますが、それが不公平であるということは言えなく思つております。

そういう点はひとつ御理解をいただきたいと思いま

す。

○永井(哲)委員 やはり主権者である国民が適正

に判断できる、そういう材料をあらゆる努力をして大蔵省の方にも提示していただきたいと思います。何といってもこれから痛みを覚えるのは国民であります。そして、それには行政改革、財政改革というものも必要であります。規制緩和の中、ゲイエーの中内社長さんが、お役人はできなない理由ばかり考へていていたような批判もいたしました。そういうことにならないように、そして本当にしっかりと理解が得られる、それには十分な材料がないといけない、そのことを言いまして私の方の質問を終わらせていだきます。ありがとうございました。

○宮地委員長 次に、佐々木陸海君。

○佐々木(陸)委員 きょう最後の質問者でありますし、時間も二十分と限られておりますから、答弁はひとつ簡潔によろしくお願ひいたします。

最初に、法案に直接関係ない問題ですが、変額保険の被害者の救済の問題について一言質問をします。

最初に、法案に直接関係ない問題ですが、変額保険の問題については、もう詳しく申し上げるまでもありませんが、あのバブルの時期に大蔵省の認可の上で売り出された一つの保険であります。銀行そして保険会社がいわば連携をして、土地などを担保に多額のお金を銀行が貸し出して、それで保険会社はそれをいろいろに運用して、いわば定期の保険よりもずっといいものが返ってくる可能性もあるけれども返ってこない可能性もあるというあの保険の問題であります。議事録を練つてみますと、去年の五月、六月、当委員会でもあるいは商工委員会でもいろいろ論議をされ、被害の問題が議論をされております。

それから一年たちましたけれども、その一年の間にも事態はいろいろ進行しております。私たちのところにもこの変額保険の被害に対する被害者の皆さんからの非常に切実な訴えが届いております。

ちょっとと読み上げますと、「私達は相続税対策になると騙されて変額保険に入り、その時から巨額の負債を負う身となり、日々膨らみ続ける負債

のために窮屈の日々を過ごし、一寸の心安らぐ暇もなく苦しみ続けております。」「悲惨なる現事態に対しても、何といつてもこれから痛みを覚えるのは国民であります。そして、それには行政改革、財政改革というものも必要であります。規制緩和の中、ゲイエーの中内社長さんが、お役人はできなない理由ばかり考へていていたような批判もいたしました。そういうことにならないように、そして本当にしっかりと理解が得られる、それには十分な材料がないといけない、そのことを言いまして私の方の質問を終わらせていだきます。ありがとうございました。

○佐々木(陸)委員 きょう最後の質問者でありますし、時間も二十分と限られておりますから、答弁はひとつ簡潔によろしくお願ひいたします。

最初に、法案に直接関係ない問題ですが、変額保険の問題については、もう詳しく申し上げます。

この一連の変額保険の問題に関して、大蔵省、東京地裁の判決がこのほど出ました。個々の取引に係る内容についてはコメントは差し控えさせておられるか、簡潔に述べていただきたいと思います。

○山口(公)政府委員 お答え申し上げます。この一連の変額保険の問題に関して、大蔵省、東京地裁の判決がこのほど出ました。個々の取引に係る内容についてはコメントは差し控えさせておられるか、簡潔に述べていただきたいと思いま

す。

最初に、法案に直接関係ない問題ですが、変額保険の問題については、もう詳しく申し上げます。

○佐々木(陸)委員 今そういうふうに説明がありましたがけれども、まずこれは大きなリスクを伴うことは非常に残念でございますが、一層適正な募集を行いうよう指導してまいりたいと考えております。

○佐々木(陸)委員 今そういうふうに説明がありましたがけれども、まずこれは大きなリスクを伴うことだと最初からわかつていたもので、ですから十分にその危険性についても説明しなさいという指導をしてあつたはずなのです。

ところが、今度の判決ではそういうことがちゃんとなされていなかつたということを認定してやつておられるわけですから、やはりその指導が隔たり寄せておられた苦情の件数も、平成五年度まで九十五件、この五年間で二百三十六件に上っています。裁判も二百件と言われています。私ももちろん詳しく述べているわけではありませんけれども、こういった問題は実際に深刻な問題として存在するわけですから、大臣、これはしっかりと指導するという答弁をしていただきたいと思います。

○佐々木(陸)委員 それでは、次にいわゆるやりくり法案について若干御質問いたします。

今度の法案は、合計七つの措置で五兆円以上の

保険の取り扱いは自らしているというふうに聞いて、そういう指導をしてまいりたいところでございます。

○佐々木(陸)委員 保険会社を適切に指導してきました。そのため窮屈の日々を過ごし、一寸の心安らぐ暇もなく苦しみ続けております。」「悲惨なる現事態に対しても、何といつてもこれから痛みを覚えるのは国民であります。そして、それには行政改革、財政改革というものも必要であります。規制緩和の中、ゲイエーの中内社長さんが、お役人はできな

い理由ばかり考へていていたような批判もいたしました。そういうことにならないように、そして本当にしっかりと理解が得られる、それには十分な材料がないといけない、そのことを言いまして私の方の質問を終わらせていだきます。ありがとうございました。

○佐々木(陸)委員 きょう最後の質問者でありますし、時間も二十分と限られておりますから、答弁はひとつ簡潔によろしくお願ひいたします。

最初に、法案に直接関係ない問題ですが、変額保険の問題については、もう詳しく申し上げます。

○佐々木(陸)委員 今度の法案は、合計七つの措置で五兆円以上の

財源を捻出しようとするものであります。詳しく聞いてみると時間がありませんからこちらで申しますが、国債費の定率繰り入れの停止は二年連続十回目、それから政管健保への国庫補助の繰り延べは二年連続七回目、承継債務の償還延期は三年連続三回目、それから自賠責特会と造幣特会からの繰り入れ特例は十一年ぶり二回目、そして国民年金と雇用保険の国庫負担金の繰り延べは初めて。ともかくあらゆるやりくり算段をして、必死になつて取り繕つたという感じが非常に明確でありまして、そういうやりくりの集大成というべきものがここに出ているのではないかということを言わなければならぬと思うのです。

実際問題として、こういう問題がこうやつてそろつて法案に出された場合に、かつての例を見ますと、これは大蔵だけでなく厚生、労働、運輸などもかかわる問題ですから、だから連合審査なども行われて、数日間の時間もかけてこの委員会でも審議をされるという経過もありました。それが、余りこのやりくりが毎年毎年というのか続いているので、もう何というのか当たり前みたいになつてしまつて、一日で審議される。国会の運営の問題について大臣に何か言うつもりはありませんが、そういうとんでもない事態になつているという問題については、大臣から「言反省の弁を述べていただきたいと思います。

○藤井國務大臣 御指摘のように、これはやりくり法でござります。私は、望ましい姿とは全然思つておりません。しかしこのようにならざるを得なかつた、累年の結果こうならざるを得なかつたということを本当に残念に思つておりますが、我々としては、先ほど来お話し申し上げましたように、何とかこの財政体質を直す最大限の努力をしたいかなければいけない、こういう気持ちで今提案させていただいております。

○佐々木(陸)委員 減債制度の基本として位置づけられている国債定率繰り入れの停止措置、これは今度と同じように、来年度以降はもう続けることができませんね。

○竹島政府委員 今回は、定率繰り入れの停止をそのままにしておきますと国債整理基金の資金繰りに支障を來すために、NTTの無利子貸し付けの段階で申し上げられませんけれども、そのような手当で申し上げられませんけれども、今回と同じような形での措置と云うのはできません。

○佐々木(陸)委員 大蔵省の試算によると、来年度は三兆二千億円からの国債の問題が深刻な問題として出てくることは非常にはつきりしていると思います。

それから、特別会計からのやりくりの問題で、もう限界だと思うのですけれども、今度の自動車賠償責任保険特別会計からの繰り入れ措置、これは十一年前に論議されたときに、議事録を見ますと、國によるドライバーのお金のピンはねだとか泥棒だとかいう言葉まで当時の会議録に載つておりまして、大蔵省の方も「人間貸す」とただ信用がなくなるということで、必死に答えていたというような問題があるわけです。

こう指摘されるのは当然だと思うのですね、もともと用途が全然違うものなのですから。これはもう本当に異常で、こんなことをやつてはならないと思はつきり約束していただきたいと思ひます。

○竹島政府委員 来年度以降の予算編成、大変厳しいものが予想されますが、では具体的にそのためどういうことをするかということを今申し上げるのは困難でございます。

御指摘の自賠責につきましては、今回は自賠責の積立金の運用に将来支障のないよう、金利分も含めまして必要な事態にはお返しをする、こういうことにさせていただいておりますので、何とぞ御理解をいただきたいと思います。

○佐々木(陸)委員 当然、来年度以降にまたこんなことを繰り返すことはすべきでないということを

はつきりさせておきたいと思うのです。大体、三年連続三回目とか、いろいろなことをやる。その財政的を行き詰まりといいますか、この大きな原因は一体どこにあるとお考えになつていますか。

○加藤説明員 お答えを申し上げます。

先生ただいま御指摘のように、自賠責特会におきましては、支払い上現金に余裕があるときにはこれを資金運用部に預託することが認められておりまして、これに伴つて運用益が生じてくる、こういうことになつております。そして、平成四年十二月の自動車損害賠償責任保険審議会におきましては、この運用益につきまして、先生御指摘ございましたように保険料の引き下げ、これは翌年の平成五年四月から実施したものでござりますが、その財源に充てるということにいたしまして、そのとおりにいたしたところでございまして、ただ信用がなくなるということで、必死に答えていたというような問題があるわけです。

こう指摘されるのは当然だと思うのですね、もともと用途が全然違うものなのですから。これはもう本当に大きいと思います。

○佐々木(陸)委員 それだけですか。つまり、率直に言いまして、こういう財政の状況を見ますと、今大蔵省が消費税の税率アップを含めた税制改革なるものにやつくなつていてその気持ちははね返りとしてひづみが生じることから来る面が非常に大きいと思います。

○佐々木(陸)委員 それだけですか。つまり、率直に言いまして、こういう構造的と申しましようか、資産インフレの

ところは昭和五十年補正でありますから、そのころからいえばいろいろな原因があると思います。

○藤井國務大臣 古くからたとえばいろいろなことがあります。大体、赤字国債を初めて出たのは昭和五十年補正でありますから、そのとがあると想ひます。大体、赤字国債を初めて出したのは昭和五十年補正でありますから、そのところからいえども、そのとあると想ひます。

しかし、ここ数年で例をとるならば、バブルになりましたように保険料の引き下げ、これは翌年の平成五年四月から実施したものでござりますが、その財源に充てるということにいたしました。そして、そのとおりにいたしたところでございまして、ただ信用がなくなるということで、必死に答えていたというような問題があるわけです。

まだ、五年度以降に新規に発生する運用益もござります。保険料の引き下げに充てましたのは平成四年年末の運用益でございますが、将来にわたりて運用益が発生する可能性がござりますけれども、それにつきましても保険料の引き下げ等自動車の保有者に還元するための財源として使えます。

このようにいたすこととにいたしました。

○佐々木(陸)委員 いろいろな経費について、収支のバランスがとれないままに行つてきたことがあります。

○佐々木(陸)委員 これはもう本当にきつちりさせたいだと思います。

○佐々木(陸)委員 もう時間もありませんけれども、私自身もこういう財政の状況を率直に見ますと、やらないければならない。公共投資は建設国債ではありますけれども、その金利は赤字国債であります。そういうものなども、景気を何とか戻さなければいけないということから日いつぱいのことをやつたこと等々があわせて響いています。

○佐々木(陸)委員 もう時間もありませんけれども、私自身もこういう財政の状況を率直に見ますと、やらないければならない。公共投資は建設国債ではありますけれども、その金利は赤字国債であります。そういうものなども、景気を何とか戻さなければいけないということから日いつぱいのことをやつたこと等々があわせて響いています。

○佐々木(陸)委員 これはもう本当にきつちりさせたいと思います。

ところで、大蔵大臣にお伺いしたいと思うのですが、こんなにやりくりが大変になつていて。それでも、十一年ぶりでやるとか一年連続十回目とか

が、戦前は間接税中心主義だった、戦後は直接税中心主義だ。そこまで言つて、今そこをやはりかなり変えなければいかぬ、戦後の一つのシステムというようなものを、やはりそれなりに変えていかなければならぬというところに来ているといふ認識を持つていても受け取れるような発言をしています。実際 この財政の状況を見ても、これまでのシステムとそのシステムに基づく経済の運営というようなものを大きく考えなければならない、検討し直さなければならぬ時期に来ていることは私も間違いないと思うのです。

省は減税臨時特別措置法の附則で「抜本的な税制改革」、あの附則では、「抜本的な」は所得減税にかかるつていて税制改革なんかにはかかっていないのですけれども、この新聞は誤解して、「抜本的な税制改革と恒久減税の実現をセットでうたつたのをタテに、「あれこそ与野党共通の意思」（藤井さん相）と力説、減税統一消費税率アップの同時着を譲らない構え」だと出ていますが、一昨日私が注意した後、藤井さんは述べられたのではなくと思いますけれども、重ねて注意を喚起しておきたいと思います。

このようない予算財源に、国民本位の財源対策もとらず、大増税など将来の国民負担を増大させる隠れ借金等を重ねる措置は断じて認められません。なお、我が党は、自己株取引を一定の条件のもとで解禁する本体の商法改正案には反対する方あります。しかし、もし商法改正が成立した場合、自己株式取得が認められることに伴つて予想されるインサイダー取引等の不正行為を規制するとともに、投資家保護のために一定の開示制度を設ける本証券取引法改正案については、相場操縦に関する具体的な禁止措置が見送られる等不十分な点はありますが、反対するものではありません。

「第三十三条第一項及び第二十三条の十一（第二項）第一項第一項ただし書」の下に又は第二項ただし書を加える。

第二十四条の五の次に次の一条を加える。

第二十四条の六 証券取引所に上場されている株券及び流通状況が証券取引所に上場されている株券に準ずるものとして政令で定める株券（第三十二条の二十一の二から第二十七条の二十一の四まで及び第一百六十七条规定において「上場等株券」という。）の発行者である会社は、商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十条ノ一（第一項又は第二百十一条ノ一第一項の規定による定

○藤井国務大臣　建立内閣第一の発足以来、前総理が掲げられた政治の改革、経済の改革、行政の改革、こういうものについては一つ一つ芽を出します。そのほかの改革についてもそれぞれ芽を出し、その方向づけができつありますが、御指摘のように私どもは少数与党であります。したがいまして、私たちとしては、この今の方向というものを多数である野党の皆様方に御理解をいただき最大限の努力をしていくことが、今一番私たちの選択すべき道だと思っています。

○佐々木(陸)委員　一昨日日の本委員会で、大臣のというか、総理の本会議での発言などで、全会一致の議決についての苦情を一つ申し上げましたけれども、きょうのある新聞に、「大蔵

第二に、国民年金、政管健保、雇用保険、自賃特別会計及び承継債務など特別会計からの繰り戻し入れや本来行うべき国庫負担、借金返済の繰り戻しへ等の異例な手続き集め策は、当面の財政破綻を避けるものとの、国民財産の食いつぶしと繰り延べ期間の利息負担を含め将来の国民負担増となる隠れ借金そのものでありまして、認められません。

証券取引法の一部を改正する法律案
証券取引法の一部を改正する法律
証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。
目次中「第二章の一 公開買付けに関する開示」
「第二章の一 公開買付けに関する開示」
第一節 発行者である会社以外の者による
第二節 発行者である会社による上場等株
株券等の公開買付けに改める。
券の公開買付け」

じことに、当該決議に基づいて当該各期間に
行った自己の株式に係る株券の買付けの状況
(買付けを行わなかつた場合を含む。)に関する事項
事項その他の公益又は投資者保護のため必要な
つ適当なものとして大蔵省令で定める事項を記載
した報告書(以下「自己株券買付状況報告書」と
いう。)を、当該各期間経過後十五日以内に、
大蔵大臣に提出しなければならない。

第七条、第九条第一項及び第十条第一項の規定
は自己株券買付状況報告書について、第二と
二条の規定は自己株券買付状況報告書のうちに
重要な事項について虚偽の記載があり、又は記

私たちには反対です。

第一に、二年連続の国債費定率繰り入れ停止は、赤字国債発行を表面上避けるためのつじつま合わせにすぎず、かわりに建設国債の発行に置かれられており、財政危機を一層深刻にするかと思います。また、これは現行の減債制度の基本をながしろにするものであり、将来の国債償還財源を不安定化し、国債残高の累増の歯どめを失わせることです。

○宮地委員長 ただいま議題となつております両
案中、内閣提出、平成六年度における財政運営の
ための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの
特例等に関する法律案に対する質疑はこれにて終
局いたしました。

次回は、来る七日火曜日委員会を開会することと
し、本日は、これにて散会いたします。

午後四時三十七分散会

略化についても、あえて反対するものではありません。したがって、本法案には全体として賛成する方向でありますことを申し添えておきます。

「第十三条第一項及び第二十三条の十一第一項中「第四条第一項ただし書」の下に「又は第二項ただし書」を加える。

第二十四条の五の次に次の一条を加える。

第二十四条の六 証券取引所に上場されている株券及び流通状況が証券取引所に上場されている株券に準ずるものとして政令で定める株券(第二十七条の二十一の二から第二十七条の二十一の四まで及び第六百六十七条规定において「上場等株券」という。)の発行者である会社は、商法明治三十二年法律第四十八号(第二百十条ノ二第二項又は第二百十二条ノ二第一項の規定による定期総会の決議があつた場合には、大蔵省令で定めるところにより、当該決議があつた定期総会

載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている場合について、それぞれ準用する。この場合に

おいて、第七条中「第四条第一項又は第二項の規定による届出の日以後当該届出がその効力を生ずることとなる日前において、第五条の規定による届出書類」とあるのは「自己株券買付状況報告書(第二十四条の六第一項に規定する自己株券買付状況報告書をいう。以下この条、第九条第一項、第十条第一項及び第二十二条において同じ。)」と、「届出者」とあるのは「自己株券買付状況報告書の提出者」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、第九条第一項中「届出者」とあるのは「自己株券買付状況報告書の提出者」と、「訂正届出書」と、第十条第一項中「届出者」とあるのは「自己株券買付状況報告書の提出者」と、「訂正報告書」の提出を命じ、必要があると認めるときは、第四条第一項又は第二項の規定による届出の効力の停止」とあるのは「訂正報告書の提出」と、第三十二条第一項中「前条第一項第一号及び第三号に掲げる者」とあるのは「当該自己株券買付状況報告書を提出した会社のその提出の時における役員」と、「有価証券届出の届出者の発行する有価証券を取得した者(募集又は売出しに応じて取得した者を除く。)」とあるのは「自己株券買付状況報告書の提出者の発行する有価証券を取得した者」と、同条第一項中「前条第一号又は第二号」とあるのは「前条第二項第一号」と、「前項」とあるのは「第二十四条の六第二項において準用する前項」と読み替えるものとする。

第六条の規定は、第一項の規定により自己株券買付状況報告書が提出された場合及び前項において準用する第七条、第九条第一項又は第十五条第一項中「又は臨時報告書」を、「臨時報告書又は自己株券買付状況報告書」に改め、

同項に次の一号を加える。

七 自己株券買付状況報告書及びその訂正報告書

第二十五条第三項中「及び前条第五項」を、「第二十四条の五第五項及び前条第三項」に改め、同条第四項中「書類」の下に「(第一項第七号に掲げる書類及び前二項の規定による第一項第七号に掲げる書類の写しを除く。)」を加える。

第二十六条中「有価証券報告書の提出者」の下に「、自己株券買付状況報告書の提出者」を加える。

第二十七条から第二十四条の五まで、第二十五条から第二十四条の五まで、第二十五条

及び前条に改める。

第一章の二中第二十七条の二の前に次の節名を付する。

第一節 発行者である会社以外の者による株券等の公開買付け

第二十七条の二第一項文中「この節」の下に「、当該株券等の発行者である会社以外の者による」を加え、「この章において同じ」を「この節において同じ」と改め、同項第一号中「消却のための新株引受権を有する者が当該新株引受権を行使することにより行う」に改め、同項第二号中「この章」を「この節」に改め、同項第三項及び第五項中「この章」を「この節」に改め、同項第一号中「前条第一項第一号及び第三号に掲げる者」とあるのは「当該自己株券買付状況報告書を提出した会社のその提出の時における役員」と、「有価証券届出の届出者の発行する有価証券を取得した者(募集又は売出しに応じて取得した者を除く。)」とあるのは「自己株券買付状況報告書の提出者の発行する有価証券を取得した者」と、同条第一項中「前条第一号又は第二号」とあるのは「前条第二項第一号」と、「前項」とあるのは「第二十四条の六第二項において準用する前項」と読み替えるものとする。

第二十七条の二第二項中「以下」の下に「この節並びに第二百九十七条及び第二百九十八条において」を加え、同条第三項及び第五項中「この章」を「この節」に改める。

第二十七条の十三第二項中「以下」の下に「この節並びに第二百九十七条及び第二百九十八条において」を加え、同条第三項及び第五項中「この章」を「この節」に改める。

第二十七条の二十二の二 商法第二百十二条ノ二第一項の規定による株式の消却のための上場等株券の当該上場等株券の発行者である会社による有価証券市場外における買付けは、公開買付けによらなければならない。ただし、有価証券市場における有価証券の売買取引等に準ずるものとして政令で定める取引による買付けについては、この限りでない。

第二十七条の二第二項から第六項まで、第二十七条の三(第二項第二号を除く。)、第二十七条の五(各号列記以外の部分に限る。第五項及び第二十七条の二十二の三第五項において同

号中「この章」を「この節」に改める。

第二十七条の九第一項中「以下」の下に「この節並びに第二百九十八条及び第二百九十九条において」を加える。

第二十七条の十一第一項中「この章」を「この節」に改める。

第二十七条の十一第一項中「以下」の下に「この節並びに第二百九十七条から第二十七条の九まで、第二十五条から第二十五条の五まで、第二十五条及び前条第一項に規定する公開買付けによる買付けを行う場合について準用する。この場合において、これらの規定(第二十七条の三第四項及び第二十七条の十一第一項ただし書を除く。)中「株券等」とあるのは「上場等株券」と、「買付け等」とあるのは「買付け」と、「売付け等(売付け並びに第二百六十七条、第二百九十七条及び第二百九十八条において同じ。)」とあり、及び「売付け等」とあるのは「売付け」と第二十七条の三第二項中「次に」とあるのは「第二号及び第三号」と、同条第三項中「公開買付者、その特別関係者(第二十七条の二第七項に規定する特別関係者をいう。以下この節において同じ。)その他政令で定める関係者」とあるのは「公開買付者その他政令で定める関係者」と、同条第四項前段中「当該公開買付けに係る株券等の発行者である会社当該公開買付届出書を提出した日において、既に当該会社の発行する株券等に係る公開買付届出書の提出をしている者がある場合には、当該提出をしている者を含む。)に送付するとともに、当該公開買付に係る株券等が次の各号に掲げる株券等に該当する場合は、当該各号に掲げる株券等の区分に応じ、当該各号に定める者」とあるのは「次の各号に掲げる当該公開買付けに係る上場等株券の区分に応じ、当該各号に定める者に送付するとともに、当該公開買付届出書を提出した日において、既に当該公開買付者である会社の発行する株券等に係る公開買付届出書の提出をしている者がある場合には、当該提出をしている者と、同項各号中「株券等」とあるのは「上場等株券」と、第二十七条の五第一項ただし書中「次に掲げる」とあるのは「政令で定める」と、第二十七条の十一第一項ただし書中「公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書において公開買付けに係る株券等の発行者である会社の業務若しくは財産に関する重要な変更その他の公

十七条の十三第三項及び第四項第一号を除く。)、第二十七条の十七、第二十七条の十八、第二十七条の二十一第一項及び前条第一項の規定は、前項の規定により公開買付けによる買付けを行う場合について準用する。この場合において、これらの規定(第二十七条の三第四項及び第二十七条の十一第一項ただし書を除く。)中「株券等」とあるのは「上場等株券」と、「買付け等」とあるのは「買付け」と、「売付け等(売付け並びに第二百六十七条、第二百九十七条及び第二百九十八条において同じ。)」とあり、及び「売付け等」とあるのは「売付け」と第二十七条の三第二項中「次に」とあるのは「第二号及び第三号」と、同条第三項中「公開買付者、その特別関係者(第二十七条の二第七項に規定する特別関係者をいう。以下この節において同じ。)その他政令で定める関係者」とあるのは「公開買付者その他政令で定める関係者」と、同条第四項前段中「当該公開買付けに係る株券等の発行者である会社当該公開買付届出書を提出した日において、既に当該会社の発行する株券等に係る公開買付届出書の提出をしている者がある場合には、当該提出をしている者を含む。)に送付するとともに、当該公開買付に係る株券等が次の各号に掲げる株券等に該当する場合は、当該各号に掲げる株券等の区分に応じ、当該各号に定める者」とあるのは「次の各号に掲げる当該公開買付けに係る上場等株券の区分に応じ、当該各号に定める者に送付するとともに、当該公開買付届出書を提出した日において、既に当該公開買付者である会社の発行する株券等に係る公開買付届出書の提出をしている者がある場合には、当該提出をしている者と、同項各号中「株券等」とあるのは「上場等株券」と、第二十七条の五第一項ただし書中「次に掲げる」とあるのは「政令で定める」と、第二十七条の十一第一項ただし書中「公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書において公開買付けに係る株券等の発行者である会社の業務若しくは財産に関する重要な変更その他の公

開買付けの目的の達成に重大な支障となる事情（政令で定めるものに限る。）が生じたときは公開買付けの撤回等をすることがある旨の条件を付した場合又は公開買付者に関する他の政令で定める重要な事情の変更が生じた」とあるのは「当該公開買付けにより当該上場等株券の買付けを行うことが他の法令に違反することとなる場合又は他の法令に違反することとなるおそれがある事情として政令で定める事情が生じた」と、第二十七条の十三第四項「次に」とあるのは「第一号に」と、第二十七条の十四第一項中「及び意見表明報告書（これらのことあるのは「その」と、同条第三項中「及び第二十七条の十第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定」とあるのは「規定」と、第二十七条の十五第一項中「公開買付報告書又は意見表明報告書」とあるのは「又は公開買付報告書」と、同条第二項中「公開買付者等及び対象会社等」とあるのは「公開買付者等」と、前条第一項中「公開買付者又はその特別関係者」とあるのは「公開買付者」と読み替えるものとする。

第二十七条の三第四項の規定は、前項において準用する第二十七条の八第一項から第四項までの規定により訂正届出書が提出された場合について準用する。この場合において、第二十七条の三第四項前段中「当該公開買付けに係る株券等の発行者である会社（当該公開買付届出書を提出した日において、既に当該会社の発行する株券等に係る公開買付届出書の提出をしている者はある場合には、当該提出をしている者を含む。）に送付するとともに、当該公開買付けに係る株券等が次の各号に掲げる株券等に該当する場合は、当該各号に掲げる株券等の区分に応じ、当該各号に定める者とあるのは「次の各号に掲げる当該公開買付けに係る上場等株券の区分に応じ、当該各号に定める者に送付するとともに、当該訂正届出書を提出した日において、既に当該公開買付者である会社の発行する株券等に係る公開買付届出書の提出をしている者が

ある場合には、当該提出をしている者」と、同項各号中「株券等」とあるのは「上場等株券」と読み替えるものとする。

第二項において準用する第二十七条の十三第五項に規定するあん分比例方式により買付けをする上場等株券の数が確定した」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、同条第三項中「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、「買付条件等がこの節の規定」とあるのは「買付けに係る受渡しその他の決済が第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の十三第四項（第一号を除く。）及び第二十七条の十三第五項の規定」と、「買付条件等の変更が第二十七条の六第三項の規定」とあるのは「買付けをする上場等株券の数の計算の結果が第二十七条の二十二の二第一項において準用する第二十七条の十三第五項に規定する大蔵省令で定めるあん分比例方式」と、同条第四項中「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、同条第五項中「第三項の規定による処分」とあるのは「第二十七条の二十二の二第七項において準用する第三項及び前項の規定による処分」と、「末日（当該末日以後に提出される訂正届出書に係る処分にあつては、当該末日の翌日から起算して五年を経過した日）後は、することができないものとし、前項の規定による処分は、当該末日」とあるのは「末日」と読み替えるものとする。

第二項の規定は、前項において準用する第二十七条の八第一項から第四項までの規定による訂正届出書について準用する。この場合において、第四項中「第二項において準用する第二十七条の八第八項及び第十一項の規定による公告又は公表について準用する。

第二十七条の八第一項から第五項までの規定は、公開買付報告書について準用する。この場合において、第二十七条の八第一項中「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、同条第二項中「当該公開買付期間の末日までの間において、

買付条件等の変更その他の公開買付届出書に記載すべき重要な事項の変更その他当該公開買付届出書の内容を訂正すべき大蔵省令で定める事項をした者又は第二項において準用する第二十七

ある場合には、当該提出をしている者」と、同項各号中「株券等」とあるのは「上場等株券」と読み替えるものとする。

第二項において準用する第二十七条の十三第五項に規定するあん分比例方式により買付けをする上場等株券の数が確定した」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、「買付条件等がこの節の規定」とあるのは「買付けに係る受渡しその他の決済が第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の十三第四項（第一号を除く。）及び第二十七条の十三第五項の規定」と、「買付条件等の変更が第二十七条の六第三項の規定」とあるのは「買付けをする上場等株券の数の計算の結果が第二十七条の二十二の二第一項において準用する第二十七条の十三第五項に規定する大蔵省令で定めるあん分比例方式」と、同条第四項中「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、同条第五項中「第三項の規定による処分」とあるのは「第二十七条の二十二の二第七項において準用する第三項及び前項の規定による処分」と、「末日（当該末日以後に提出される訂正届出書に係る処分にあつては、当該末日の翌日から起算して五年を経過した日）後は、することができないものとし、前項の規定による処分は、当該末日」とあるのは「末日」と読み替えるものとする。

第二項の規定は、前項において準用する第二十七条の八第一項から第四項までの規定による訂正届出書について準用する。この場合において、第四項中「第二項において準用する第二十七条の八第八項及び第十一項の規定による公告又は公表について準用する。

第二十七条の八第一項から第五項までの規定は、公開買付報告書について準用する。この場合において、第二十七条の八第一項中「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、同条第二項中「当該公開買付期間の末日までの間において、

買付条件等の変更その他の公開買付届出書に記載すべき重要な事項の変更その他当該公開買付届出書の内容を訂正すべき大蔵省令で定める事項をした者又は第二項において準用する第二十七

条の九第二項若しくは第三項の規定に違反して当該上場等株券の買付けをした者について準用する。この場合において、第十六条中「これを取得した者」とあるのは、「当該公開買付けに応じて当該上場等株券の売付けをした者」と読み替えるものとする。

第十七条の規定は、重要な事項について虚偽の記載があり、又は表示すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の表示が欠けている第二項において準用する第二十七条の三第二項に規定する公開買付開始公告又は

第二項において準用する第二十七条の六第一項若しくは第二項、第二十七条の七第一項若しくは第二項若しくは第二十七条の八第八項

若しくは第十一項の規定若しくは第六項において準用する第二十七条の七第一項若しくは第二項、第二十七条の七第一項若しくは第二項若しくは第二項若しくは第二十七條の八第八項において「公開買付開始公告等」という。」を行つた会社

二 重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じ

三 重要な事項について虚偽の記載があり、又
させないために必要な重要な事実の記載が欠
けている第二項において準用する第二十七一条
の三第一項に規定する公開買付届出書(その
訂正届出書を含む。次項において同じ。)を提
出した会社

に詰まるべき重要な事項若しくは説解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている公開買付説明書(第一項において準用する第二十七条の九第三項の規定により訂正された公開買付説明書を含む。次項において司^レ)を作成して会社

前項において準用する第十八条第一項の規定の適用がある場合において、当該会社のその公開買付開始公告等、公開買付届出書の提出又は公開買付説明書の作成を行つた時における当該会社の役員は、当該会社と連帯して前項の規定による賠償の責めに任ずる。ただし、当該役員が、記載が虚偽であり又は欠けていることを知

らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず、知ることができなかつたことを証明したときは、この限りでない。

第二十七条の二十一の三 前条第一項に規定する
公開買付けによる上場等株券の買付けを行おう
とする会社は、当該会社の重要な事実(第六百六十
六条第一項に規定する業務等)に関する重要な事実
(大蔵省令で定めるものを除く。)をいう。以下
この条及び次条において同じ。)であつて第百六
十六条第一項に規定する公表がされていないも
のがあるときは、公開買付届出書(前条第二項
において準用する第二十七条の三第二項に規定
する公開買付届出書)をいう。以下この条及び次
条において同じ。)を提出する日前に、大蔵省令

で定めるところにより、当該重要事実を公表しなければならない。

前条第一項に規定する公開買付けによる上場等株券の買付けを行う場合において、公開買付行為者である会社は、公開買付届出書を提出した日以後当該公開買付けに係る前条第二項において準用する第二十七条の五に規定する公開買付期

間(第四項において準用する第二百一十七条の八第
八項の規定により延長しなければならない期間
を含む。次条において同じ。)の末日までの間に
おいて、当該会社に重要事実が生じたときは(公
開買付届出書を提出する日前に生じた重要事実
であつて第一百六十六条第一項に規定する公表が
されていないものがあることが判明したときを
含む。)は、直ちに、大蔵省令で定めるところに
より、当該重要事実を公表し、かつ、当該公開
買付けに係る上場等株券の買付けの申込みに對
する承諾又は売付けの申込みをした者及び当該
上場等株券の売付けを行おうとする者に対し
て、当該公表の内容を通知しなければならな
い。

前二項の規定による公表がされた後政令で定める期間が経過したときは、第百六十六条第一項に規定する公表がされたものとみなす。

第二項の規定による公表について準用する。この場合において、同条第八項中「第一項若しくは第二項の規定による訂正届出書を提出する場

届又は第二項若しくは第四項の規定による訂正届出書の提出命令があつた場合には、大蔵省令で定める場合を除き」とあるのは「第二十七条の二十二」の三第二項の規定により当該重要事実を公表しなければならない場合には」と、「買付け等」とあるのは「買付け」と、同条第九項中「前項の規定」とあるのは「第二十七条の二十一」の三第四項において準用する前項の規定」と、「買付け等」とあるのは「買付け」と、「株券等」とあるのは「上場等株券」と読み替えるものとする。
第二十七条の五の規定は、前項において準用

する第二十七条の八第八項の規定により公開買付けに係る公開買付けの期間を延長しなければ

ならない場合における当該延長しなければならない期間の末日までの間について準用する。この場合において、第二十七条の五中「買付け等」とあるのは「買付け」と、「株券等」とあるのは「上場等株券」と、「次に掲げる」とあるのは「政令で定める」と読み替えるものとする。

第十八条第一項の規定は、重要な事項について虚偽の表示があり、又は表示すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の表示が欠けている第四項において準用する第二十七条の八第八項の規定による公告を行つて置かなければならぬ。

又は公表を行った会社について運用する。この場合において、第十八条第一項中「当該有価証券を当該募集又は売出しに応じて取得した者」とあり、及び「当該有価証券を取得した者」とあるのは「当該公開買付けに応じて当該上場等株券の売付けをした者」と、「その取得の申込みの際」とあるのは「その売付けの際」と読み替えるものとする。

前項において準用する第十八条第一項の規定の適用がある場合において、当該会社が前項に規定する公告又は公表を行つた時における当該会社の役員は、当該会社と連帯して同項の規定による賠償の責めに任ずる。ただし、当該役員が、記載が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず、

す知ることができなかつたことを証明したときは、この限りでない。

第二十七条の十七の規定は、第五項において準用する第二十七条の五の規定に違反して上場等株券の買付けをした場合について準用する。

この場合において、第二十七条の十七中「株券等」とあるのは「上場等株券」と、「買付け等」とあるのは「買付け」と、「売付け等」とあるのは「売付け」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

の規定による公表又は通知(以下この条において「公表等」という。)をしなければならない重要な

事実についての公表等をせず、又は虚偽の公表等をした会社は、公開買付けに応じて上場等株券の売付けをした者に対し、公表等がされず又は公表等が虚偽であることにより生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、次に掲げる場

一、当該公開買付けに応じて当該上場等株券の売付けをした者が、当該会社に重要事実が生じております又は公表等の内容が虚偽であることを知つていたとき。

二、当該会社が、当該会社に重要事実が生じて

おり又は公表等の内容が虚偽であることを知らず、かつ、当該公開買付け当時(前条第一項の規定による公表にあつては当該公開買付届出書の提出の時、同条第二項の規定による公表又は通知にあつては当該公開買付届出書を提出した日以後当該公開買付期間の末日までの間をいう。次項において同じ。)において相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したとき。

前項本文の規定の適用がある場合において、当該公開買付け当時における当該会社の役員は、当該会社と連帶して同項による賃貸は、

の責めに任ずる。ただし、当該役員が、当該会社に重要事実が生じており又は公表等の内容が虚偽であることを知らず、かつ、当該公開買付け当时において相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したと

第二十七条の二十三第一項中「(明治三十二年法第四十八号)」を削る。

第四十二条の二第一項中「これに」を「これらに」改める。

とがないと認められるものとして大蔵大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

第六十五条第二項第一号中「第二条第八項」を
同条第八項に改める。

五百六十六条第一項第一号イ中「ハにおいて」を「ニにおいて」に改め、同号リ中「チまで」を「リま
で」に改め、同号中リを又とし、チをリとし、ト
をチとし、ヘをトとし、ホをヘとし、ニをホと
し、ハをニとし、口の次に次のように加える。

ハ 商法第二百十一条ノ一又は第二百二十二条ノ一の規定による自己の株式の取得

四の二 商法第二百十一条ノ二又は第二百十二条ノ二の規定による自己の株式の取得についての当該上場会社等の商法第二百十条ノ二(第二項又は第二百十二条ノ二第一項の規定による定時総会の決議について第一項に規定する公表(当該決議の内容が当該上場会社等の業務執行を決定する機関の決定と同一の内容であり、かつ、当該決議前に当該決定について同項に規定する公表がされている場合の当該公表を含む)がされた後、当該決議に基づいて当該自己の株式に係る株券の買付けをする場合(当該自己の株式の取得についての当該上場会社等の業務執行を決定する機関の決定以外の同項に規定する業務等に関する重要な事実について、同項に規定する公表がされていない場合を除く。)

第一百六十七条第一項中「限る。」又は「を限る。」若しくは「に改め、「政令で定めるもの」の下に「又は第二十七条の二十二の二第一項に規定する上場等株券の同項に規定する公開買付け」を、「当該公開買付け等に係る上場株券等」の下に「又は上場等株券を加え、同条第四項中「上場株券等」の下に「又は上場等株券を加え、同条第五項中「第二十

七条の三第一項及び「第二十七条の十一第二項」

の下に「(第二十一条の一十一)の二第二項において準用する場合を含む。」を、「第二十一条の十四第一項」に、「(第一)二十一条の二十二)の二第二項」に

項において準用する場合を含む。」を加え、「同条第三項」を「第二十七条の十三第三項及び第二十七条の二十一の二第七項」に改め、同号の次に次の二号を加える。

三の二 第二十七条の二十二の三第一項又は第二項の規定による公表を行わず、又は虚偽の記載を行ふ者

二十七条の二十一の第一項において準用する場合を含む。」を加え、「同項本文」を「第二十七条の二十一の第一項本文」に改め、「第一項本文」を「第二十七条の二十一の第一項において準用する場合を含む。」に改め、「第二十七条の二十一の第一項」の下に「(第二十七条の二十一の第一項において準用する場合を含む。)」を加え、「第二項において準用する場合を含む。」を加え、「第二项において準用する場合を含む。」を加え。

に繰り入れるものとする。

3 前項の規定による一般会計からの労働保険特別会計雇用勘定への繰入金は、当該勘定の歳入とする。

4 平成六年度及び第二項の規定による繰入れがされた年度における労働保険特別会計法(昭和四十七年法律第十八号)第二十条の規定の適用に関する必要な技術的読替えは、政令で定める。

(一般会計において承継した債務等の償還の特例)

第六条 政府は、地方交付税法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第三十七号)附則第三

項の規定により一般会計に帰属した借入金のうち同項の規定により平成六年度に償還するものとされている金額並びに日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律(昭和六十一年法律第七十六号)第二条第一項及び日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成二年度において緊急に講すべき特別措置に関する法律(平成二年法律第四十五号)第二条第二項の規定により一般会計において承継した債務のうち平成六年度において償還すべき金額については、それぞれその償還を延期することができる。この場合において、当該延期に係る金額については、十年(五年以内の据置期間を含む)以内に償還しなければならない。

(自動車損害賠償責任再保険特別会計からの一般会計への繰入れ)

第七条 政府は、平成六年度において、自動車損害賠償責任再保険特別会計の保障勘定から七千八百億円、同特別会計の保障勘定から三百億円を限り、それぞれ一般会計に繰り入れることができる。

2 政府は、前項の規定による自動車損害賠償責任再保険特別会計の保障勘定又は保障勘定から七千八百億円の繰入金については、後日、予算の定めるところにより、それぞれその繰入金に相当する額及

び同項の規定による繰入れがなかったとした場合に当該勘定において生じていたと見込まれる

運用収入に相当する額を合算した額に達するまでの金額を、一般会計から同特別会計の保険勘定又は保障勘定に繰り入れるものとする。

3 第一項の規定による自動車損害賠償責任再保険特別会計の保険勘定又は保障勘定からの繰入金は、それぞれ同特別会計の保険勘定又は保障勘定の歳出とし、前項の規定による一般会計から同特別会計の保険勘定又は保障勘定への繰入金は、それぞれ同特別会計の保険勘定又は保障勘定の歳入とする。

(造幣局特別会計からの一般会計への繰入れ)

第八条 政府は、平成六年度において、造幣局特別会計から、一億円を限り、一般会計に繰り入れることができる。

2 前項の規定による繰入金に相当する金額は、造幣局特別会計法(昭和二十五年法律第六十三号)第二十七条の規定による繰越利益金の額から減額して整理するものとする。

附 則

1 この法律は、平成六年四月一日から施行する。

2 国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの平準化を図るための一般会計からする繰入れの特例に関する法律の一部を次のように改正する。

「昭和六十四年度」を「平成元年度」に、「昭和六十五年度」を「平成二年度」に、「昭和六十六年度」を「平成三年度」に、「昭和六十七年度」を「平成四年度」に、「昭和六十八年度」を「平成五年度」に、「昭和六十九年度」を「平成六年度」に、「昭和七十年度」を「平成七年度」に、「昭和七十年度」を「平成八年度」に、「昭和七十二年度」を「平成九年度」に、「昭和七十三年度」を「平成十年度」に改める。

平成六年度における國の財政收支の状況にかん
理由

がみ、同年度の適切な財政運営に資するため、同年度における一般会計からの国債整理基金に充るべき資金の繰入れの特例に関する措置、一般会計からの国民年金特別会計国民年金勘定厚生保険特別会計健康勘定及び労働保険特別会計雇用勘定への繰入れの特例に関する措置、一般会計において承継した債務等の償還の特例に関する措置並びに自動車損害賠償責任再保険特別会計及び造幣局特別会計からの一般会計への繰入れの特別措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成六年六月十七日印刷

平成六年六月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D